

## 令和5年度 第1回沖縄地方最低賃金審議会追加参考資料一覧

- |   |                                |           |
|---|--------------------------------|-----------|
| 1 | 最低賃金関係の閣議決定等                   | P 1 ~ P 4 |
| 2 | 最低賃金制度について（厚生労働省労働基準局賃金課）      | P 5 ~ P10 |
| 3 | 中小企業の生産性向上等に係る支援策（厚生労働省労働局賃金課） | P11~P16   |
| 4 | 第66回中央最低賃金審議会（令和5年6月30日）       | P17~ P33  |
| 5 | 同 第1回目安に関する小委員会（令和5年6月30日）     | P34~P165  |

### 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

#### 第2章 新しい資本主義の加速

##### 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

(略) 最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年には全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。

また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

#### Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革への指針」

##### (7)多様性の尊重と格差の是正

###### ①最低賃金

最低賃金について、去年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

# (参考)骨太の方針の変遷(中小企業賃上げ支援・最低賃金関係)

	平成28年度～ 平成30年度 (目安額25～26円： 3～3.1%)	令和元年度 (目安額27円：3.1%) 令和元年6月21日閣議決定	令和2年度 (目安額28円：3.1%) 令和2年7月17日閣議決定	令和3年度 (目安額28円：3.1%) 令和3年6月18日閣議決定	令和4年度 令和4年6月7日閣議決定
中小企業 の賃 上 げ 支 援	また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。	経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模企業に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、 <u>思い切った支援策を講じるとともに</u> 、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。	経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に <u>不断に取り組みつつ</u> 、…	我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、…	…全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組む、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。
最低賃金の引上げ	最低賃金については、 <u>年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。</u> これにより、 <b>全国加重平均が1000円になることを目指す。</b>	最低賃金については、この3年、 <u>年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。</u> あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。	…最低賃金については、 <b>より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持</b> する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、 <u>今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</u>	…最低賃金について、 <u>感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、</u> 本年の引上げに取り組む。	…最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。 <u>最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、</u> 引上げに取り組む。

# 与野党の重点政策・公約等(令和4年参院選)

<p>自民党</p>	<p>総合政策集2022「J-ファイル」(2022年6月16日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、「特別枠」の設定や、経営規模を踏まえた運用見直しを実施し、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける者や積極的な賃上げに取り組む者への支援を強化します。</li> <li>○ 最低賃金については、過去9年で181円引き上げてきました。引き続き、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転化等の取引条件の改善等の取組みを全力で進め、地域間格差にも配慮しながら、<u>できる限り早期に全国加重平均1,000円以上</u>とすることを目指します。</li> </ul>
<p>公明党</p>	<p>参院選政策集 Manifesto2022 「日本を前へ。」(2022年6月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低賃金を年率3%以上をメドとして着実に引き上げ、<u>2020年代前半には全国加重平均で1,000円超に、2020年代半ばには47都道府県の半数以上で1,000円以上</u>へと引き上げ、地域間格差を是正します。</li> <li>○ 最低賃金を含めた賃上げしやすい環境を整備するため、中小企業の取引条件の改善に向けた取組みを進めます。具体的には、下請けGメンの倍増、転嫁円滑化施策パッケージの着実な推進、公正取引委員会を強化します。また、「事業再構築補助金」や「生産性革命補助金」の大幅な拡充等を通じた生産性・付加価値の向上、「賃上げ促進税制」等を通じた負担軽減、人件費上昇分の取引価格への円滑な転嫁等を強力に進めます。</li> </ul>
<p>国民民主党</p>	<p>政策パンフレット「給料を上げる。国を守る。」(2022年6月6日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低賃金を引き上げ、「<u>全国どこでも時給1150円以上</u>」を早期に実現します。そのための中小企業支援を強化します。</li> </ul>
<p>立憲民主党</p>	<p>参院選公約集「いまこそ生活安全保障が必要です。」(2022年6月3日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>時給1,500円を将来的な目標に</u>、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。</li> </ul>
<p>日本共産党</p>	<p>2022年参議院選挙政策「平和でも、くらしでも、希望がもてる日本に」(2022年6月8日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化しながら、<u>最低賃金を時給1500円</u>(月給だと22万5000円程度)に引き上げます。</li> <li>○ <u>全国一律最賃制</u>を確立します。</li> </ul>
<p>日本維新の会</p>	<p>政策提言維新八策 2022(2022年6月2日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「負の所得税」同様の考え方を実現するため、ベーシックインカムまたは給付付き税額控除導入を検討し、就労意欲の向上と雇用の流動化を図り、労働市場全体の生産性と賃金水準の向上を実現します。</li> <li>○ いわゆる「<u>エッセンシャルワーカー</u>」を中心とする労働集約型の企業が持続・成長可能な税制を整備します。具体的には、被用者の待遇・賃金水準の向上を目指し、労働分配率の高い企業に減税などのインセンティブを講じます。</li> </ul>
<p>社民党</p>	<p>重点政策2022(2022年6月7日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大都市一極集中を見直し、地域経済を活性化するために最低賃金制を現在の地域別から<u>全国一律に</u>転換すべきです。まず、<u>時給1,000円を実現し、さらに安定した生活を確保できるよう時給1,500円をめざします。</u>あわせて中小零細企業に対して社会保険料負担を軽減するなど支援策を検討します。</li> </ul>

## 政労使の意見交換の場(令和5年3月15日)の岸田総理発言

本日は、春季労使交渉の集中回答日であり、今後の中小企業や小規模事業者の賃金交渉に向けて、労使の代表の皆さんと意見交換の場を持ちました。

賃上げは、新しい資本主義の最重要課題です。

本日も、経団連会長から、多くの大手企業が高い支給水準の回答を出すなど積極的な対応が表明されたとの御報告がありました。

また、日本商工会議所会頭から、大企業における賃上げの動きが中小企業、小規模事業者に広がっていくために、取引適正化などが不可欠であるとの御発言がありました。

政府としても、政策を総動員して、環境整備に取り組みます。

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、基本的に合意がありました。政府としても、公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめてまいります。また、業界団体にも、これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえ、自主行動計画の改定・徹底を求めます。

また、男女間賃金格差の是正や、非正規労働者の方々の賃金引上げは極めて重要です。

**最低賃金について、去年は過去最高の引上げ額となりましたが、今年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただきたいと思っております。**

**また、地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げることも必要です。**

**この夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても議論を行っていききたいと思っております。**  
さらに、同一労働同一賃金の施行の徹底について、今月から本格的に取り組む、全国321か所の労働基準監督署による調査を踏まえ、年内に格差の状況をフォローアップし、その後の進め方を検討していきます。

成長と分配の好循環の実現のための転換点がこの春の賃金交渉であり、本日お集まりの皆様のご協力をお願いいたします。

また、リスキングによる能力向上、職務に応じた適正なスキルの評価、自らの選択による労働移動の円滑化、この三位一体の労働市場改革を実施することにより、さらにその先に、構造的な賃金引上げを目指してまいります。

# 最低賃金制度について

## 1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。
- ※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

## 2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

民主党政権3年間で  
36円の引上げ

自民党・公明党政権  
10年間で212円の引上げ

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
目安額(円)	示さず ※1	0	示さず ※1	3	3	14	15 (12)※2	7~9 (示さず) ※1,2	15 (10) ※2	6 (2)※2	7 (4)※2	14 (14)※2	16 (16) ※2	18	24	25	26	27	示さず ※3	28	31
対前年度引上げ額 (円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%

10年間で86円の引上げ

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。  
 (※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)  
 (※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

## 3. 地域別最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

## 4. 罰則

- 最低賃金法 第四十条  
 第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

# 令和4年度 地域別最低賃金額一覽

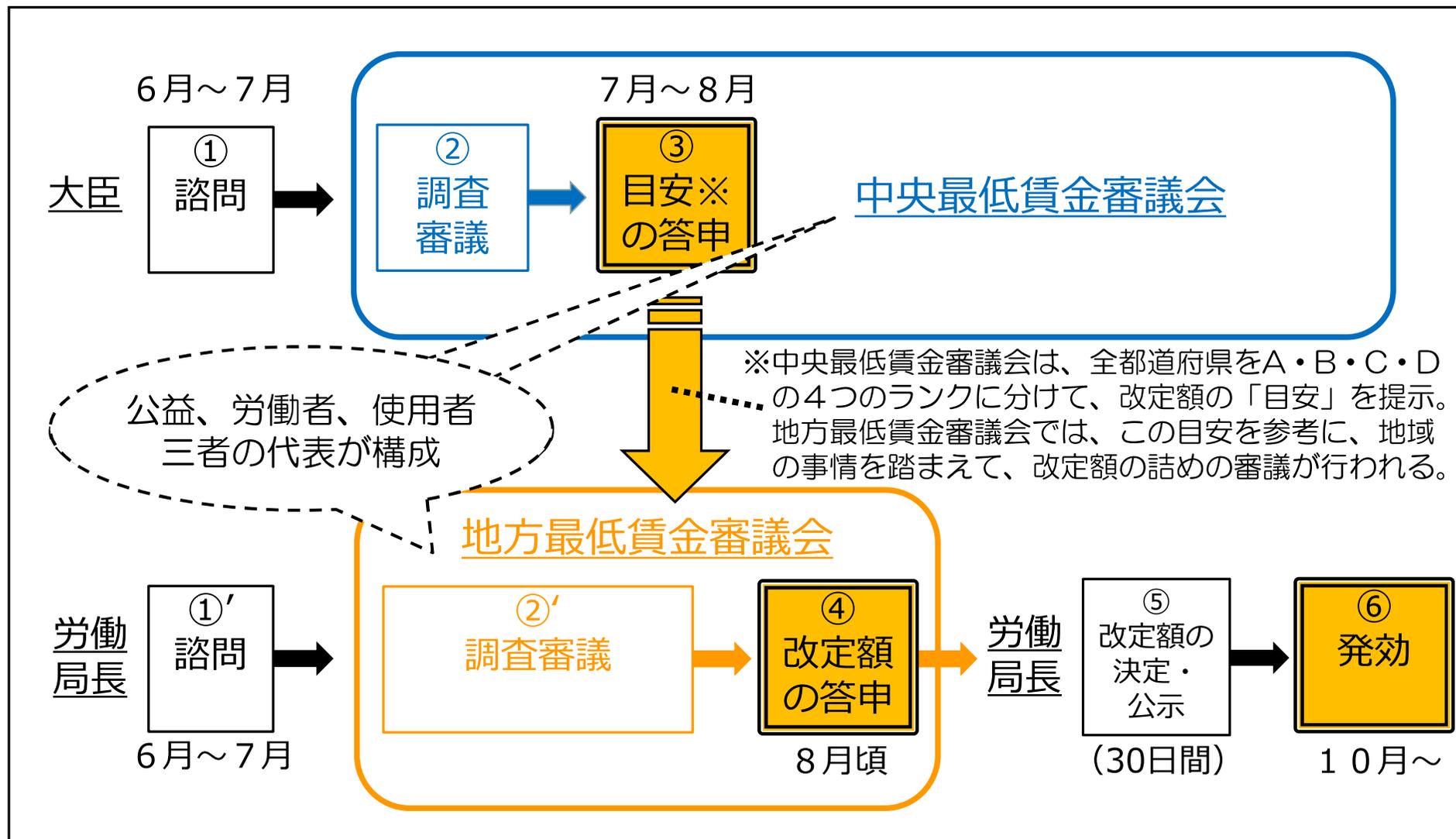
採決状況の凡例: ○全会一致 ●使側全員反対 ▲労側全員反対 ▲労側一部反対 ●使側一部反対

ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】 (※)	本審 採決状況	発効年月日	ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】 (※)	本審 採決状況	発効年月日
A	東 京	1072 ( 1041 )	● <small>使側3名反対</small>	令和4年10月1日	C	和 歌 山	889 ( 859 )	●	令和4年10月1日
	神 奈 川	1071 ( 1040 )	●	令和4年10月1日		福 井	888 ( 858 )	● <small>使側2名反対</small>	令和4年10月2日
	大 阪	1023 ( 992 )	○	令和4年10月1日		山 口	888 ( 857 )	●	令和4年10月13日
	埼 玉	987 ( 956 )	○	令和4年10月1日		宮 城	883 ( 853 )	○	令和4年10月1日
	愛 知	986 ( 955 )	○	令和4年10月1日		香 川	878 ( 848 )	▲	令和4年10月1日
	千 葉	984 ( 953 )	●	令和4年10月1日		徳 島	855 ( 824 )	○	令和4年10月6日
B	京 都	968 ( 937 )	●	令和4年10月9日	福 島	858 ( 828 )	○	令和4年10月6日	
	兵 庫	960 ( 928 )	○	令和4年10月1日	青 森	853 ( 822 )	●	令和4年10月5日	
	静 岡	944 ( 913 )	●	令和4年10月5日	岩 手	854 ( 821 )	●	令和4年10月20日	
	三 重	933 ( 902 )	●	令和4年10月1日	山 形	854 ( 822 )	●	令和4年10月6日	
	広 島	930 ( 899 )	●	令和4年10月1日	愛 媛	853 ( 821 )	●	令和4年10月5日	
	滋 賀	927 ( 896 )	●	令和4年10月6日	熊 本	853 ( 821 )	●	令和4年10月1日	
	栃 木	913 ( 882 )	▲	令和4年10月1日	長 崎	853 ( 821 )	●	令和4年10月8日	
	茨 城	911 ( 879 )	●	令和4年10月1日	鹿 児 島	853 ( 821 )	●	令和4年10月6日	
	長 野	908 ( 877 )	●	令和4年10月1日	宮 崎	853 ( 821 )	●	令和4年10月6日	
	富 山	908 ( 877 )	●	令和4年10月1日	秋 田	853 ( 822 )	●	令和4年10月1日	
	山 梨	898 ( 866 )	●	令和4年10月20日	島 根	857 ( 824 )	●	令和4年10月5日	
C	北 海 道	920 ( 889 )	●	令和4年10月2日	鳥 取	854 ( 821 )	●	令和4年10月6日	
	岐 阜	910 ( 880 )	▲● <small>労側1名反対 使側2名反対</small>	令和4年10月1日	高 知	853 ( 820 )	●	令和4年10月9日	
	福 岡	900 ( 870 )	●	令和4年10月8日	佐 賀	853 ( 821 )	●	令和4年10月2日	
	奈 良	896 ( 866 )	●	令和4年10月1日	大 分	854 ( 822 )	●	令和4年10月5日	
	群 馬	895 ( 865 )	○	令和4年10月8日	沖 縄	853 ( 820 )	●	令和4年10月6日	
	岡 山	892 ( 862 )	●	令和4年10月1日					
	石 川	891 ( 861 )	○	令和4年10月8日	全国加重平均額	961 ( 930 )			
新 潟	890 ( 859 )	●	令和4年10月1日						

※ 括弧書きは、令和3年度地域別最低賃金額

# 地域別最低賃金額の改正決定の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が、地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



# 令和4年度 中央最低賃金審議会における労使の主張等

## 労働者側

- 本年の春季生活闘争における賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべき。
- 昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしており、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。
- 本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要である。

## 使用者側

- 中小企業を取り巻く経営環境は、企業規模や業種により回復基調の格差が生じ、さらに、感染症の影響による景気の低迷、ウクライナ侵攻に対する金融制裁、エネルギー問題などの影響を大きく受け、予断を許さない状況である。
- 各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づき慎重な審議を行うべき。
- 今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべき。

## 公益委員見解

- 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率は、平成14年以降最大である。
- 労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。
- 通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

# 令和4年度 地域別最低賃金額改定の目安について

○ 令和4年8月2日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、A・Bランクにおいて31円、C・Dランクにおいて30円」とし、「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く希望する」とされた。

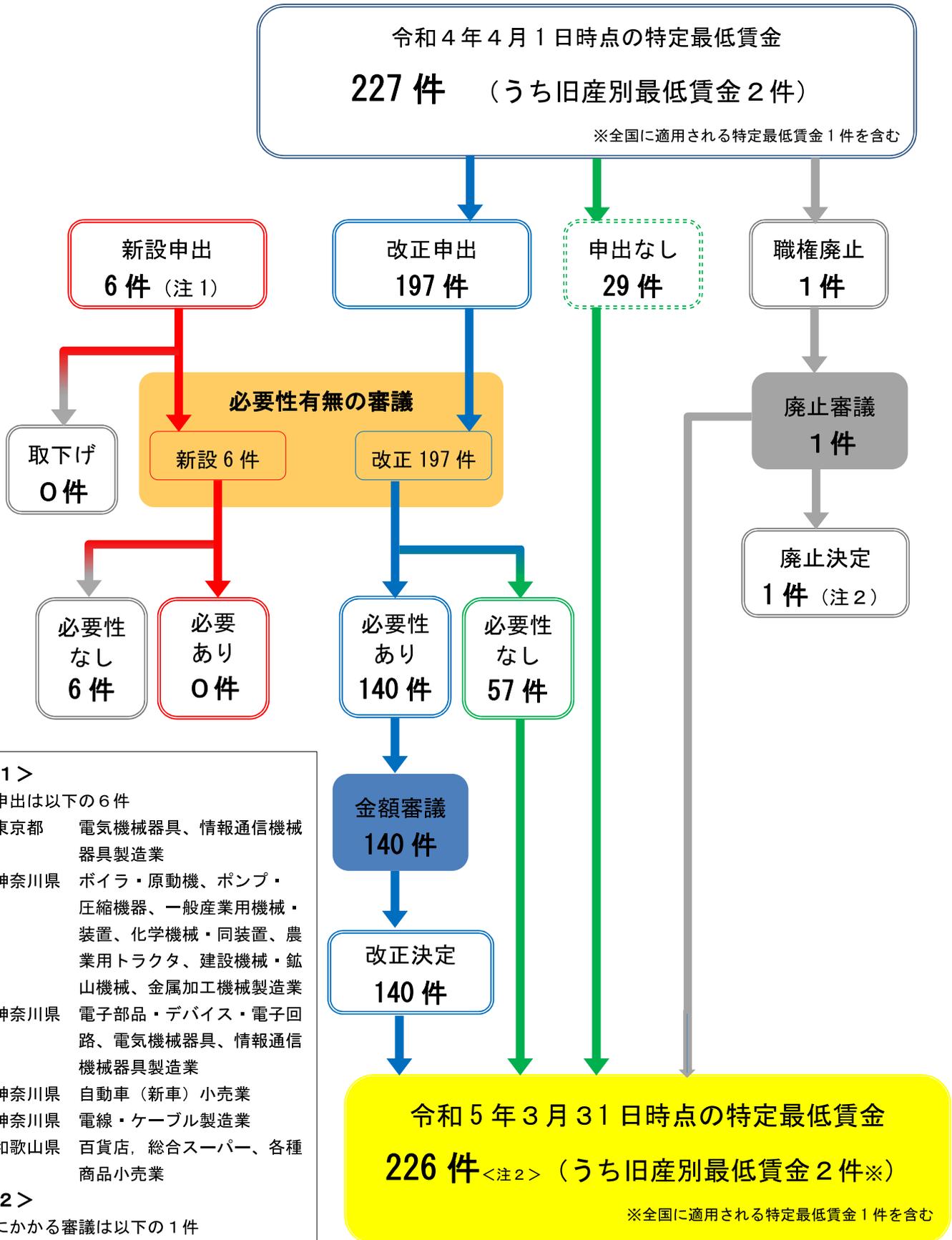
## <ランク別の目安額>

ランク	都道府県	H30	R元	R2(※)	R3	R4
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	27円	28円	—	28円	31円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	26円	27円	—	28円	31円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	25円	26円	—	28円	30円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	23円	26円	—	28円	30円
(参考)対前年度引上げ額・率(全国加重平均)		26円 (3.1%)	27円 (3.1%)	1円 (0.1%)	28円 (3.1%)	31円 (3.3%)
(参考)地域別最低賃金額(全国加重平均)		874円	901円	902円	930円	961円

※令和2年度は「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされた。

# 特定最低賃金の審議結果について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)



## <注1>

新設申出は以下の6件

- ① 東京都 電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ② 神奈川県 ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
- ③ 神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 神奈川県 自動車（新車）小売業
- ⑤ 神奈川県 電線・ケーブル製造業
- ⑥ 和歌山県 百貨店、総合スーパー、各種商品小売業

## <注2>

廃止にかかる審議は以下の1件

- ・京都市 印刷業

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 令和5年度当初予算額（令和4年度当初予算額） | < 令和4年度補正予算額 >

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

#### ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

#### ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～250万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

#### ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

#### ④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3）

…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引き継ぎに関連する廃業費用等を支援

### よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

### 中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円) |

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.4億円(7.5億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

### テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

### 生活衛生業関連施策

#### ・ 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

#### ・ デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

#### ・ 生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

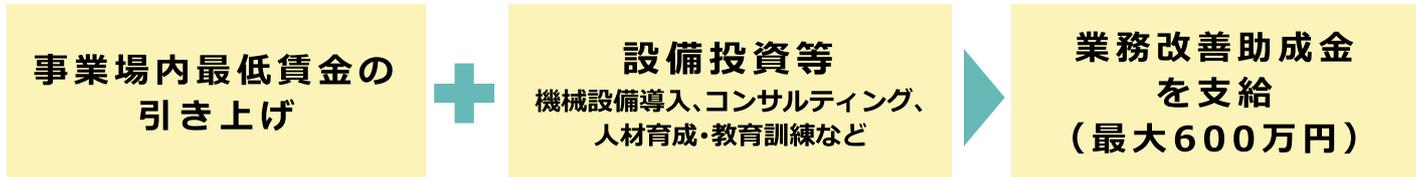
名称	令和4年度 応募・申請数(件) ※一部暫定値	令和4年度 実績(件) ※一部暫定値	令和4年度 執行額(億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

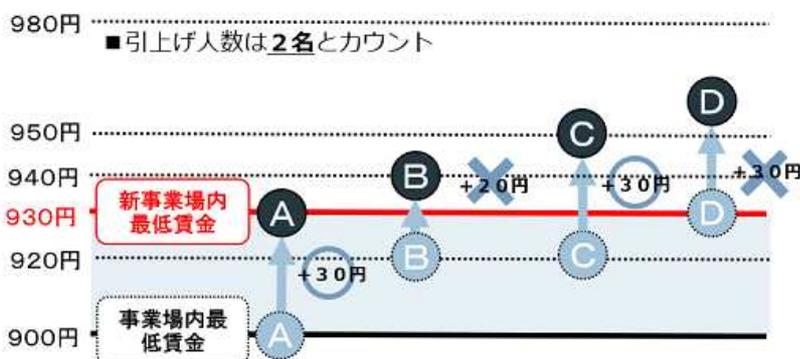
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。  
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をまとめた「生産性向上のヒント集」を作成しました。



#### 【業務改善助成金に関する事例】

##### 事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

**課題と対応**  
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施概要**  
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼ぶような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫  
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

**実施結果**  
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

**成果**  
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

### 生産性向上のヒント集

検索

#### 業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業  
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

**企業概要**  
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

※1 設備と水処理を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

代議者  
さらなる工夫  
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

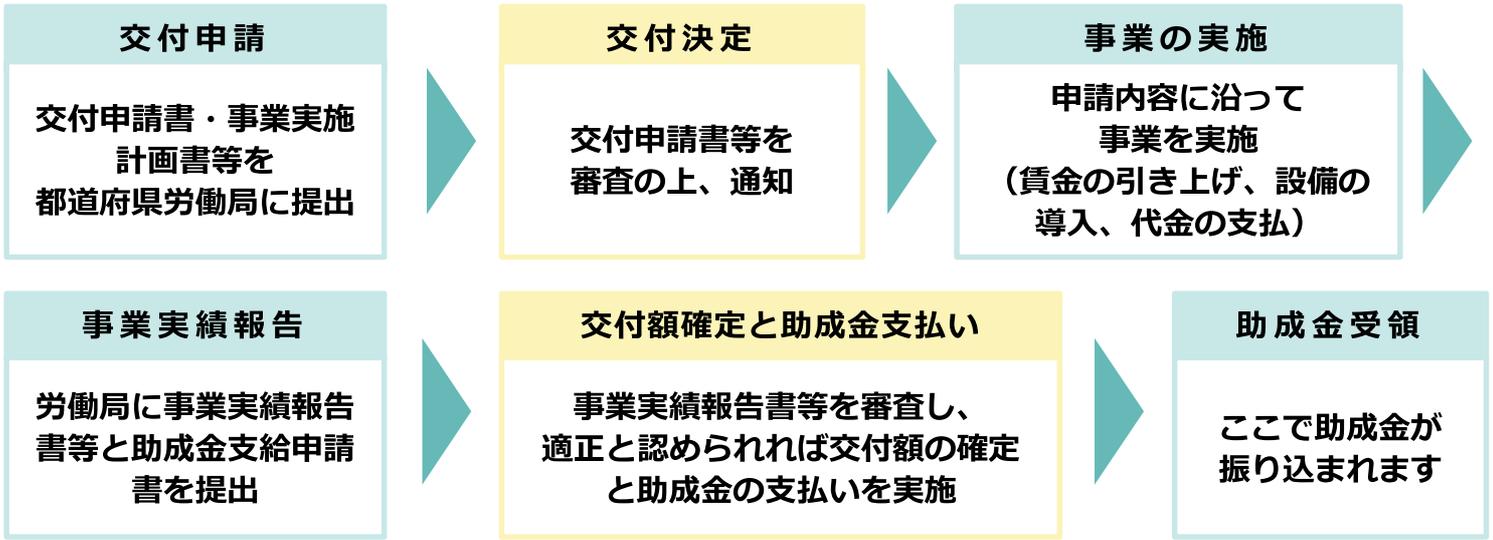
**実施内容**  
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

**成果**  
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和5年6月30日（金）15:00～  
於 厚生労働省 省議室（9階）

## 第66回中央最低賃金審議会

### < 議 事 次 第 >

- 1 会長及び会長代理の選任について
- 2 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 3 その他

### < 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 資料 No. 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（関係部分抜粋）
- 資料 No. 5 経済財政運営と改革の基本方針2023（関係部分抜粋）
- 資料 No. 6 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和5年5月27日

## 中央最低賃金審議会委員名簿

## (公益委員)

戎 野 淑 子	立正大学経済学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
首 藤 若 菜	立教大学経済学部教授
藤 村 博 之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

## (労働者側委員)

池 田 智香子	全日本自動車産業労働組合総連合会常任執行委員
伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
永 井 幸 子	UAゼンセン副書記長
仁 平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚	JAM労働・調査グループ長
水 崎 恵 一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

## (使用者側委員)

大 下 英 和	日本・東京商工会議所産業政策第二部長
佐久間 一 浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
土 井 和 雄	全国商工会連合会・中小企業問題研究所所長
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

## 中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

**第十条** この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。

⑤

厚生労働省発基 0630 第5号  
令和5年6月30日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版  
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

**Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」**

**(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方**

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた(先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍)。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しもが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務(ジョブ)やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

## (2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

## (3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

## (7) 多様性の尊重と格差の是正

### ① 最低賃金

最低賃金について、 昨年<sup>1</sup>は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、 最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

## ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

### i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

### ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

## ③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

#### ④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

#### ⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

#### ⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

### （9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

#### ①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

## ②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

## ③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入<sup>（注）</sup>した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

（注）所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

経済財政運営と改革の基本方針 2023  
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

## 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

### 2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

## 第2章 新しい資本主義の加速

### 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

#### （家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになってきているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

#### （多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとられない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

## 5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本金劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

## 目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

戎 野 淑 子                      小 西 康 之

首 藤 若 菜                      藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英                      永 井 幸 子

仁 平                      章                      水 崎 恵 一

（使用者側委員）

大 下 英 和                      佐久間 一 浩

土 井 和 雄                      新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。

令和5年6月30日（金）  
中央最低賃金審議会終了後  
於 厚生労働省 省議室（9階）

## 第1回目安に関する小委員会

### < 議 事 次 第 >

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

### < 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 主要統計資料

資料 No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（関係部分抜粋）

資料 No. 3 経済財政運営と改革の基本方針2023（関係部分抜粋）

資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 5 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究

以上

# 主要統計資料

## 資料標題

### I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
  - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
  - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
  - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
  - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
  - (1) 賃金
    - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
    - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
    - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
  - (2) 賃金・労働時間
    - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
    - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
    - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
    - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
  - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
  - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
    - イ 1人あたり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
    - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和4年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和5年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・	17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・	18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係		
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・	21
11	企業の業況判断及び収益		
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益		
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・	22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・	23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・	23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・	26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・	27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・	28
12	労働生産性		
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・	30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・	32
<b>II 都道府県統計資料編</b>			
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・	33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・	35
4	賃金・労働時間の実情と推移		
	(1) 賃金		
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・	37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・	38
(2)	労働時間		
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・	39
	(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))		
5	消費者物価指数等の推移		
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・	40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・	41
	消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・	42
6	消費支出額の推移		
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・	43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・	44
7	労働者数等の推移		
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	47
<b>Ⅲ 業務統計資料編</b>			
1	地域別最低賃金改定状況		
(1)	令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況		
	(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・	48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・	51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・	52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果		
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・	54
(2)	業種別法違反の状況(令和5年1月～3月、全国計)	・・・	55

# I 全国統計資料編

# 1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.1	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,390,824	△ 3.4	-	5,288,946	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,494,531	1.9	-	5,403,097	2.2	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
4 年	5,565,525	1.3	-	5,459,556	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 3 年 1~3 月	5,481,915	△ 0.0	△ 0.1	5,381,040	△ 0.3	106.3	2.7	110.1	3.1	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4~6 月	5,510,533	0.5	2.1	5,405,031	0.4	107.5	1.1	110.8	0.6	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7~9 月	5,477,198	△ 0.6	△ 2.4	5,383,554	△ 0.4	103.3	△ 3.9	104.2	△ 6.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10~12 月	5,516,904	0.7	2.9	5,450,189	1.2	104.6	1.3	109.0	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1~3 月	5,525,134	0.1	0.6	5,412,917	△ 0.7	105.4	0.8	108.1	△ 0.8	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
4~6 月	5,593,863	1.2	5.1	5,487,500	1.4	103.9	△ 1.4	104.3	△ 3.5	1,556	4.4	189	△ 21	2.7
7~9 月	5,543,482	△ 0.9	△ 3.6	5,467,409	△ 0.4	107.1	3.1	109.5	5.0	1,585	9.5	180	△ 13	2.6
10~12 月	5,607,604	1.2	4.7	5,473,068	0.1	105.3	△ 1.7	111.2	1.6	1,783	15.9	167	△ 13	2.4
5 年 1~3 月	5,719,870	2.0	8.3	5,510,007	0.7	103.4	△ 1.8	106.6	△ 4.1	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
令和 5 年 1 月	-	-	-	-	-	100.8	△ 3.9	103.9	△ 5.6	570	26.1	167	△ 4	2.4
2 月	-	-	-	-	-	104.5	3.7	108.0	3.9	577	25.7	180	13	2.6
3 月	-	-	-	-	-	104.8	0.3	107.9	△ 0.1	809	36.4	195	15	2.8
4 月	-	-	-	-	-	105.5	0.7	111.1	3.0	610	25.5	180	△ 15	2.6
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	706	34.7	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	調査産業計					製造業				
							名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート比率 <small>(%)</small>	名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート比率 <small>(%)</small>
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月			106.0	0.1	119.1	△ 0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

## 2 有効求人倍率、完全失業率の推移

### (1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	令和5年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.35	1.34	1.32	1.32
	Aランク	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.19	1.18	1.19
	Bランク	0.96	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.44	1.42	1.40	1.39
	Cランク	0.82	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.47	1.45	1.43	1.42

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

区分	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3	4.3	7.6	5.7	3.6	3.4	4.4	2.8	3.7	6.2	4.9	3.9	3.1	2.8	1.2
26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
令和5年 1月	2.4	4.5	3.0	2.5	2.1	2.1	1.6	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	2.4	…	2.2	4.3	2.7	2.3	1.9	1.6	…
2月	2.6	5.2	3.5	2.2	2.0	2.5	2.0	2.9	5.5	4.3	1.9	2.2	2.9	…	2.3	4.9	2.7	2.5	1.9	2.2	…
3月	2.8	4.7	4.2	2.2	2.4	2.7	1.9	3.0	4.9	4.4	2.3	2.3	3.1	…	2.5	4.2	3.8	2.1	2.5	2.3	…
4月	2.6	3.8	3.9	2.3	2.3	2.4	1.7	2.7	4.1	3.9	2.3	2.3	2.5	…	2.4	3.7	3.6	2.3	2.2	2.0	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

### 3 賃金・労働時間の推移

#### (1) 賃金

##### イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	2.1	1.4	1.4	1.0
	500人以上	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.4	△ 0.2	0.5	0.6
	100～499人	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	3.7	3.2	3.0	2.0
	30～99人	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	0.7	0.4	0.2	△ 0.3
	5～29人	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.9	0.3	1.5	0.9
定期給与額	30人以上	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.7 (1.7)	1.4 (1.5)	1.0 (1.0)	1.0 (1.2)
	500人以上	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.3 (0.4)	0.3 (0.5)	0.1 (0.3)	0.4 (0.7)
	100～499人	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	2.7 (3.2)	2.5 (2.9)	1.7 (2.0)	2.1 (2.5)
	30～99人	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.1 (0.9)	0.4 (0.1)	0.2 (△ 0.2)	△ 0.2 (△ 0.4)
	5～29人	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	△ 0.1 (△ 0.1)	0.4 (0.2)	0.3 (0.1)	0.9 (0.8)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ( )内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
											1月	2月	3月	4月
											パートタイム労働者比率	30人以上	24.50	25.40
500人以上	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.34		15.51	15.13	14.90
100～499人	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.69		23.56	23.49	23.21
30～99人	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.38		30.83	30.94	30.54
5～29人	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	41.98		42.05	42.05	41.39

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒			(現業)	高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)		差あり				(事務・技術)			
	一律	基幹職					一律	基幹職		
									補助職	
平成25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	182,112 153 (0.1)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)
4年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)
5年度	183,388 6,627 (3.7)	195,257 7,855 (4.2)	182,478 7,936 (4.5)	180,095 7,389 (4.3)	203,358 7,024 (3.6)	195,227 6,570 (3.5)	225,686 6,825 (3.1)	231,882 7,912 (3.5)	204,472 6,685 (3.4)	243,953 7,483 (3.2)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

4 令和5年度は速報値である。

## (2) 賃金・労働時間

### イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.5	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
令和3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.9	274,127	132.9	2,063
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.5	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.7	274,251	133.0	2,062
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2	2,172
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2	2,100
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5	2,120
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3	2,116
5年1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比	③	④	③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
4年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
令和3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.4	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
5年1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
4年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

## ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
4年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和5年1月	123.9	△ 0.9	110.9	△ 1.7	11.8	0.0	14.5	△ 6.5	7.0	3.0	8.3	2.4
2月	127.7	2.4	117.7	2.4	12.0	0.8	15.6	△ 6.1	7.3	4.3	9.8	1.0
3月	133.3	1.1	120.0	0.9	12.5	△ 0.9	15.8	△ 6.0	7.9	4.0	9.6	△ 4.0
4月	135.7	△ 0.3	123.2	△ 0.4	12.6	△ 2.3	15.5	△ 7.1	7.7	0.0	9.4	△ 1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

#### 4 春季賃上げ妥結状況

##### (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	384組合 1,664,963人 11,573円(6,637円) 3.73%(2.18%)	27組合 85,118人 6,265円(2,308円) 1.82%(0.67%)	26組合 106,770人 3,917円(1,147円) 1.39%(0.40%)
300～999人	727組合 391,612人 10,185円(6,063円) 3.69%(2.24%)	43組合 25,656人 6,682円(3,002円) 2.28%(1.02%)	37組合 20,459人 5,282円(1,666円) 2.07%(0.67%)
100～299人	952組合 172,747人 9,467円(5,847円) 3.65%(2.27%)	61組合 10,749人 5,383円(2,197円) 2.03%(0.82%)	57組合 9,923人 4,413円(2,067円) 1.83%(0.85%)
～99人	856組合 43,640人 8,354円(5,446円) 3.37%(2.22%)	76組合 3,856人 3,926円(1,629円) 1.59%(0.63%)	81組合 4,213人 3,511円(1,454円) 1.51%(0.62%)
規模計	2,919組合 2,272,962人 11,094円(6,447円) 3.71%(2.20%)	207組合 125,379人 5,233円(2,192円) 1.90%(0.78%)	201組合 141,365人 4,145円(1,639円) 1.69%(0.66%)

- (注) 1 ( )内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。  
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。  
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。  
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

		単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
時給	373組合 808,237人	賃上げ額	39.53円(22.15円)	52.78円(23.75円)	
		引上げ率	—	5.01%(2.32%)	
		平均時給	1,094.11円(1,064.19円)	1,095.65円(1,048.50円)	
月給	132組合 28,256人	賃上げ額	6,703円(3,737円)	6,982円(3,989円)	
		賃上げ率	3.11%(1.76%)	3.24%(1.85%)	

- (注) ( )内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91%(2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。  
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。  
 3 ( )内の数値は、令和4年5月20日付第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94%(1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。  
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。  
 3 了承、妥結を含む。  
 4 ( )の数値は、令和4年6月10日付第1回集計結果。

## (2) 賃上げ額・率の推移

### イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
4 年	5,534	4,818	1.9	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改訂率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

### ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(92.4)	(0.9)	(6.6)
企業業績	40.4	23.5	51.6
世間相場	3.2	-	4.1
雇用の維持	11.0	21.7	3.0
労働力の確保・定着	12.0	-	3.6
物価の動向	1.2	-	-
労使関係の安定	2.1	-	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.3	16.0	0.5
前年度の改定の実績	2.8	8.1	-
その他の要素	3.1	-	2.5
重視した要素はない	16.4	5.7	18.9
不詳	3.6	25.0	13.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 ( ) 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

## 5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.38ヶ月		△0.01ヶ月	2.39ヶ月	
		1,984組合	1,564,783人		1,844組合	1,558,435人
	回答額	738,357円		11,995円	726,362円	
		1,340組合	915,694人		1,303組合	842,816人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		△0.01ヶ月	4.88ヶ月	
		1,968組合	1,862,317人		1,806組合	1,698,233人
	回答額	1,595,525円		16,741円	1,578,784円	
		1,070組合	955,648人		1,055組合	964,564人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年6月3日付 第6回 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8
Aランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0
Bランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7
Cランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## 7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
消費支出額		消費支出額				世帯人員	等価消費支出額	
平成20年	171,602	195,254	261,306	2.52	164,607	291,498	2.82	173,585
21年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
22年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
23年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
24年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
25年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
26年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
27年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
28年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
29年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
30年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和元年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
3年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
4年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
前年比								
平成20年	1.4%	1.9%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	0.3%	0.6%	▲ 0.4%	0.8%
21年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
22年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
23年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
24年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
25年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
26年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
27年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
28年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
29年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
30年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和元年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
3年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
4年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## 8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
地域別 最低賃金 (円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

## 9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—
影響率	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

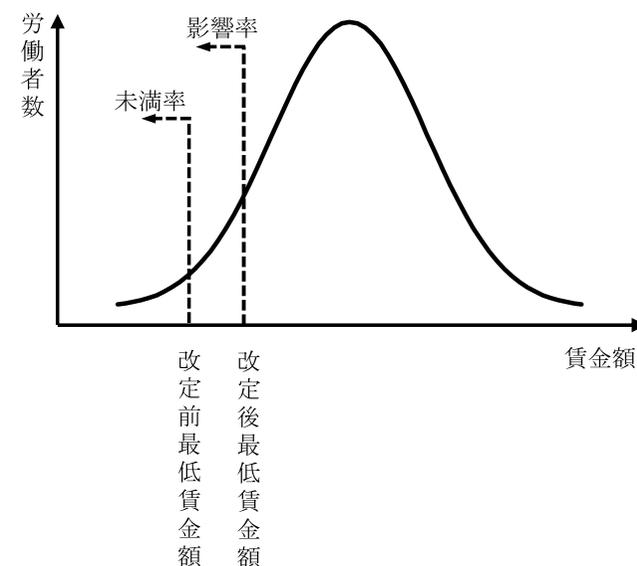
(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3
影響率	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成25年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

## 10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

### (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与
①	②	③	④=②/③	①/④	⑤	⑥	⑦=⑤/⑥	①/⑦		
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	
4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)
①	②	①/②	③	①/③	④	①/④	⑤	①/⑤		
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	
4年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

### (3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成27年	798	240,820	18.7	133.5	12,878	1,804	44.2
28年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
29年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
30年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和元年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
3年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
4年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

## 11 企業の業況判断及び収益

### (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

#### イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-3
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	6
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	3
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	15
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	-4
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	8
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-4
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年3月調査の時点で、9,199社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

#### 2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

## ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	2.4	-2.7
	非製造業	-30.4	35.8	13.3	-2.6
大企業	製造業	-1.4	53.7	5.5	-2.7
	非製造業	-37.9	44.4	19.5	-3.5
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-4.9	-6.6
	非製造業	-23.9	31.6	9.5	-2.8
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-14.2	3.5
	非製造業	-16.1	21.8	1.7	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

## ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.22	7.86
	非製造業	3.61	4.85	5.12	4.95
大企業	製造業	7.48	10.48	9.96	9.57
	非製造業	4.22	6.31	6.86	6.56
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.49	4.94
	非製造業	3.03	3.73	3.84	3.69
中小企業	製造業	3.70	4.87	3.99	4.04
	非製造業	3.18	3.70	3.59	3.58

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

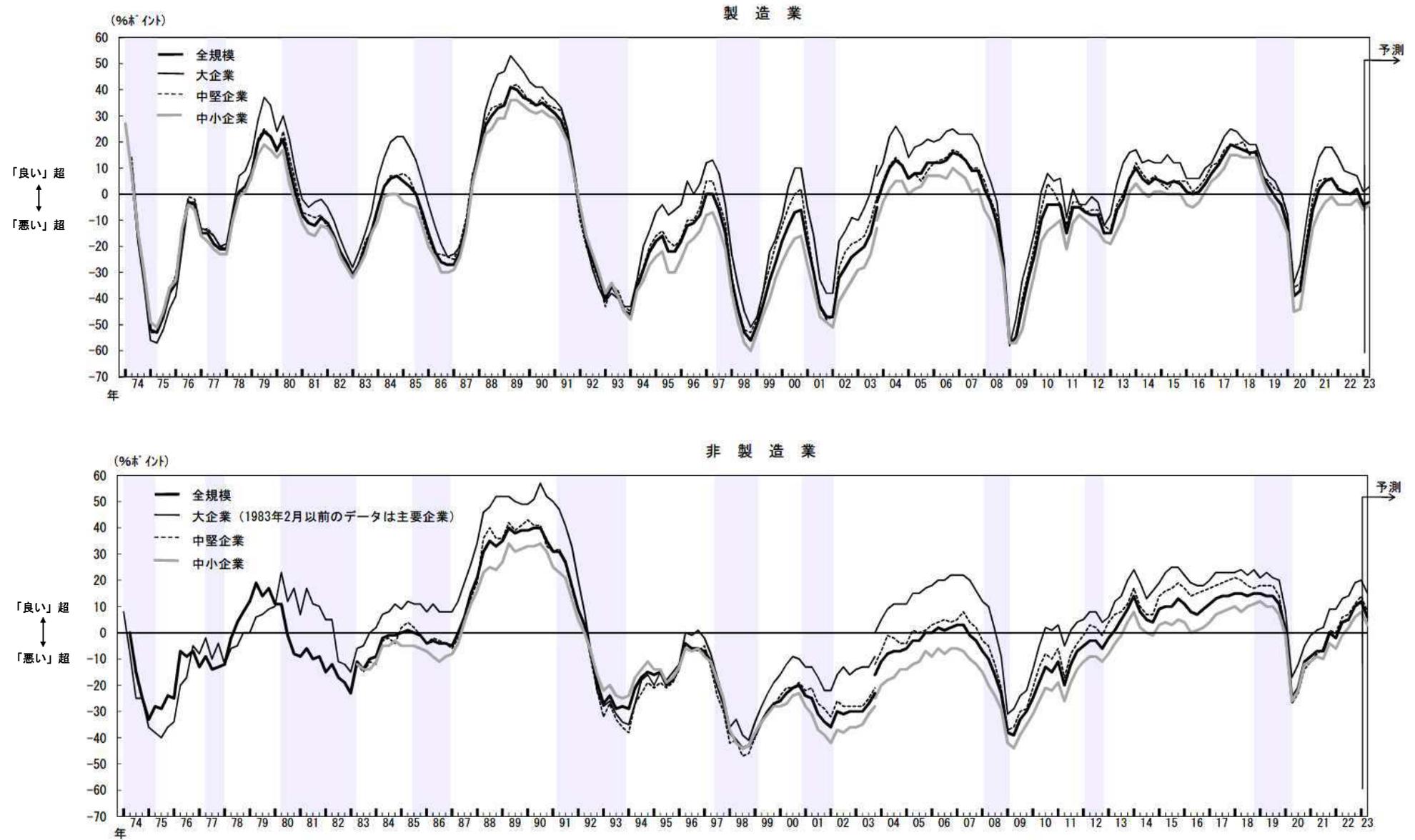
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。

2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

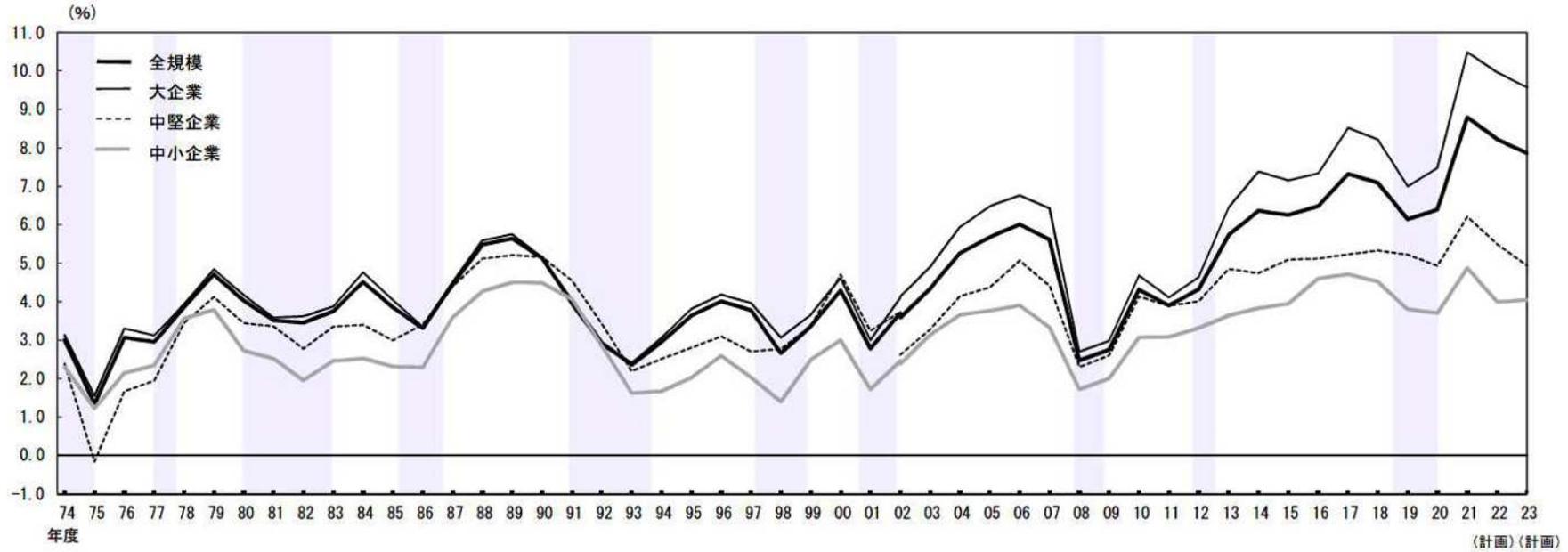
### ▽業況判断の推移



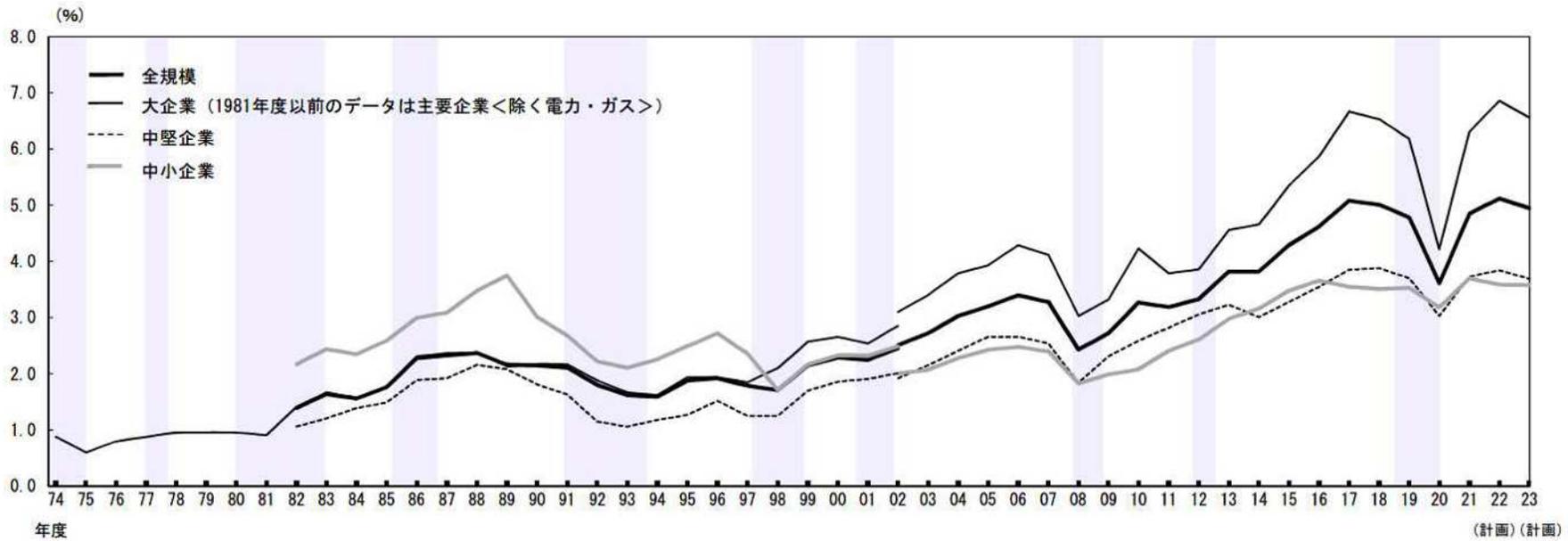
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常利益	規模計	596,381	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247
	前年度比	23.1	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5
	資本金規模1,000万円以上	577,379	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644
	前年度比	24.1	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6
	〃 10億円以上	348,183	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341
	前年度比	34.1	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6
	〃 1億円～10億円	84,496	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200
	前年度比	8.7	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5
	〃 1,000万円～1億円	144,700	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103
	前年度比	13.3	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1
〃 1,000万円未満	19,002	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	
前年度比	▲ 2.1	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	
売上高経常利益率	規模計	4.2	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8
	資本金規模1,000万円以上	4.5	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2
	〃 10億円以上	6.2	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1
	〃 1億円～10億円	3.7	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0
	〃 1,000万円～1億円	2.9	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6
	〃 1,000万円未満	1.6	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益② (四半期)

(単位：億円、%)

		令和3年				令和4年				令和5年
		1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	資本金規模1,000万円以上	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230
	前年同期比	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3
	〃 10億円以上	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862
	前年同期比	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2
	〃 1億円～10億円	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747
	前年同期比	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3
	〃 1,000万円～1億円	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621
前年同期比	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
	〃 10億円以上	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9
	〃 1億円～10億円	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8
	〃 1,000万円～1億円	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

### (3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

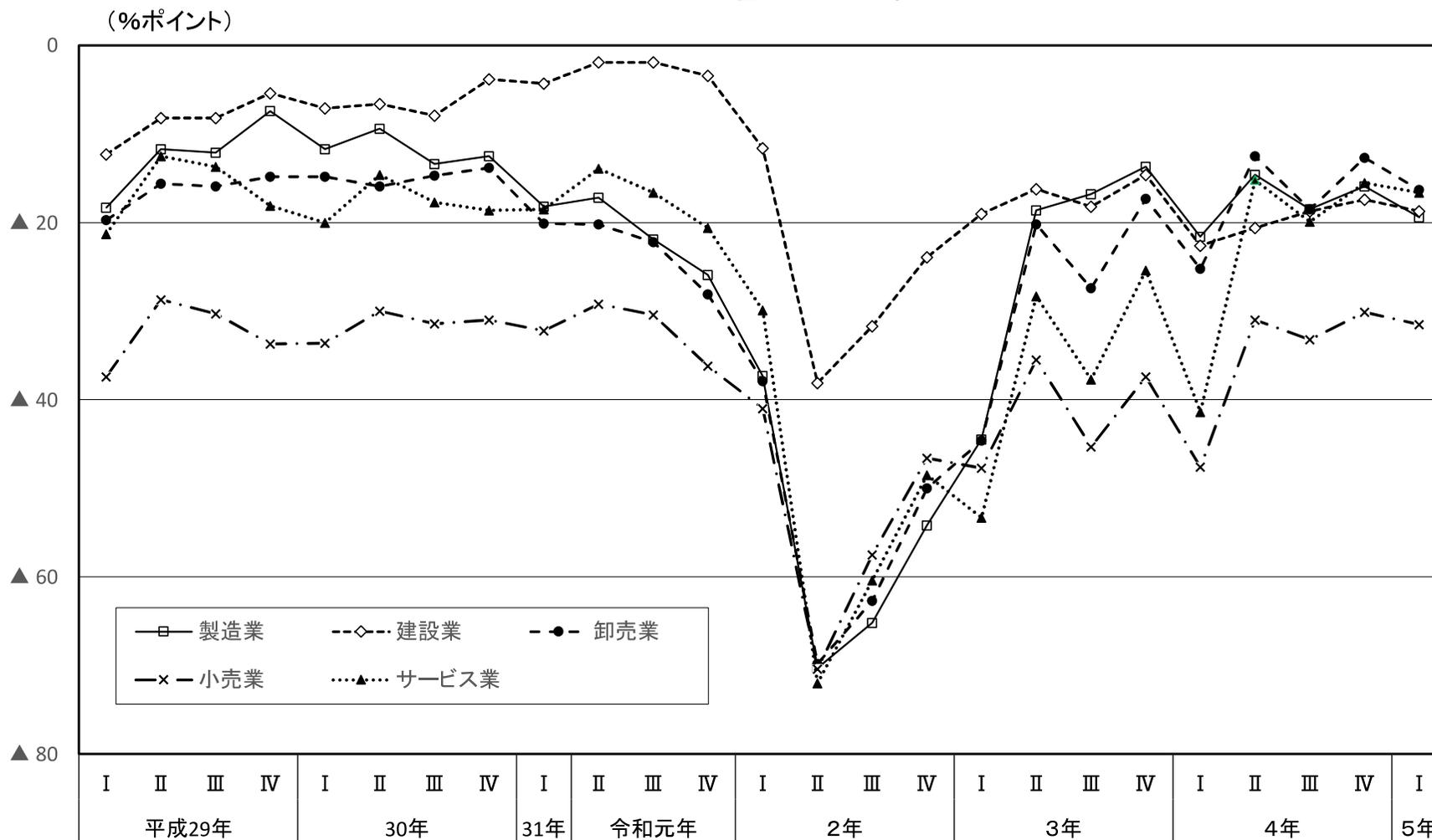
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

## 業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」-「悪化」

## 12 労働生産性

### (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

#### 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

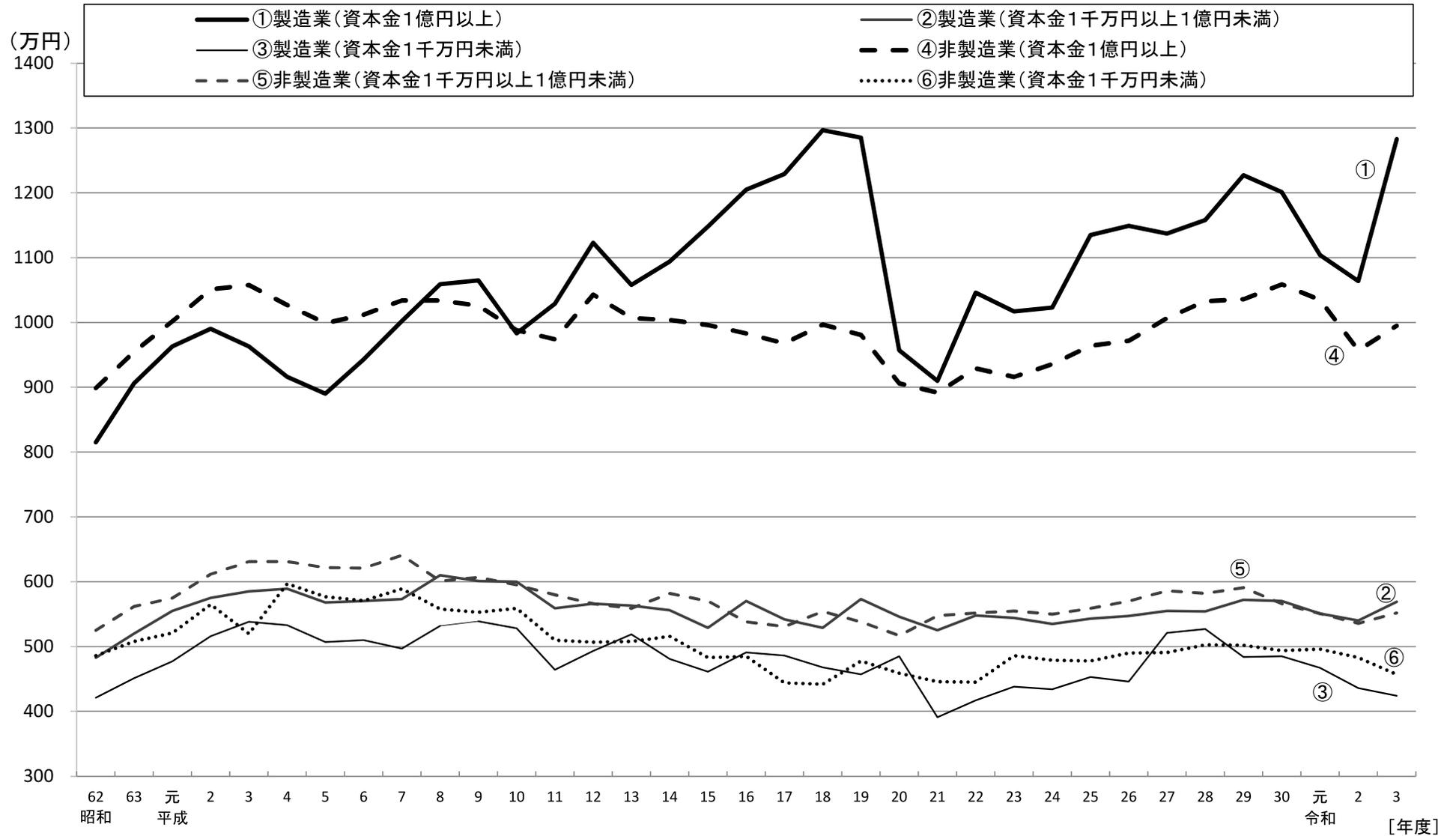
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

$$\text{従業員一人当たり付加価値額 (労働生産性)} = \text{付加価値額} / \text{従業員数}$$

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

$$\text{付加価値額} = \text{営業純益 (営業利益 - 支払利息等)} + \text{役員給与} + \text{従業員給与} + \text{福利厚生費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}$$

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

$$\text{付加価値額} = \text{営業純益 (営業利益 - 支払利息等)} + \text{役員給与} + \text{役員賞与} + \text{従業員給与} + \text{従業員賞与} + \text{福利厚生費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}$$

## (2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
就業1時間当たり労働生産性 (円)	全産業	4,299	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,771	4,861	
	農林水産業	937	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,439	1,362	
	鉱業	3,397	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,445	5,251	
	製造業	4,897	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,540	5,849	
	電気・ガス・水道	12,734	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,418	13,574	
	建設業	2,347	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,075	3,163	3,299	3,304
	卸売・小売業	3,447	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,271	4,632	
	運輸・郵便業	3,164	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,158	3,057	
	宿泊・飲食サービス業	2,632	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,167	2,030	
	情報通信業	8,047	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,279	6,911	
	金融・保険業	8,050	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,736	7,989	
	不動産業	34,171	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,708	29,165	
	専門・業務支援サービス業	3,285	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,696	3,668	
	公務	7,492	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,308	
	教育	6,449	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,265	
	保健衛生・社会事業	3,059	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,187	3,330	
その他のサービス	2,459	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,239	2,251		
前年比	全産業	▲ 2.5%	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.4%	1.9%	
	農林水産業	2.6%	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	1.0%	▲ 5.4%	
	鉱業	▲ 7.1%	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.9%	▲ 3.6%	
	製造業	▲ 5.1%	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.5%	5.6%	
	電気・ガス・水道	8.6%	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.3%	▲ 12.0%	
	建設業	2.5%	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.3%	0.2%	
	卸売・小売業	▲ 5.9%	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.2%	8.4%	
	運輸・郵便業	▲ 9.6%	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.9%	▲ 3.2%	
	宿泊・飲食サービス業	▲ 1.4%	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 23.0%	▲ 6.3%	
	情報通信業	▲ 1.0%	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.8%	▲ 5.1%	
	金融・保険業	▲ 3.4%	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.4%	3.3%	
	不動産業	3.4%	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 1.8%	
	専門・業務支援サービス業	▲ 4.3%	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.1%	▲ 0.8%	
	公務	▲ 2.5%	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.3%	
	教育	0.5%	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.1%	
	保健衛生・社会事業	1.1%	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.2%	4.5%	
その他のサービス	▲ 4.1%	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.9%	0.6%		

(資料出所) 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2021年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

## Ⅱ 都道府県統計資料編

# 1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東京都	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1	202.1	100.0	2
	神奈川県	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6	202.6	100.2	1
	大阪府	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10	179.0	88.6	14
	愛知県	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8	192.7	95.3	4
	埼玉県	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3	187.3	92.7	6
B ランク	千葉県	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2	191.2	94.6	5
	兵庫県	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13	186.7	92.4	7
	京都府	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18	184.1	91.1	8
	茨城県	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17	179.1	88.6	13
	静岡県	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9	183.5	90.8	9
	富山県	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20	173.5	85.8	19
	広島県	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26	173.4	85.8	20
	滋賀県	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24	179.2	88.7	12
	栃木県	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12	181.6	89.9	10
	群馬県	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11	173.0	85.6	22
	宮城県	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34	169.5	83.9	32
	山梨県	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43	167.7	83.0	34
	三重県	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22	175.7	86.9	16
	石川県	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30	171.4	84.8	24
	福岡県	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	169.9	84.1	29
	香川県	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	169.8	84.0	31
	岡山県	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	173.4	85.8	20
	福井県	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	171.4	84.8	24
	奈良県	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	197.1	97.5	3
	山口県	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	162.1	80.2	43
	長野県	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	175.1	86.6	17
	北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	167.6	82.9	35
	岐阜県	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	176.5	87.3	15
	徳島県	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	169.9	84.1	29
	福岡県	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	160.1	79.2	46
	新潟県	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	171.0	84.6	28
	和歌山県	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	168.3	83.3	33
	愛媛県	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	171.1	84.7	26
	島根県	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	160.9	79.6	45
	C ランク	大分県	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	181.1	89.6
熊本県		2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	171.1	84.7	26
山形県		2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	164.5	81.4	39
佐賀県		2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	166.6	82.4	36
長崎県		2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	163.2	80.8	41
岩手県		2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	173.9	86.0	18
高知県		2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	164.1	81.2	40
鳥取県		2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	166.5	82.4	37
秋田県		2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	172.7	85.5	23
鹿児島県		2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	165.4	81.8	38
宮崎県		2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	130.3	64.5	47
青森県		2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	162.7	80.5	42
沖縄県	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	161.0	79.7	44	
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。  
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
 3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京都	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神奈川県	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大阪府	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛知県	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼玉県	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
B ランク	千葉県	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵庫県	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	京都府	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨城県	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静岡県	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富山県	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広島県	0.97	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋賀県	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃木県	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29
	群馬県	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮城県	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山梨県	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三重県	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石川県	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
	福岡県	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香川県	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡山県	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福井県	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04
	奈良県	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山口県	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
	長野県	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65
	北海道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18
	岐阜県	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳島県	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福島県	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
新潟県	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	
和歌山県	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	
愛媛県	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	
島根県	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	
C ランク	大分県	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊本県	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山形県	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐賀県	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
	長崎県	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩手県	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
	高知県	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18
	鳥取県	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68
	秋田県	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64
	鹿児島県	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43
	宮崎県	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54
	青森県	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29
	沖縄県	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

### 3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ランク	東京都	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神奈川県	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大阪府	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛知県	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼玉県	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
B ランク	千葉県	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵庫県	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6
	京都府	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.7	2.4	2.6
	茨城県	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.4
	静岡県	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.3
	富山県	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広島県	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	滋賀県	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.3	2.5	2.3	2.1
	栃木県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.1
	群馬県	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	1.9	1.9
	宮城県	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.0
	山梨県	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三重県	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8
	石川県	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1	2.1	2.3
	福岡県	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.6
	香川県	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.1
	岡山県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	福井県	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.6	1.7
	奈良県	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	山口県	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	長野県	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	北海道	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.6
	岐阜県	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.8	1.6	1.8
	徳島県	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.2	2.2
	福島県	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.5
新潟県	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.5	
和歌山県	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.3	1.7	
愛媛県	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.2	1.9	2.0	
島根県	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.3	1.7	
C ランク	大分県	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	2.2
	熊本県	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5
	山形県	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.0	1.9	2.1
	佐賀県	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3
	長崎県	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8
	岩手県	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.4	2.4	2.5	2.7
	高知県	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	1.9	2.0
	鳥取県	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1
	秋田県	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	3.0
	鹿児島県	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	1.8
宮崎県	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.1	2.3	1.8	
青森県	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	3.0	
沖縄県	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

## 4 賃金・労働時間の実情と推移

### (1) 賃金

#### イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東京	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	
	神奈川	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	
	大阪	272,182	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	
	愛知	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	
	埼玉	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	
B ランク	千葉	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	
	兵庫	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	
	京都	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	
	茨城	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	
	静岡	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	
	富山	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	
	広島	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	
	滋賀	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	
	栃木	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	
	群馬	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	
	宮城	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	
	山梨	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	
	三重	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	
	石川	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	
	福岡	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
	香川	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
	岡山	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
	福井	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
	奈良	222,481	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
	山口	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
	長野	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
	北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
	岐阜	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
	徳島	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
	福島	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
	新潟	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
	和歌山	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
	愛媛	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
	島根	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
	C ランク	大分	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
		熊本	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
		山形	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
		佐賀	228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046
		長崎	213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673
		岩手	230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502
高知		238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取		218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田		216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島		213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎		210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森		219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄		210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
B ランク	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,063	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
	福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093
	香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077
	岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057
	福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056
	奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126
	山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060
	長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063
	北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072
	岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091
	徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053
	福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030
新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053	
和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073	
愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033	
島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027	
C ランク	大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026
	熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040
	山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007
	佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028
	長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011
	岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989
	高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015
	鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028
	秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995
	鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019
	宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009
	青森県	880	901	928	942	960	982	967
	沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059
全 国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。  
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。  
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

## ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,056	1,083	1,090	1,112	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
B ランク	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	東京都	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富山県	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広島県	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋賀県	970	993	1,024	1,028	1,047	1,070	1,082
	栃木県	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群馬県	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮城県	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山梨県	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三重県	969	992	1,013	1,017	1,043	1,064	1,050
	石川県	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福岡県	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
	香川県	927	945	968	974	989	1,021	1,013
	岡山県	932	949	968	975	996	1,008	1,010
	福井県	915	937	955	963	984	1,001	1,003
	奈良県	975	989	1,015	1,030	1,044	1,073	1,064
	山口県	917	939	958	964	989	1,026	1,010
	長野県	924	947	971	976	998	1,020	1,016
	北海道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033
	岐阜県	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037
	徳島県	935	958	970	982	997	1,026	996
	福島県	918	935	950	944	964	989	982
	新潟県	913	933	954	960	977	1,012	1,004
	和歌山県	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020
	愛媛県	896	917	936	945	969	986	986
島根県	899	917	932	942	958	968	981	
C ランク	大分県	880	899	924	934	957	996	982
	熊本県	892	919	935	949	975	1,005	987
	山形県	873	899	923	928	948	967	962
	佐賀県	886	914	925	936	958	983	984
	長崎県	870	896	917	934	951	977	968
	岩手県	860	877	901	906	928	975	948
	高知県	888	910	930	942	958	986	972
	鳥取県	903	918	935	941	961	979	984
	秋田県	860	880	900	917	941	966	956
	鹿児島県	858	887	909	925	948	972	974
	宮崎県	861	888	902	916	946	975	962
	青森県	847	868	893	906	927	946	938
	沖縄県	899	928	957	973	994	1,048	1,008
	全国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。  
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。  
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

## (2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東 京	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	
	神 奈 川	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	
	大 阪	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	
	愛 知	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	
	埼 玉	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	
B ランク	千 葉	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	
	兵 庫	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.0	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	
	京 都	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	
	茨 城	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	
	静 岡	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	
	富 山	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	
	広 島	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	
	滋 賀	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	
	栃 木	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	
	群 馬	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	
	宮 城	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	
	山 梨	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	
	三 重	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	
	石 川	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	
	福 岡	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	
	香 川	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	
	岡 山	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	
	福 井	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	
	奈 良	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	
	山 口	148.9	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	
	長 野	149.9	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	
	北 海 道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	
	岐 阜	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	
	德 島	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	
	福 島	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	
	新 潟	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	
	和 歌 山	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	
	愛 媛	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	
	島 根	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	
	C ランク	大 分	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
		熊 本	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
		山 形	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
佐 賀		155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	
長 崎		149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	
岩 手		158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	
高 知		149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	
高 取		149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	
秋 田		151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	
鹿 児 島		151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	
宮 崎		150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	
青 森		154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	
沖 縄		150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

## 5 消費者物価指数等の推移

### (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0	
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9	
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2	
	愛知県	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1	
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	
B ランク	千葉県	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5	
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2	
	京都府	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0	
	茨城県	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0	
	静岡県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9	
	富山県	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9	
	広島県	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4	
	新潟県	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9	
	栃木県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1	
	群馬県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8	
	宮城県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0	
	山梨県	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0	
	三重県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7	
	石川県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5	
	福岡県	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	
	香川県	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	
	岡山県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	
	福井県	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	
	奈良県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	
	山口県	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	
	長野県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	
	岐阜県	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1	
	徳島県	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	
	福島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	
	新潟県	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	
	和歌山県	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	
	愛媛県	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	
	島根県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	
	C ランク	大分県	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6
		熊本県	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8
山形県		0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	
佐賀県		0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	
長崎県		0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	
岩手県		0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	
高知県		0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	
鳥取県		0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	
秋田県		0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	
鹿児島県		0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	
宮崎県		0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3	
青森県		0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	
沖縄県		0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	
	神 奈 川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	
	大 阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	
	愛 知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	
	埼 玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	
B ラ ン ク	千 葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	
	兵 庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	
	京 都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	
	茨 城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	
	静 岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	
	富 山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	
	広 島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	
	滋 賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	
	栃 木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	
	群 馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	
	宮 城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	
	山 梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	
	三 重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	
	石 川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	
	福 岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	
	香 川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	
	岡 山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	
	福 井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	
	奈 良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	
	山 口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	
	長 野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	
	北 海 道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	
	岐 阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	
	徳 島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	
	福 島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	
	新 潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	
	和 歌 山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	
愛 媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6		
島 根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2		
C ラ ン ク	大 分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	
	熊 本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	
	山 形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	
	佐 賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	
	長 崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	
	岩 手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	
	高 知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	
	鳥 取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	
	秋 田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	
	鹿 児 島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	
	宮 崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	
	青 森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	
沖 縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

## (2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	
	神 奈 川	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	
	大 阪	-	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	
	愛 知	-	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	
	埼 玉	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	
B ラ ン ク	千 葉	-	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	
	兵 庫	-	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	
	京 都	-	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	
	茨 城	-	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	
	静 岡	-	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	
	富 山	-	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	
	広 島	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	
	滋 賀	-	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	
	栃 木	-	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	
	群 馬	-	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	
	宮 城	-	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	
	山 梨	-	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	
	三 重	-	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	
	石 川	-	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	
	福 岡	-	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	
	香 川	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	
	岡 山	-	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	
	福 井	-	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	
	奈 良	-	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	
	山 口	-	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	
	長 野	-	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	
	北 海 道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	
	岐 阜	-	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	
	徳 島	-	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	
	福 島	-	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	
	新 潟	-	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	
和 歌 山	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4		
愛 媛	-	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2		
島 根	-	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9		
C ラ ン ク	大 分	-	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	
	熊 本	-	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	
	山 形	-	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	
	佐 賀	-	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	
	長 崎	-	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	
	岩 手	-	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	
	高 知	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	
	鳥 取	-	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	
	秋 田	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	
	鹿 児 島	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	
	宮 崎	-	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	
	青 森	-	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	
	沖 縄	-	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

## 6 消費支出額の推移

### (1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
	神 奈 川	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	179,303	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839
	大 阪	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
	愛 知	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
	埼 玉	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
	千 葉	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693
	兵 庫	174,844	219,630	225,195	195,776	210,171	241,334	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
	京 都	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
	茨 城	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
	静 岡	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
B ラ ン ク	富 山	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
	広 島	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
	滋 賀	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
	栃 木	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
	群 馬	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
	宮 城	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
	山 梨	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
	三 重	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
	石 川	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
	福 岡	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	161,756	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292
	香 川	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
	岡 山	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
	福 井	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
	奈 良	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
	山 口	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
	長 野	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
	北 海 道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
	岐 阜	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
	徳 島	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
	福 島	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
新 潟	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	
和 歌 山	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	
愛 媛	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	
島 根	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	
C ラ ン ク	大 分	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
	熊 本	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
	山 形	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
	佐 賀	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
	長 崎	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
	岩 手	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
	高 知	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
	鳥 取	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
	秋 田	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
	鹿 児 島	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
	宮 崎	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
	青 森	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
	沖 縄	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
	全国計	243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## (2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
	神 奈 川	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
	大 阪	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
	愛 知	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
	埼 玉	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
	千 葉	244,607	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
	兵 庫	167,640	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
B ラ ン ク	京 都	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
	茨 城	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
	静 岡	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
	富 山	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
	広 島	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
	滋 賀	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
	栃 木	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
	群 馬	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
	宮 城	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
	山 梨	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
	三 重	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
	石 川	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
	福 岡	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
	香 川	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
	岡 山	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
	福 井	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
	奈 良	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
	山 口	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
	長 野	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
	北 海 道	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
	岐 阜	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
徳 島	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518	
福 島	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260	
新 潟	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	
和 歌 山	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	
愛 媛	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	
島 根	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	
C ラ ン ク	大 分	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
	熊 本	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
	山 形	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
	佐 賀	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
	長 崎	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
	岩 手	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
	高 知	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
	鳥 取	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
	秋 田	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
	鹿 児 島	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
	宮 崎	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
	青 森	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
	沖 縄	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
	全国計	271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924

(資料出所) 総務省「家計調査」

- (注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。  
 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## 7 労働者数等の推移

### (1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）						
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東京	750	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	
	神奈川	276	299	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	
	大阪	392	389	394	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	
	愛知	302	319	320	319	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	
	埼玉	209	211	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	
	千葉	169	174	172	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	
B ランク	兵庫	172	180	182	180	178	182	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	
	京都	88	92	95	95	96	95	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	
	茨城	100	99	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	
	静岡	140	140	141	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	
	富山	42	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8	
	広島	101	105	107	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	
	滋賀	49	51	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	
	栃木	71	70	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	
	群馬	71	73	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	
	宮城	83	81	80	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	
	山梨	28	29	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	
	三重	63	65	65	65	66	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	
	石川	44	43	44	43	42	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	
	福岡	166	180	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	
	香川	34	34	35	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	
	岡山	68	68	68	68	67	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	
	福井	29	30	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	
	奈良	33	39	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	
	山口	50	48	49	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	
	長野	73	75	74	75	76	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	
	北海道	177	177	179	180	179	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	
	岐阜	66	68	68	68	67	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	
	徳島	23	24	23	24	25	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	
	福島	68	65	66	66	65	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	
	新潟	81	80	82	82	81	83	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	
	和歌山	28	29	29	29	28	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	
	愛媛	43	45	46	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	
	島根	24	23	24	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	
	C ランク	大分	39	38	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
		熊本	54	57	58	57	56	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
山形		38	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	
佐賀		25	28	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	
長崎		42	43	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	
岩手		41	42	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	
高知		22	23	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	
鳥取		18	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	
秋田		32	33	33	33	32	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	
鹿児島		47	51	53	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	
宮崎		31	34	35	35	34	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	
青森		41	42	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	
沖縄	41	46	47	47	48	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1		
全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9		

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。  
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。  
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。  
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

## (2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神 奈 川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大 阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛 知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼 玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
	千 葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
B ランク	兵 庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京 都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨 城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静 岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富 山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広 島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋 賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃 木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群 馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮 城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山 梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三 重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石 川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
	福 岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	香 川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡 山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福 井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈 良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山 口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長 野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北 海 道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
岐 阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	
徳 島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	
福 島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	
新 潟	73	73	73	73	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	
和 歌 山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	
愛 媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	
島 根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	
C ランク	大 分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊 本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山 形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐 賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	長 崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0
	岩 手	37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
	高 知	20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	秋 田	29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
	宮 崎	30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
青 森	36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	
沖 縄	42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2	
全国計	4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2	

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(=雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

### (3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（%）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
	神奈川	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大阪	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
	愛知	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
	埼玉	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
	千葉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	0.2	0.0	0.3
B ランク	兵庫	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
	京都	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
	茨城	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
	静岡	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	富山	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
	広島	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
	滋賀	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
	栃木	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
	群馬	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
	宮城	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
	山梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
	三重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
	石川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
	福岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
	香川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
	岡山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	福井	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
	山口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 2.1
	長野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
	徳島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
	新潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9	
愛媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1	
島根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7	
C ランク	大分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
	熊本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
	佐賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
	長崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
	岩手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
	高知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	鳥取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
	秋田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
	鹿児島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
	宮崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
	青森	65	65	65	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
沖縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8	
全国計		6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

# Ⅲ 業務統計資料編

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1041	1072	103	31	2.98%	8月5日	● 使側3名反対	10月1日
A	神奈川	1040	1071	103	31	2.98%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	992	1023	103	31	3.13%	8月4日	○	10月1日
A	愛知	955	986	103	31	3.25%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	956	987	103	31	3.24%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	953	984	103	31	3.25%	8月5日	●	10月1日
B	京都	937	968	103	31	3.31%	8月10日	●	10月9日
B	兵庫	928	960	103	32	3.45%	8月5日	○	10月1日
B	静岡	913	944	103	31	3.40%	8月9日	●	10月5日
B	滋賀	896	927	103	31	3.46%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	879	911	104	32	3.64%	8月5日	●	10月1日
B	栃木	882	913	104	31	3.51%	8月5日	▲	10月1日
B	広島	899	930	103	31	3.45%	8月5日	●	10月1日
B	長野	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	富山	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	三重	902	933	103	31	3.44%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	866	898	104	32	3.70%	8月23日	●	10月20日
C	群馬	865	895	103	30	3.47%	8月12日	○	10月8日
C	岡山	862	892	103	30	3.48%	8月5日	●	10月1日
C	石川	861	891	103	30	3.48%	8月12日	○	10月8日
C	香川	848	878	104	30	3.54%	8月5日	▲	10月1日
C	奈良	866	896	103	30	3.46%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	853	883	104	30	3.52%	8月5日	○	10月1日
C	福岡	870	900	103	30	3.45%	8月12日	●	10月8日
C	山口	857	888	104	31	3.62%	8月17日	●	10月13日
C	岐阜	880	910	103	30	3.41%	8月5日	▲○ 労側1名反対 使側2名反対	10月1日
C	福井	858	888	103	30	3.50%	8月8日	● 使側2名反対	10月2日
C	和歌山	859	889	103	30	3.49%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	889	920	103	31	3.49%	8月8日	●	10月2日
C	新潟	859	890	104	31	3.61%	8月5日	●	10月1日
C	徳島	824	855	104	31	3.76%	8月10日	○	10月6日
D	福島	828	858	104	30	3.62%	8月10日	○	10月6日
D	大分	822	854	104	32	3.89%	8月9日	●	10月5日
D	山形	822	854	104	32	3.89%	8月10日	●	10月6日
D	愛媛	821	853	104	32	3.90%	8月9日	●	10月5日
D	島根	824	857	104	33	4.00%	8月9日	●	10月5日
D	鳥取	821	854	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
D	熊本	821	853	104	32	3.90%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	821	853	104	32	3.90%	8月12日	●	10月8日
D	高知	820	853	104	33	4.02%	8月15日	●	10月9日
D	岩手	821	854	104	33	4.02%	8月23日	●	10月20日
D	鹿児島	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	佐賀	821	853	104	32	3.90%	8月8日	●	10月2日
D	青森	822	853	104	31	3.77%	8月9日	●	10月5日
D	秋田	822	853	104	31	3.77%	8月5日	●	10月1日
D	宮崎	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	沖縄	820	853	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
全国加重平均額		930	961	103	31	3.33%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 961円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対33件 ▲労働者側反対 2件  
●使用者側一部反対 2件 ▲○使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 6件 前年より遅い 22件 前年と同じ 19件
- 4 発効日 前年より早い 5件 前年より遅い 19件 前年と同じ 23件
- 5 目安との比較 目安を上回る22件
- 6 異議申出状況 46局（前年度44局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	都道府県名
A ラ ン ク	東 京			-1					+1			東 京
	神 奈 川			+1								神 奈 川
	大 阪	+3	+1	+1								大 阪
	愛 知	+2	+2		+1				+1			愛 知
	埼 玉	+2	+2						+2			埼 玉
	千 葉								+2			千 葉
	兵 庫	+2	+1		+1		+1	+1	+1		+1	兵 庫
	京 都	+2	+1						+2		+1	京 都
	茨 城	+2	+1						+1			茨 城
	静 岡	+2	+1						+1			静 岡
B ラ ン ク	富 山	+2	+2	+1								富 山
	広 島	+2	+1						+2			広 島
	滋 賀	+1					+1	+1	+1			滋 賀
	栃 木	+1					+1	+1	+1			栃 木
	群 馬	+1							+1		+1	群 馬
	宮 城	+1	+1						+1			宮 城
	梨 枝	+1	+1						+1			梨 枝
	重 川	+1		+1					+1			重 川
	岡 川	+1	+1	+1	+1			+1	+1			岡 川
	山 井	+2	+2					+1	+1			山 井
C ラ ン ク	福 香	+1	+1						+1			福 香
	岡 山	+1										岡 山
	福 井	+1							+1		+1	福 井
	奈 良	+1										奈 良
	口 野	+1							+1			口 野
	海 道	+1										海 道
	北 海	+1							+1		+1	北 海
	岐 阜	+2						+1	+3		+1	岐 阜
	徳 島	+1	+1					+1	+2		+1	徳 島
	福 新	+2				+1		+1	+1		+1	福 新
C ラ ン ク	和 歌 山	+1	+1					+1	+1		+2	和 歌 山
	媛 根	+2	+2	+1	+1			+1	+2	+4	+3	媛 根
	大 分	+1		+1			+2	+2	+2	+2	+2	大 分
	熊 本	+1		+1			+2	+2	+3	+2	+2	熊 本
	山 形	+1	+2				+1	+1	+3	+1	+2	山 形
	佐 賀	+1	+1				+2	+2	+2	+1	+2	佐 賀
	長 崎	+1		+1			+2	+2	+3		+2	長 崎
	岩 手	+2		+1			+1	+2	+3		+3	岩 手
	高 知	+2		+1	+1		+2	+2	+2		+3	高 知
	鳥 取	+1					+1	+2	+2	+1	+1	鳥 取
C ラ ン ク	秋 田	+1	+1					+1	+2	+2	+1	秋 田
	鹿 児 島	+1						+1	+3		+2	鹿 児 島
	宮 崎	+1						+2	+3		+2	宮 崎
	青 森	+1	+1					+1	+3	+1	+1	青 森
	沖 縄	+1					+1	+2	+2		+3	沖 縄

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	都道府県名	
都道府県名	年度												
A ラ ン ク	東 京	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	東 京	
	神奈川	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川	
	大 阪	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	大 阪	
	愛 知	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知	
	埼 玉	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉	
	千 葉	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉	
B                   ラ          ン                ク	兵 庫	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫	
	京 都	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	京 都	
	茨 城	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨 城	
	静 岡	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.4	10.4	10.2	静 岡	
	富 山	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山	
	広 島	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広 島	
	滋 賀	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3		10.1	10.1	滋 賀	
	栃 木	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木	
	群 馬	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	群 馬
	宮 城	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮 城
	山 梨	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.1	10.9	10.1	10.20	山 梨
	三 重	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重
	石 川	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	石 川
	福 岡	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	福 岡
	香 川	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	岡 山	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.2	10.3	10.2	10.1	岡 山
	福 井	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	福 井
	奈 良	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	奈 良
	山 口	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		10.1	10.13	山 口
	長 野	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	長 野
北 海 道	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1	10.1	北 海 道	
岐 阜	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜	
徳 島	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	徳 島	
福 島	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	福 島	
新 潟	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	新 潟	
和 歌 山	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和 歌 山	
愛 媛	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	愛 媛	
島 根	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	島 根	
C                   ラ          ン           ク	大 分	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	大 分
	熊 本	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊 本
	山 形	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	山 形
	佐 賀	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	佐 賀
	長 崎	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	長 崎
	岩 手	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	岩 手
	高 知	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	高 知
	鳥 取	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	鳥 取
	秋 田	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	秋 田
	鹿 児 島	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	鹿 児 島
	宮 崎	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	宮 崎
	青 森	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	青 森
沖 縄	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	沖 縄	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
全 国	764 (3.66)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)
Aランク	836 (3.98)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)
Bランク	747 (3.03)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)
Cランク	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)
Dランク	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。  
 2 ( )内は引上げ率(%)を示す。  
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。  
 4 平成29年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		平成 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3	4	
都道府県												
A ラ ン ク	東 京	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	
	神 奈 川	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	
	大 阪	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	
	愛 知	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	
	埼 玉	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	
B ラ ン ク	千 葉	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	
	兵 庫	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	
	京 都	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	
	茨 城	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	
	静 岡	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	
	富 山	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	
	広 島	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	
	滋 賀	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	
	栃 木	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	
	群 馬	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	
	宮 城	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	
	山 梨	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	
	三 重	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	
	石 川	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	
	福 岡	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	
	香 川	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	
	岡 山	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	
	福 井	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50	
	福 奈	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	
	山 口	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	
長 野	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53		
北 海 道	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49		
ク	岐 阜	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	
	徳 島	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	
	福 島	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	
	新 潟	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	
	和 歌 山	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	
	愛 媛	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	
	島 根	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	
	C ラ ン ク	大 分	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89
		熊 本	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
		山 形	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89
佐 賀		1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	
長 崎		1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	
岩 手		1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02	
高 知		1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	
鳥 取		1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	
秋 田		1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77	
鹿 児 島		1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90	
宮 崎		1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	
青 森		1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	
沖 縄	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02		

## 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

### (1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和5年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	356	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	54	7.7%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あっせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版  
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

**Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」**

**(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方**

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた(先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍)。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しもが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務(ジョブ)やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

## (2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

## (3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

## **(7) 多様性の尊重と格差の是正**

### **① 最低賃金**

最低賃金について、昨年<sup>1</sup>は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

## ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

### i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

### ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

## ③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

#### ④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

#### ⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

#### ⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

### （9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

#### ①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

## ②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

## ③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入<sup>(注)</sup>した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

# 足下の経済状況等に関する補足資料

# 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2023年1月～6月)

○ 2023年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

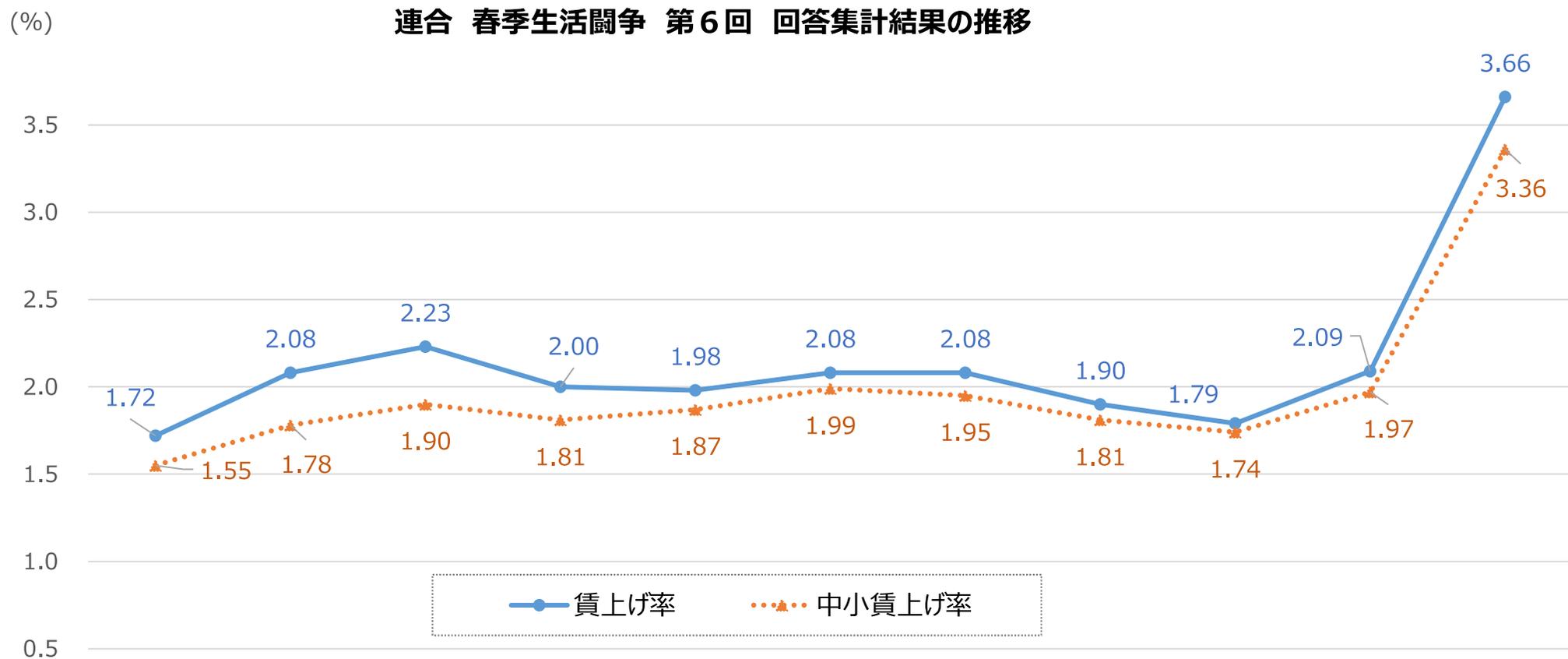
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
2 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
3 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
4 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	このところ改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.66%(中小3.36%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

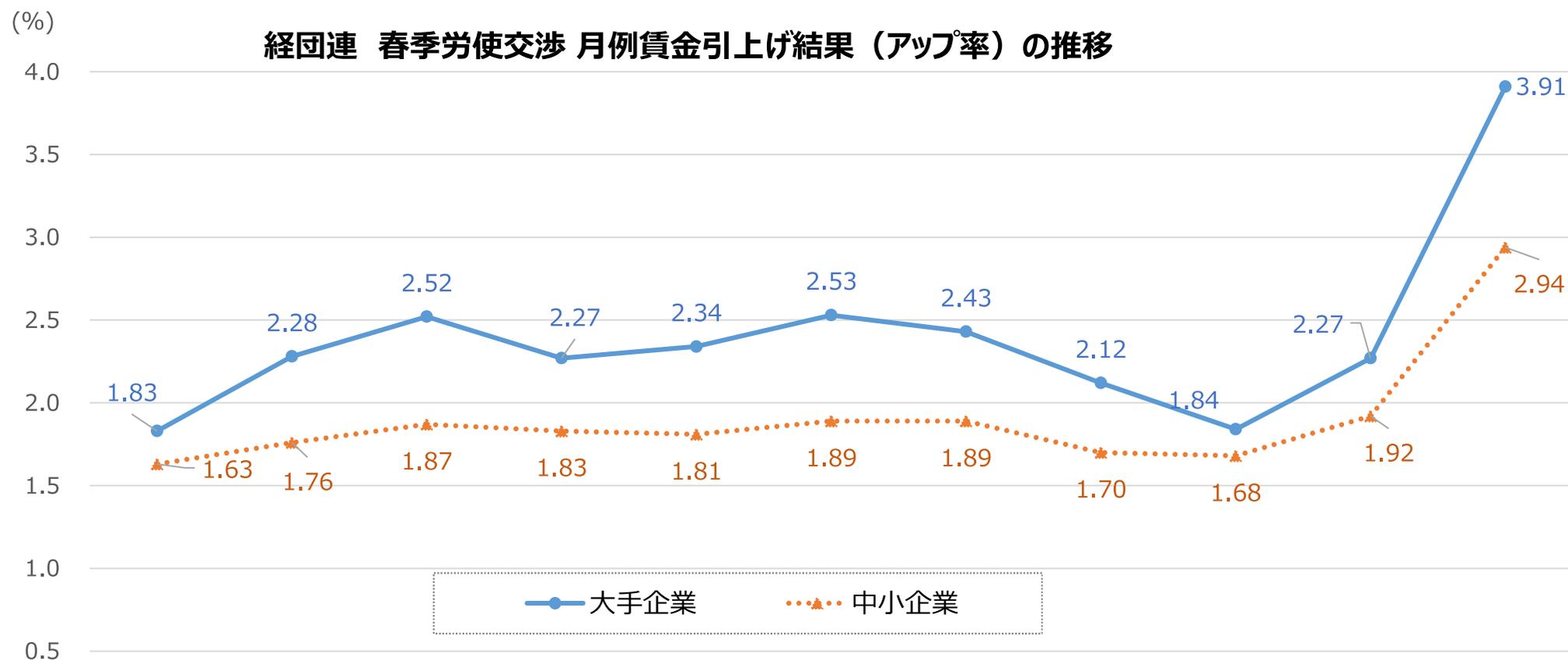


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第6回回答集計結果」(2023年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

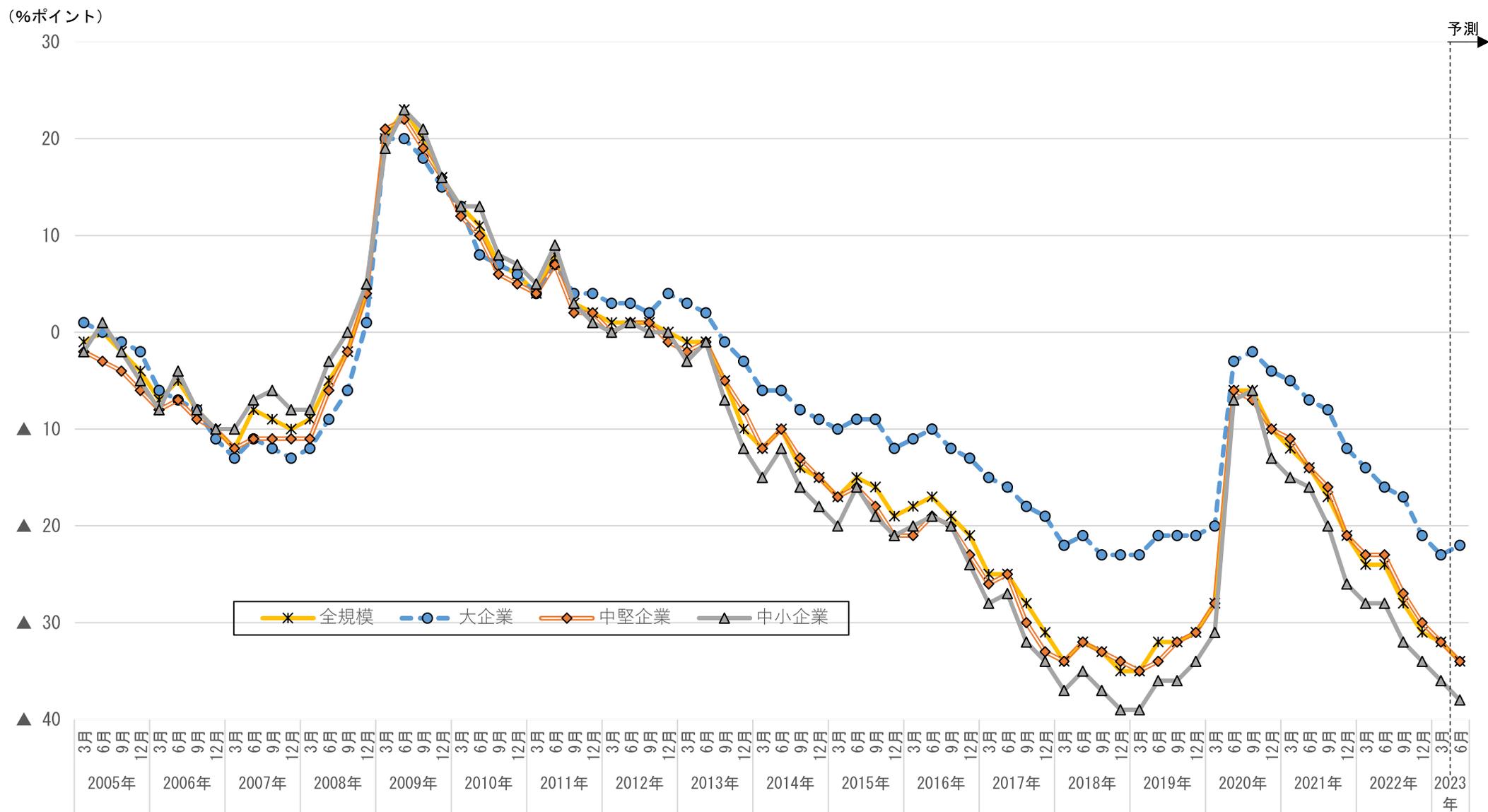
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

# 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

## 雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

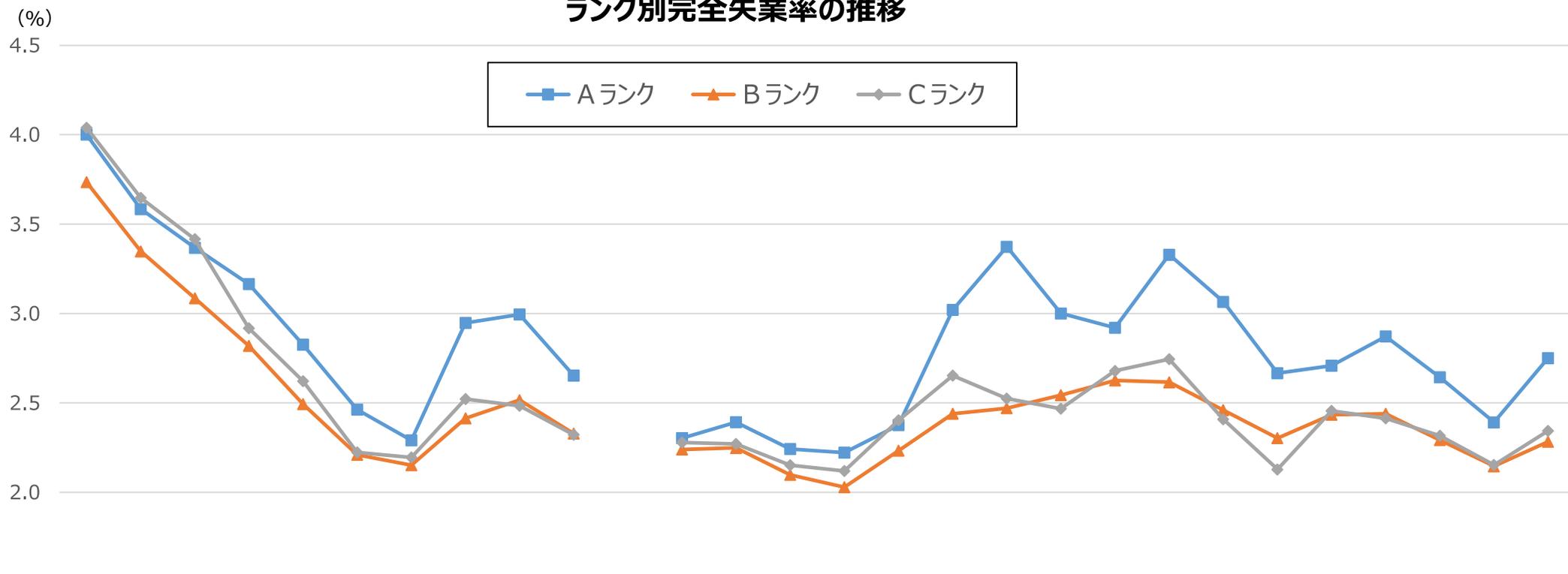
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# 地域別の状況

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

## ランク別完全失業率の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月												
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

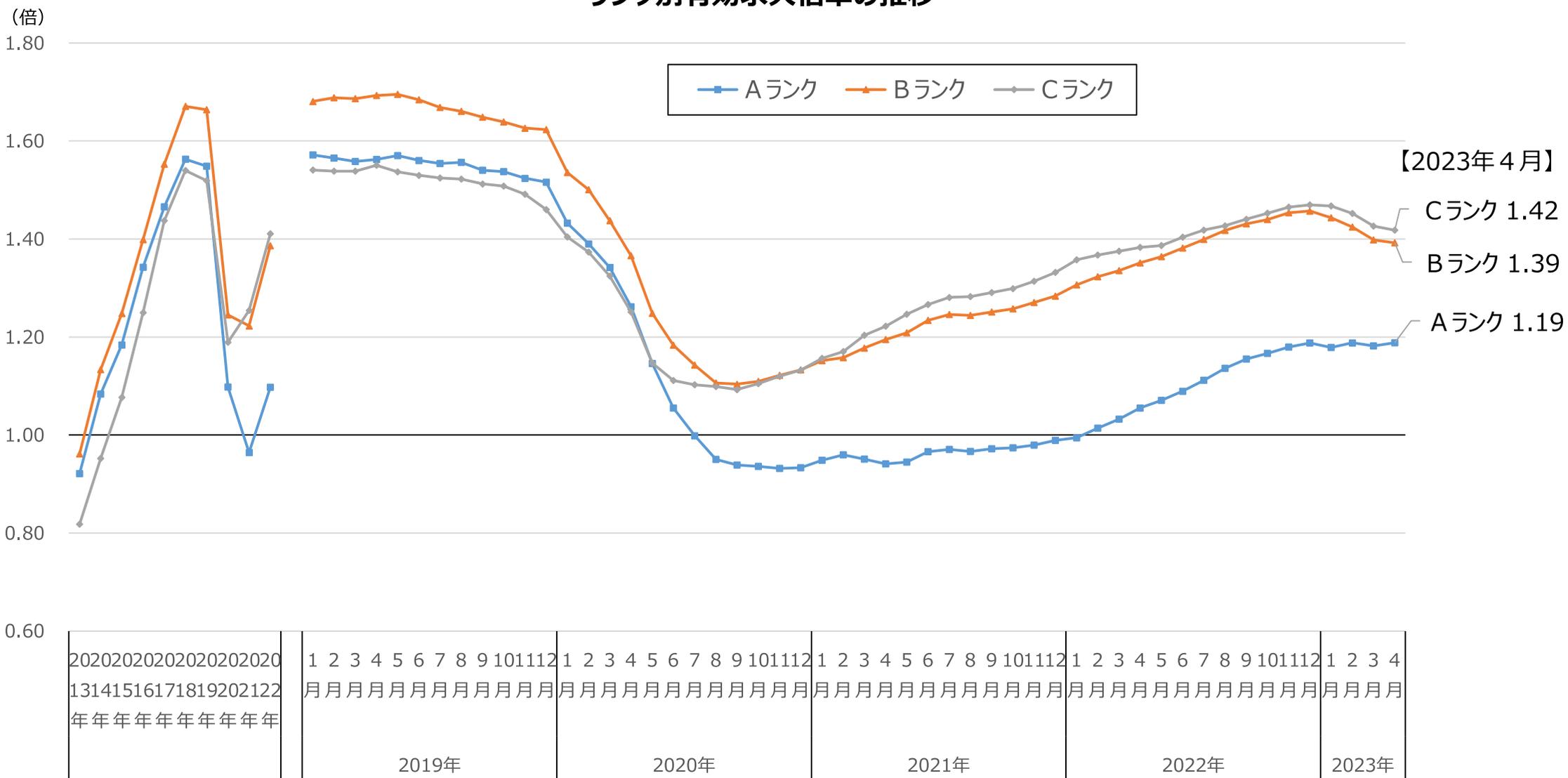
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

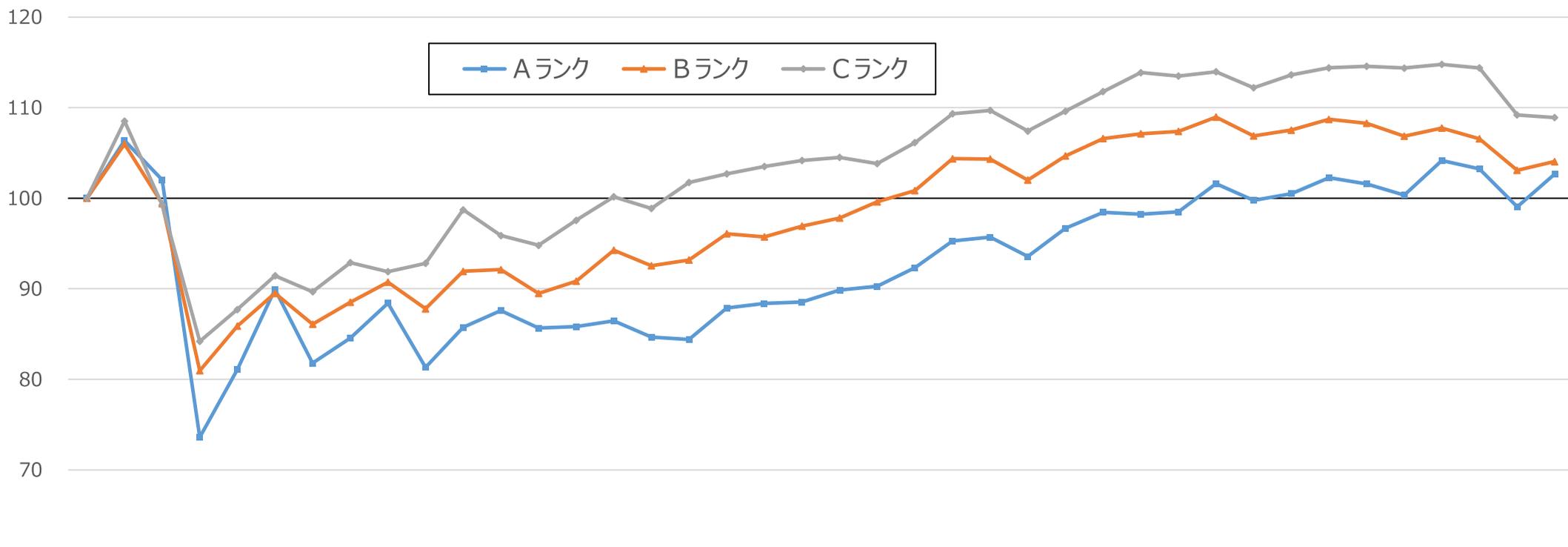
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

## ランク別新規求人数の推移

(2020年1月 = 100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
	2020年												2021年												2022年												2023年			
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109

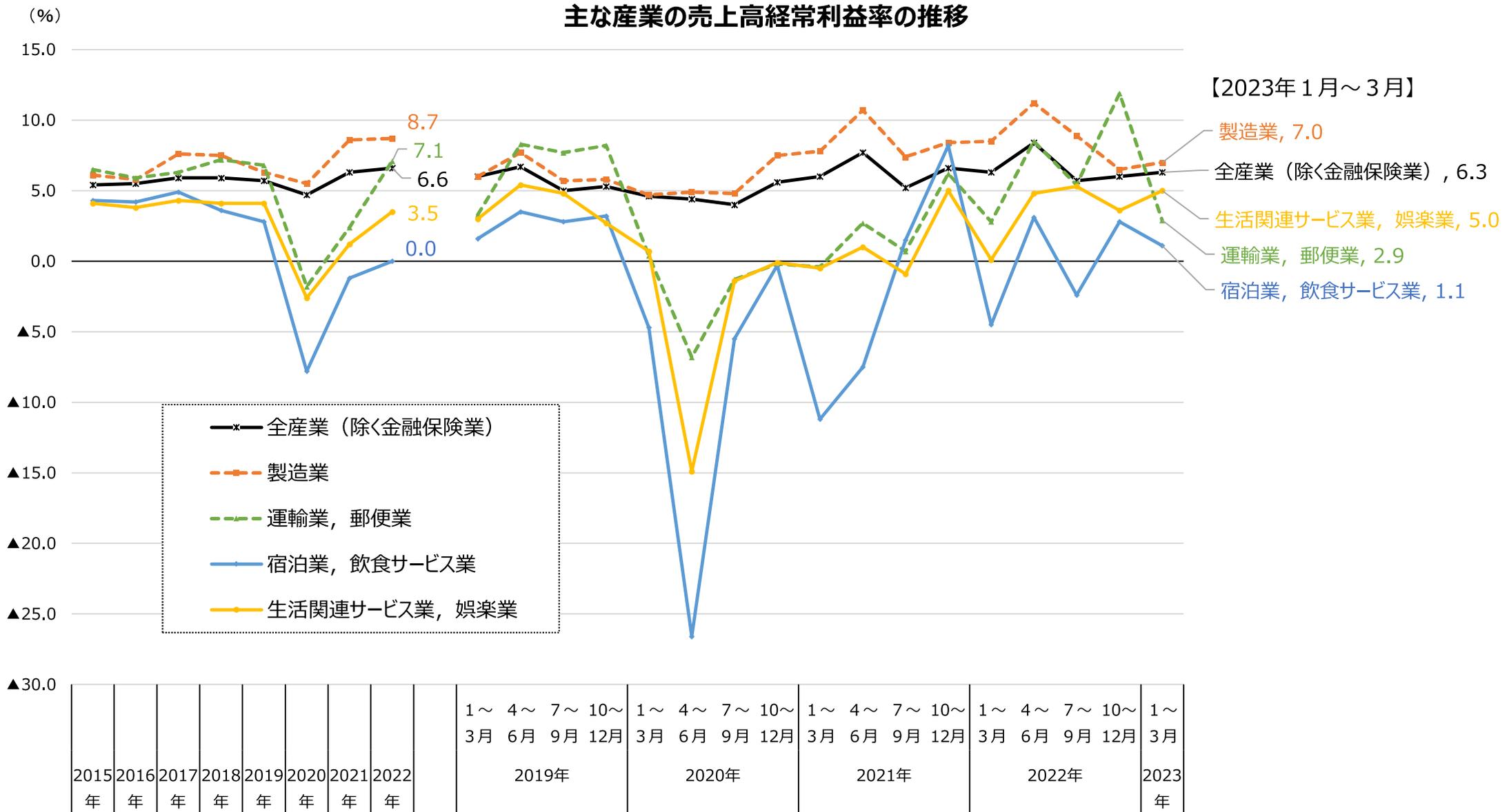
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 産業別の状況

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月					
全産業(除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

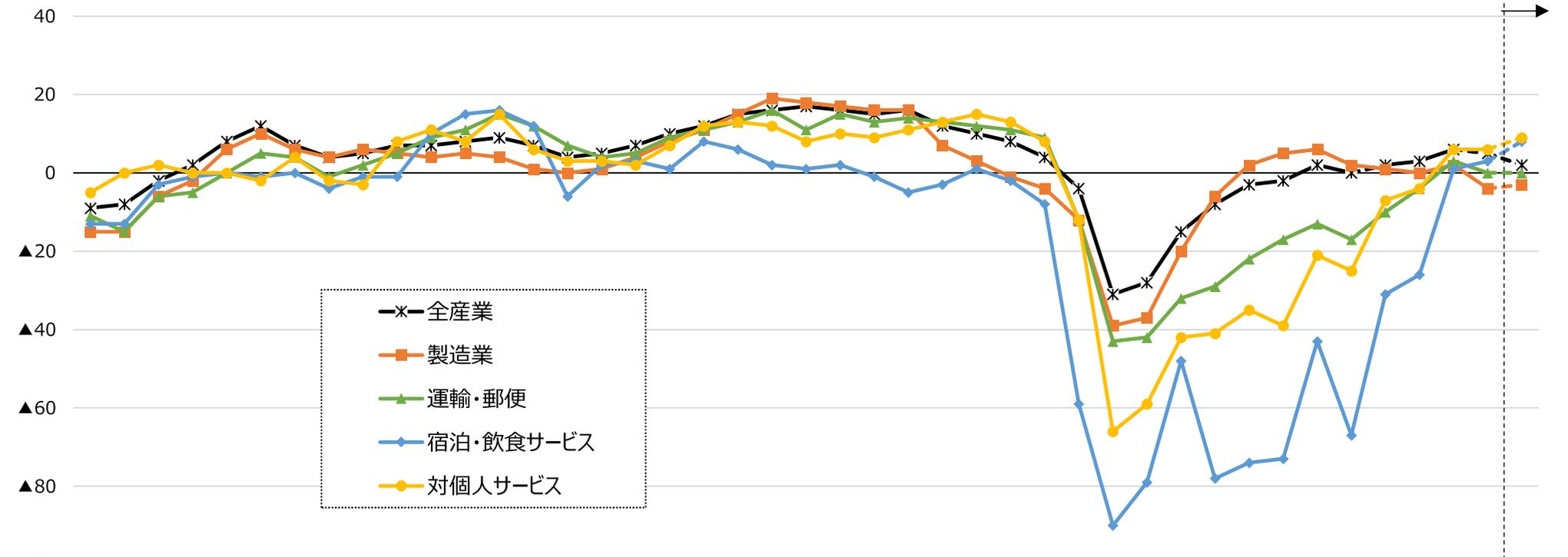
- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

## 主な産業の業況判断DIの推移



	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月																
	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
全産業	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	2
製造業	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲3
運輸・郵便	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	0
宿泊・飲食サービス	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	8
対個人サービス	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	9

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

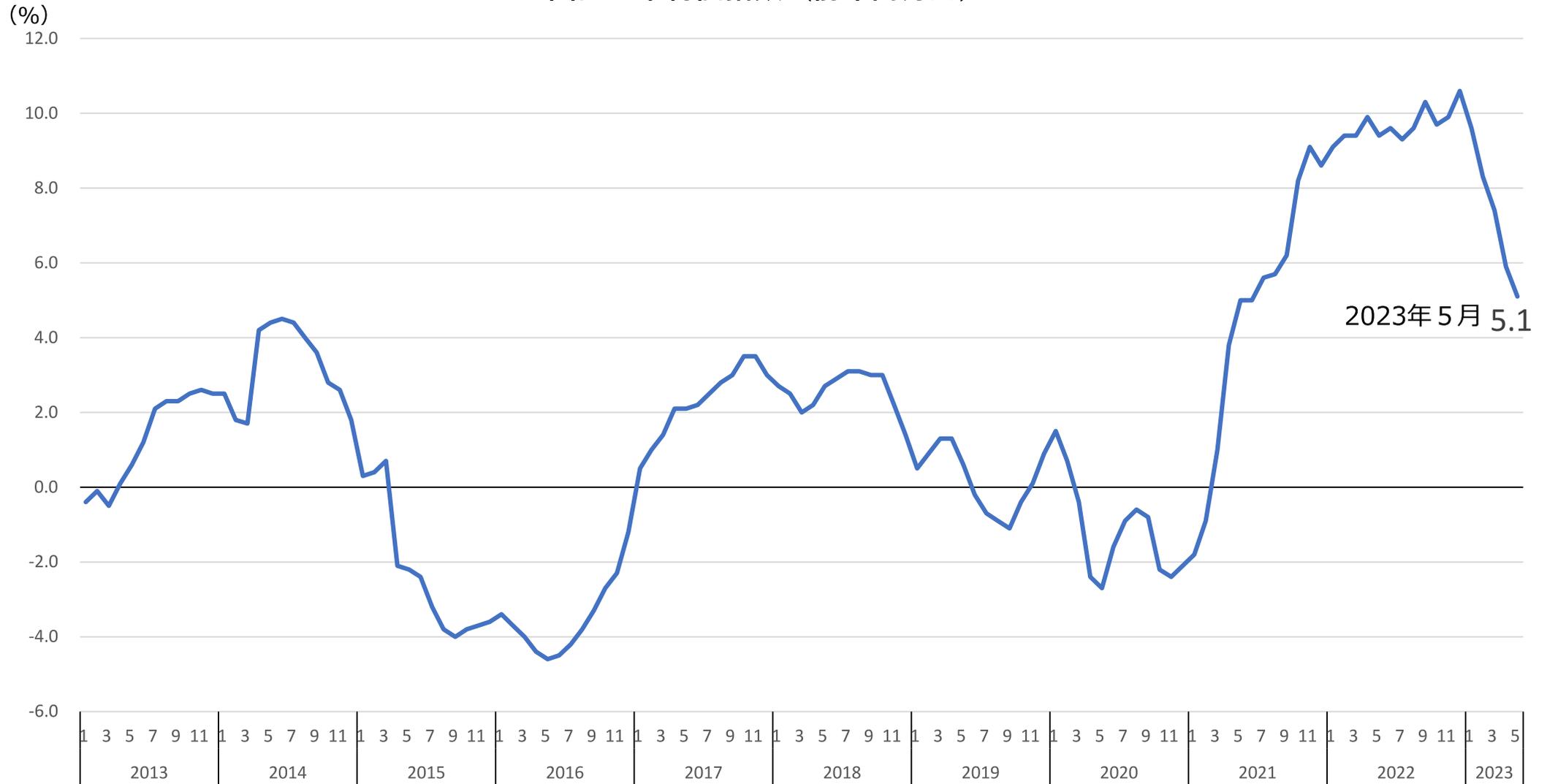
2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。

## 国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

# 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年5月には、-5.4%となった、

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
 (注) 2023年5月は速報値。

# 消費者物価の動向

# 消費者物価指数の指標

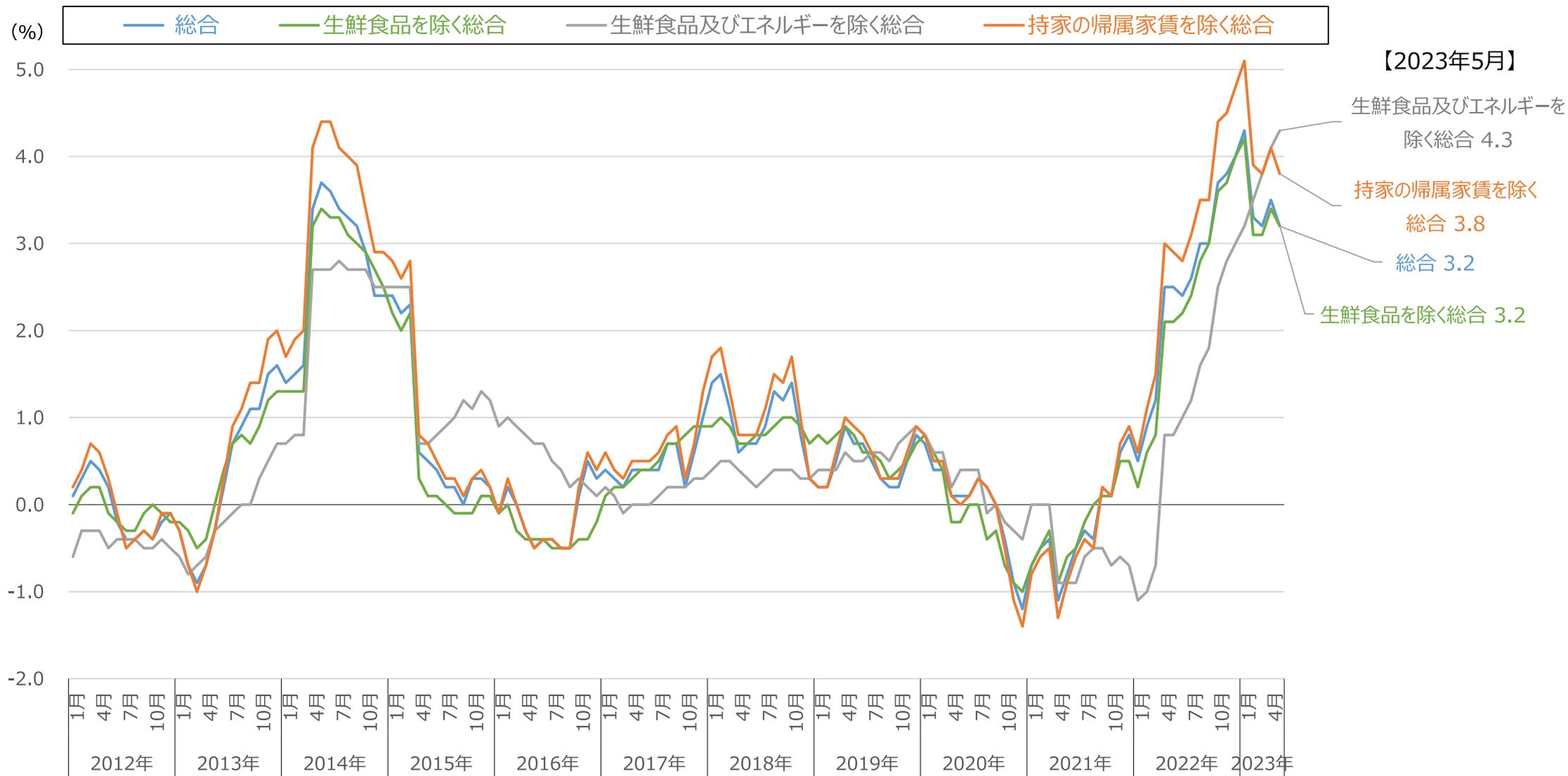
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.2%、「生鮮食品を除く総合」は+3.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.8%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移 (対前年同月比)

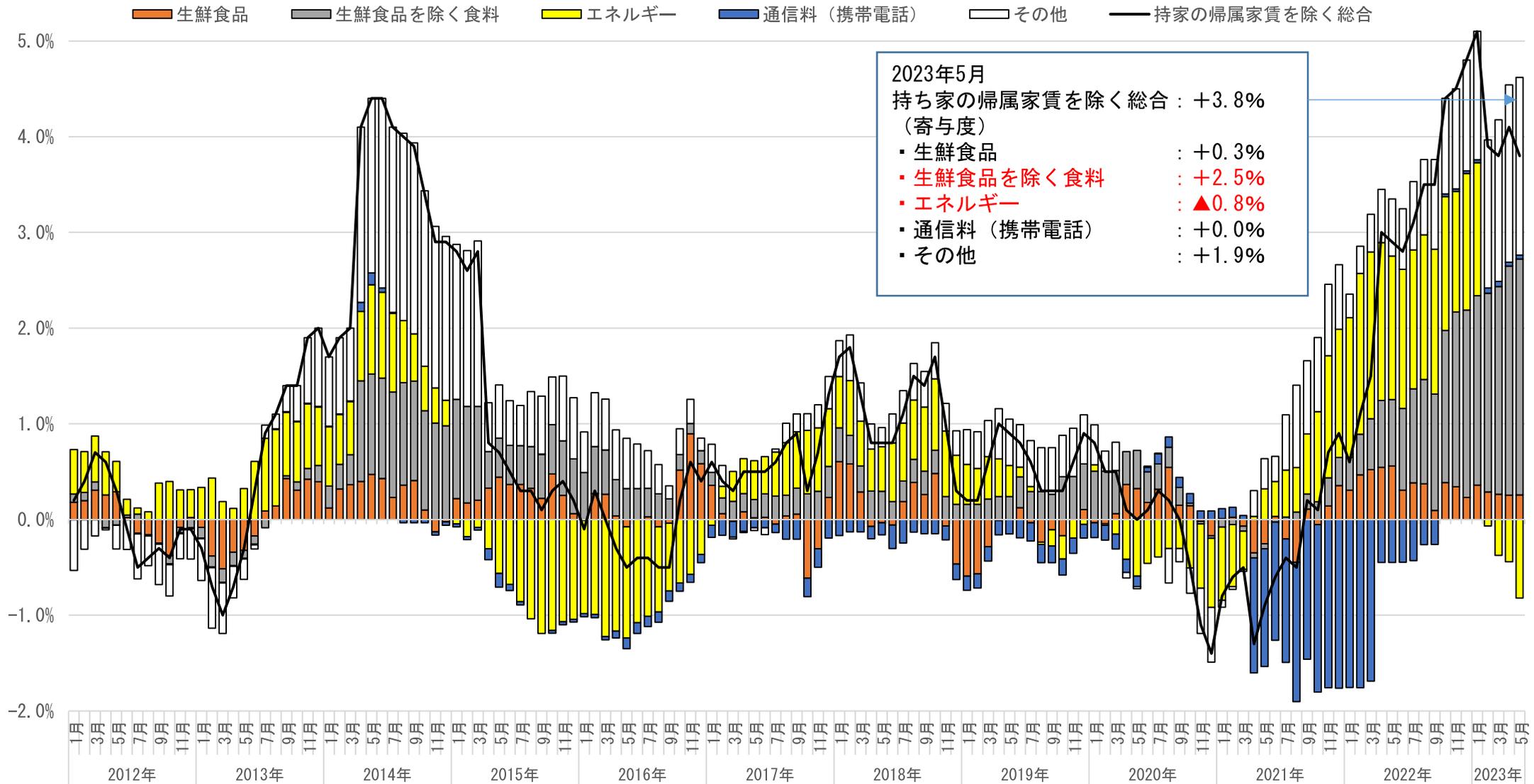


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年5月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.8%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

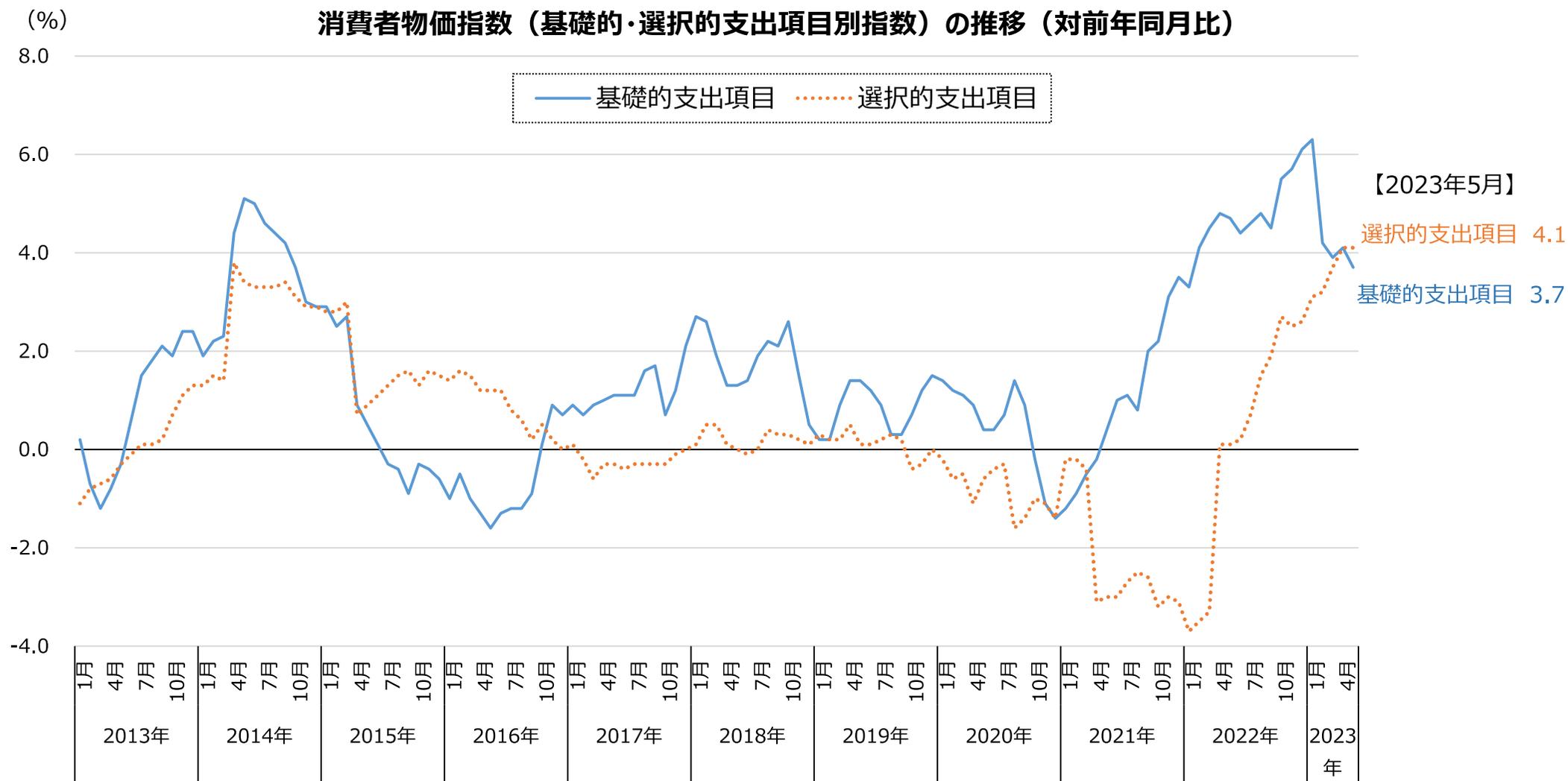
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

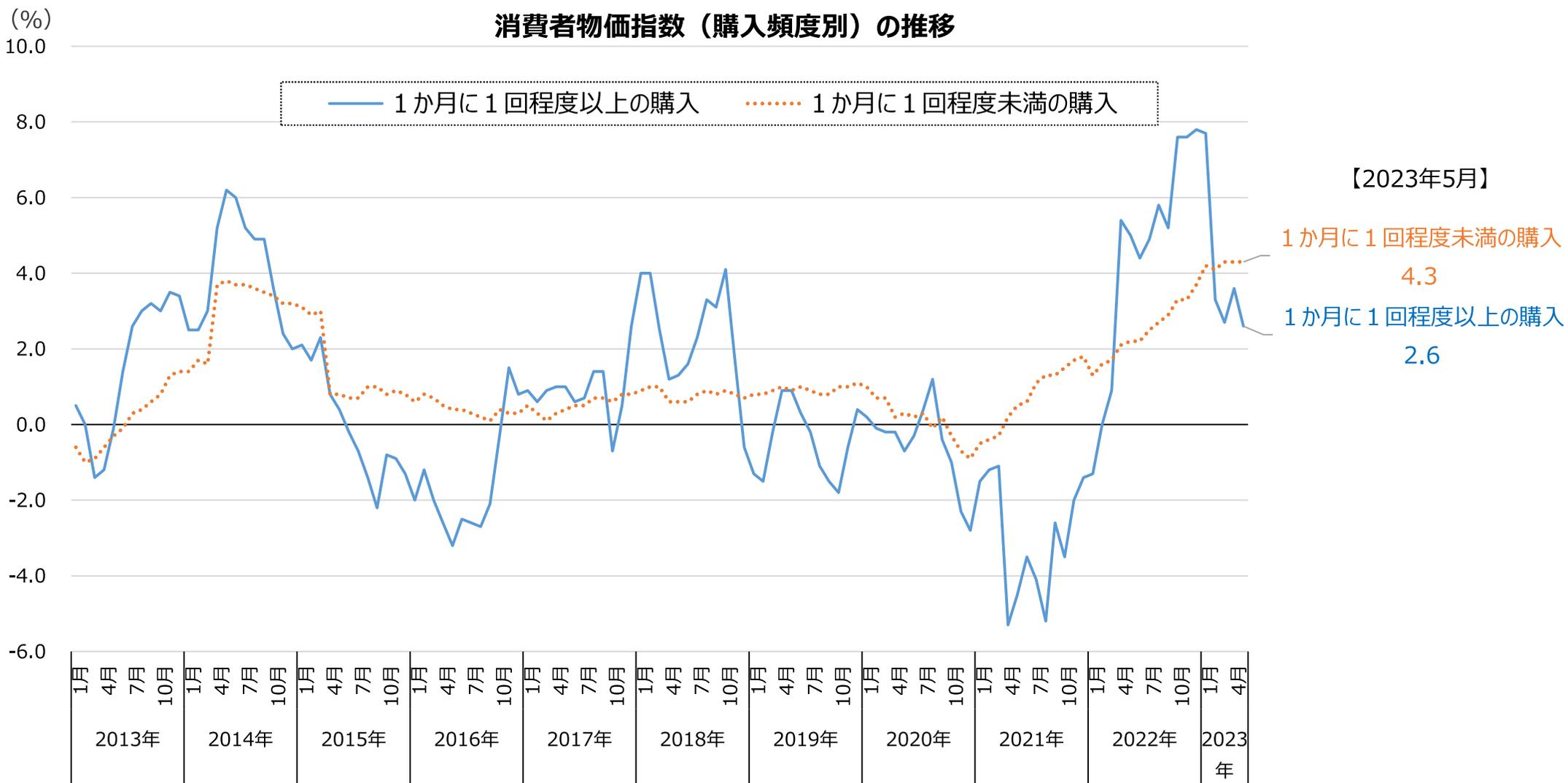


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.6%、「1か月に1回程度未満の購入」は+4.3%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。  
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 倒産の動向

# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2023年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

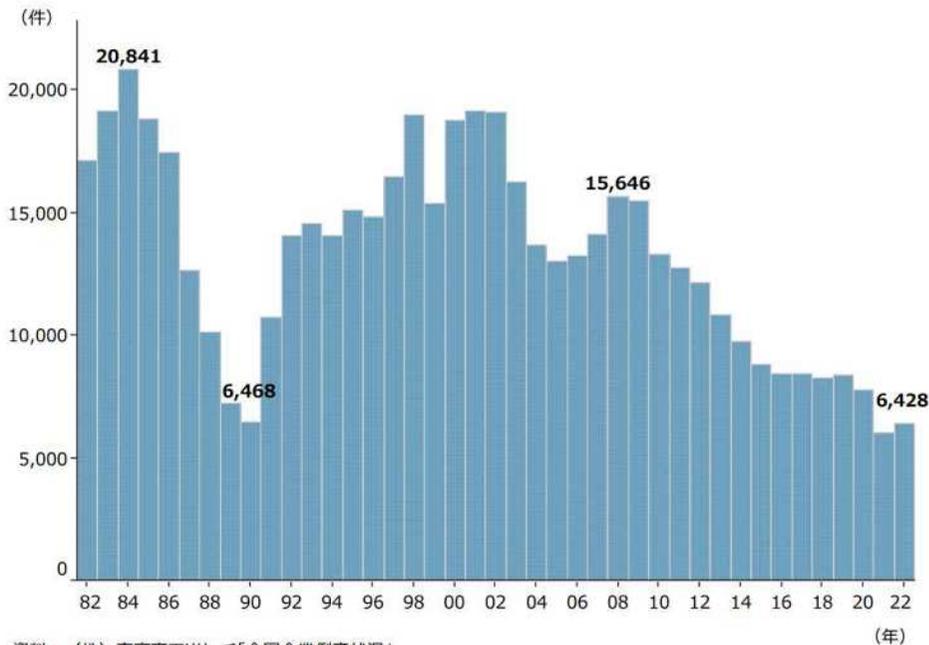
### 第1部 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する（第1-1-15図）。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

## 「物価高倒産」動向調査（2023年4月）（抜粋）（右図）

仕入価格の上昇を価格転嫁できないほど「物価高」が最後の追い打ちとなる倒産も増加の一途をたどっており、2023年4月の物価高倒産は75件となった。急増した前月からさらに増加し、10カ月連続で最多を更新、2018年1月に集計を開始以降、累計で1000件を突破した。全体の倒産件数も増加基調のなか、「物価高」に起因した倒産はハイペースで増加しており、今後も高水準で推移していくものとみられる。

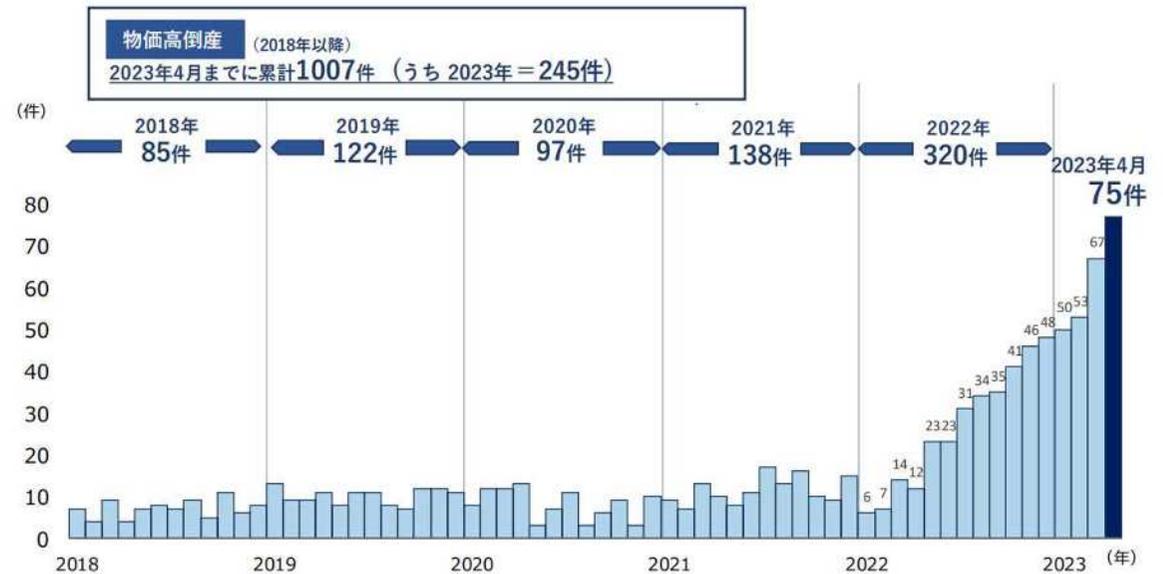
倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

（注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

物価高倒産 月別発生件数 推移



物価高倒産[定義] = 法的整理（倒産）企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入れ価格上昇」、取引先からの値下げ圧力等で価格転嫁できなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業を集計

# 原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

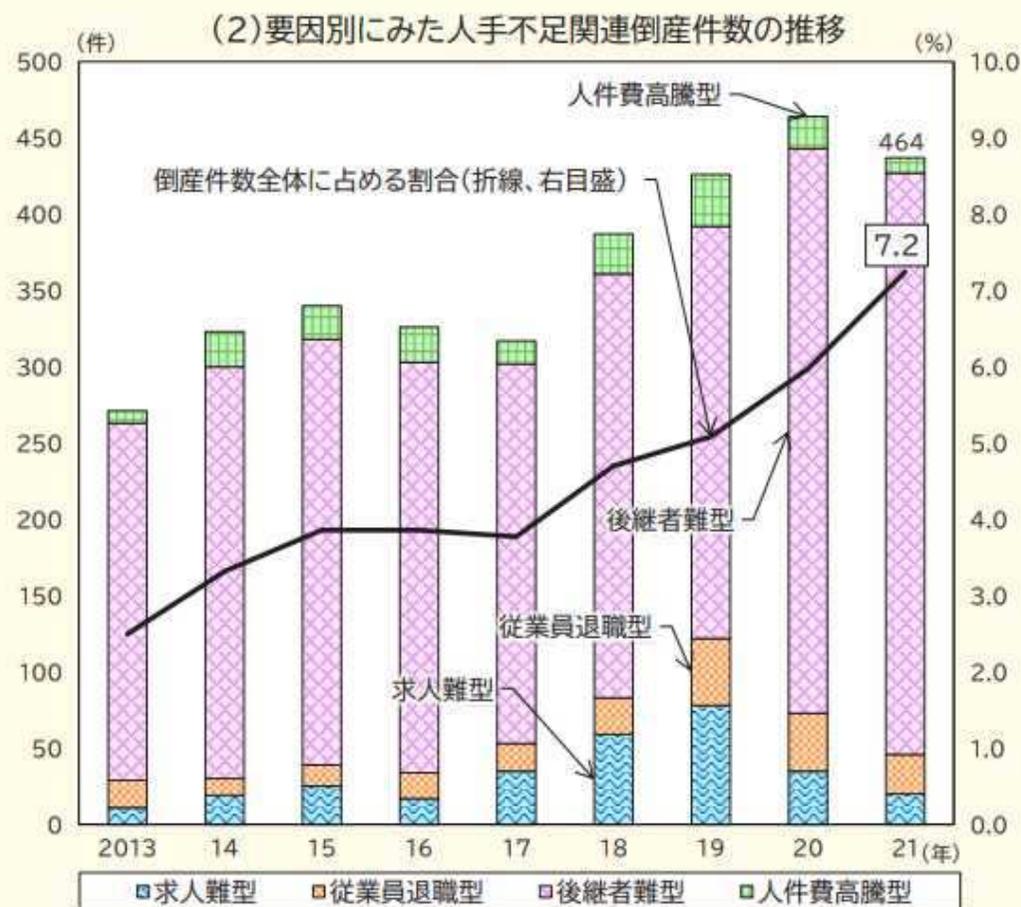
	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和5年5月17日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。  
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

# 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したものの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 令和5年度当初予算額（令和4年度当初予算額） | <令和4年度補正予算額>

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

#### ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

#### ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～250万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

#### ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

#### ④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3）

…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引き継ぎに関連する廃業費用等を支援

### よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

### 中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円) |

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.4億円(7.5億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

### テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

### 生活衛生業関連施策

#### ・日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

#### ・デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

#### ・生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和4年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和4年度 実績（件） ※一部暫定値	令和4年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

# 業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和4年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。( )内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

# 業務改善助成金の都道府県別実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	18	120	201
青森	11	37	62
岩手	11	68	124
宮城	10	45	59
秋田	5	37	55
山形	16	65	74
福島	9	53	84
茨城	11	90	101
栃木	10	46	104
群馬	7	56	76
埼玉	15	75	105
千葉	17	115	121
東京	30	219	440
神奈川	27	171	274
新潟	6	55	86
富山	3	61	58
石川	18	54	78
福井	6	80	91
山梨	4	17	33
長野	10	102	106
岐阜	4	55	101
静岡	17	164	181
愛知	32	197	361
三重	11	58	72

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀	14	95	131
京都	16	60	85
大阪	21	238	358
兵庫	22	108	260
奈良	8	49	72
和歌山	5	59	89
鳥取	10	52	94
島根	13	35	45
岡山	26	93	104
広島	20	137	169
山口	7	72	107
徳島	2	54	84
香川	7	72	98
愛媛	9	65	96
高知	10	14	37
福岡	36	195	219
佐賀	17	38	32
長崎	11	44	83
熊本	22	93	123
大分	9	125	161
宮崎	16	43	54
鹿児島	9	25	42
沖縄	8	53	82
全国計	626	3,859	5,672

# 令和3年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和3年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

<令和3年度>

令和3年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円）</li> <li>● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）</li> </ul>
令和3年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円）</li> <li>● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）</li> </ul>
令和4年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）</li> </ul>

<令和4年度>

令和4年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等）</li> <li>● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u></li> </ul>
令和4年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に最賃引上げが困難と考えられる「<u>事業場規模30人未満の事業者</u>」に対して、<u>助成上限額を引上げ</u></li> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u></li> <li>● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u></li> </ul>

※ 特例コースについては、令和5年1月31日で申請受付を終了。

# 中小企業に対する支援措置

## ● 資金繰り支援

- 新たな借換保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。借換実績については、6月16日時点で約4万9千件の保証承諾。
- 日本公庫のスーパー低利融資や資本性劣後ローン等の申込期限を3月末から9月末まで延長。

## ● 価格転嫁対策

→**2023年3月の「価格交渉促進月間」**では、**これまでの倍の中小企業30万社**に**調査票を送付**し、

6月20日に**西村経済産業大臣よりフォローアップ調査結果を公表**。

今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

- ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備  
(全国のよろず支援拠点に「**価格転嫁サポート窓口**」の設置(7月)等)
- ② 発注側企業ごとの**価格交渉・転嫁状況のリストの公表**(8月以降)。
- ③ 下請振興法に基づき、**事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言**(8月以降)
- ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による**取引適正化の取組状況フォローアップ**

→「**パートナーシップ構築宣言**」について、大企業への宣言の拡大と、調査とフィードバックを通じた実効性の向上に引き続き取り組むとともに、地域への普及を推進。(6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業は、約1,500社が宣言済み。)

## ● 賃上げに係る予算措置

- 事業再構築補助金において、給与支給総額を年率3%以上増加させる事業者に対し、第10回公募(3月30日～6月30日)より新たな加点を措置。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

## ● 新規輸出1万者支援プログラム

→全国各地の自治体、主要な商工会、商工会議所、地域金融機関等の創業支援担当が集まるブロック会議で中企庁から協力を依頼済み。さらに開催を希望する地域の商工会議所に中企庁、ジェトロが出向いて説明を実施。(3月12日までに、2,261者の登録)

# 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設 【令和4年度第二次補正予算】

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- この状況を踏まえ民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設。2023年1月10日から運用開始。
- 借換実績については、6月16日時点で約49,000件の保証承諾。

## 【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要**。
  - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
  - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）  
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
  - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
  - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

# コロナ資金繰り支援継続プログラム

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

3月末

6月末

9月末

2023年度末

政府系金融機関

**公庫のスーパー低利融資**  
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

(注) 5年貸付  
中小事業：0.17%  
国民事業：0.22%

**6ヶ月延長**

**公庫の資本性劣後ローン**

**6ヶ月延長**

**セーフティネット貸付の金利引下げ**  
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

※貸付期間5年の場合 中小事業：0.67%  
国民事業：1.37%  
(原油価格・物価高騰対策)

**6ヶ月延長**

**セーフティネット保証4号**

(売上▲20%、100%保証  
金利 原則0.8~2.2% (コロナ借換保証に対応した都道府県等の制度融資の場合))

**3ヶ月延長**

※3ヶ月毎に見直し

**借換保証**

(売上・利益率▲5%等、保証料0.2%)

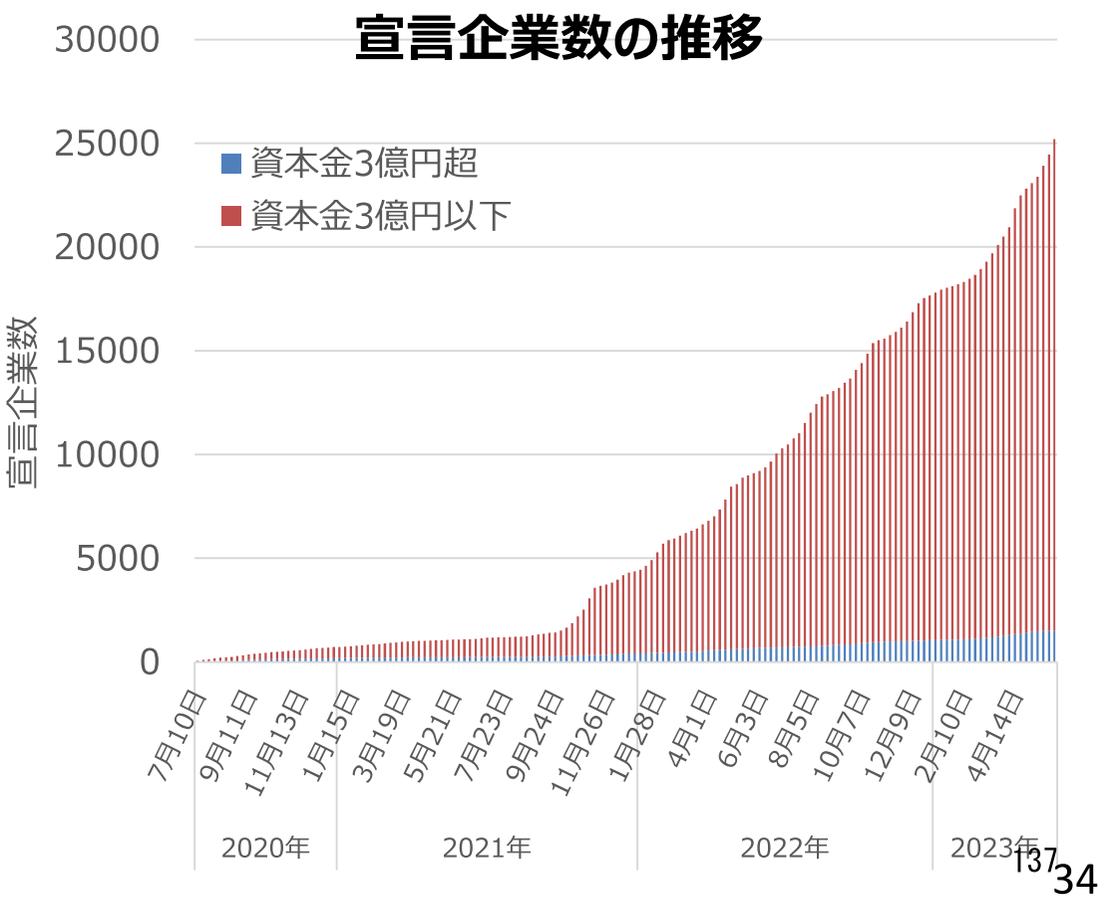
# 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約1,500社。
- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

## 「パートナーシップ構築宣言」の概要

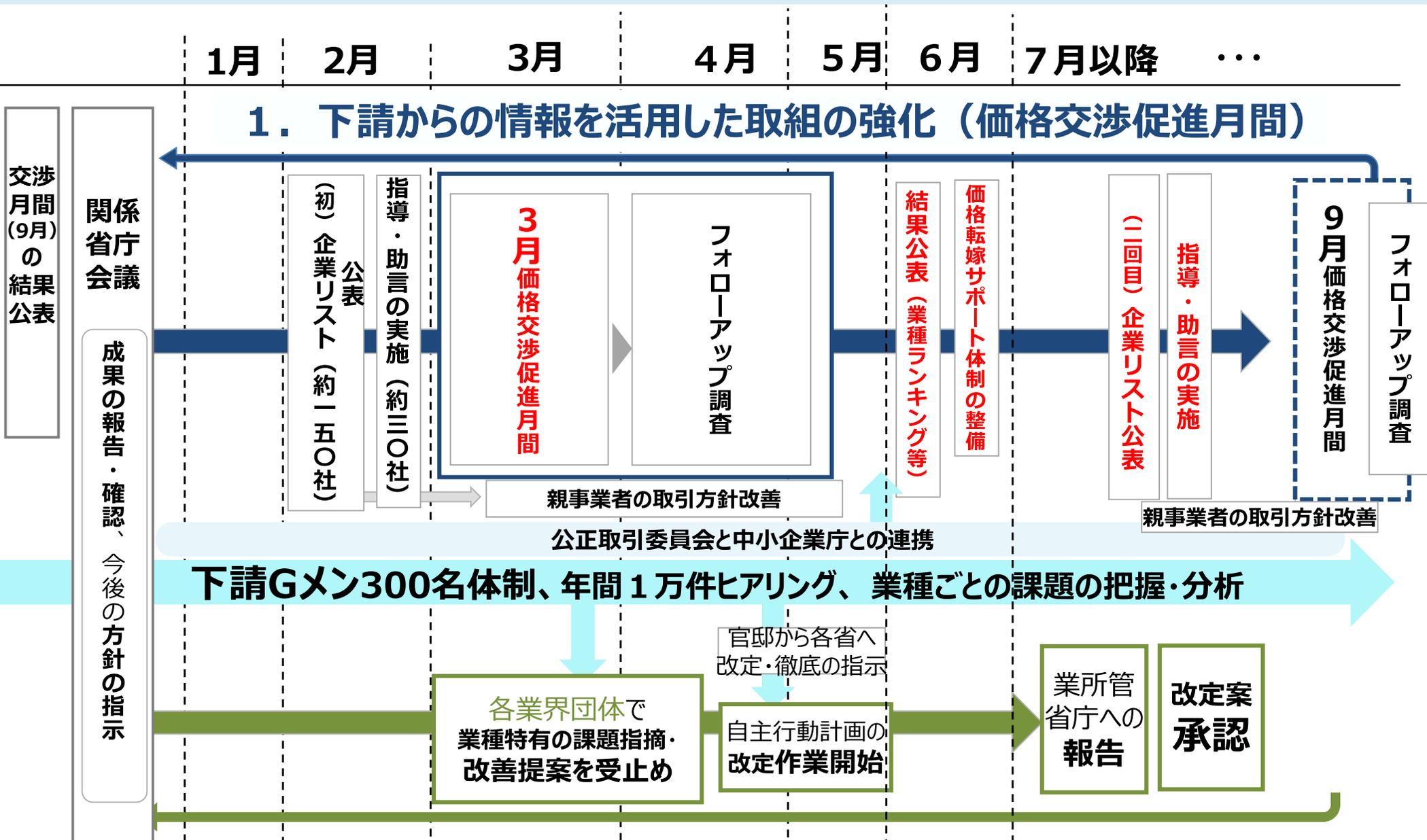
- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。



# 今後の価格転嫁対策

1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁



## 2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

## ①独占禁止法の執行強化

## ②下請法の執行強化等

## ③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）

- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

### 1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

### 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

### 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

### 1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

### 2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

**電話番号 0120-060-110**

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

# 賃上げを後押しする予算措置【令和4年度第二次補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を拡充。
- 3～5%の賃上げに取り組む事業者に事業再構築補助金の加点措置を新設。
- 事業再構築補助金については、3月30日より第10回公募を開始（6月30日締切）。
- ものづくり補助金については、4月19日より第15次公募を開始。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

## <事業再構築補助金> 【令和4年度第二次補正 5,800億円】

- 事業概要：新市場進出や事業・業種転換等に係る設備投資等への補助
- 補助率：事業実施期間内に大規模賃上げ達成で中小1/2→2/3、中堅1/3→1/2に引上げ
- 補助上限：最大1.5億円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大1.8億円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額3%以上増加の場合実施

## <ものづくり・商業・サービス補助金>【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大4,000万円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大5,000万円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額2%以上の増加の場合実施

## <事業承継・引継ぎ補助金> 【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】 (経営革新事業)

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大800万円に引上げ

# 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について

- 新分野展開や業態展開等を支援する事業再構築補助金は、令和2年度3次補正で措置された1兆1,485億円に加え、令和3年度補正及び令和4年度予備費で計7,123億円を積み増し、グリーン分野へ進出する事業者や物価高等の影響を受ける事業者に対する特別枠の創設等を行ってきた。
- さらに、令和4年度2次補正予算で5,800億円を積み増し、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組む事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、強力に支援していく。

予算額	令和2年度3次補正：1兆1,485億円 令和3年度補正：6,123億円 令和4年度予備費：1,000億円 令和4年度2次補正：5,800億円
-----	---

申請要件 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。</li> <li>②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。</li> </ul>
--------------	---

支援類型 ※令和4年度 2次補正予算	対象者	類型	補助上限※2	補助率	(※1) 中堅企業も申請可能 (補助上限、補助率は異なる) (※2) 一部類型では従業員数 により補助上限額が異なる (※3) 事業終了後3～5年で、 ①大規模賃金引上げで上限 3,000万円上乗せ、②規模 拡大により中小企業等から卒 業した場合、上限額を2倍に 上乗せ。 (※4) 事業期間内に賃上げ 要件（給与支給総額6%増 加等の場合等）を達成した 場合、補助率を2/3に引上げ
	中小企業、 個人事業 主等 ※1	成長枠	2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 ※3	1/2※4	
		グリーン成長枠	【エントリー】中小4,000万円,6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3	1/2※4	
		産業構造転換枠	【スタンダード】中小1億円,中堅1.5億円	2/3	
		最低賃金枠	2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	3/4	
		物価高騰対策 ・回復再生応援枠	500万円,1,000万円,1,500万円	2/3 (一部3/4)	
		サプライチェーン強靱化枠	1,000万円,1,500万円,2,000万円,3,000万円	最大5億円	

対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等 ※従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外 ※一部の経費については上限等の制限あり
------	--

スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回公募8,016者、第2回公募9,336者、第3回公募9,021者、第4回公募8,810者、第5回公募9,707者、第6回公募7,669者、第7回公募7,745者、第8回公募6,456者、第9回公募4,259者で合計71,019者を採択済。</li> <li>● 第10回公募を3月30日に開始、6月9日に受付開始、6月30日締切予定。</li> </ul>
--------	--

# ものづくり・商業・サービス補助金（通称：ものづくり補助金）について

- 中小企業等の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。
- 令和4年度2次補正では、温室効果ガス排出削減の取組に応じたグリーン枠の補助上限額の拡充、大幅な賃上げに取り組む事業者への補助上限額引き上げ、海外市場開拓の取組へのブランディング・プロモーション等費用の支援を行う。

予算額	令和元年度補正3,600億円+2年度補正4,000億円+3年度補正2,001億円+4年度補正2,000億円 の内数																									
支援実績	1次公募～13次公募までの実績 申請件数：64,911者 採択件数：32,268者																									
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値額 + 3%以上/年</li> <li>● 給与支給総額 + 1.5%以上/年</li> <li>● 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円</li> </ul>	補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費(グローバル市場開拓枠のみ)、広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち海外市場開拓(JAPANブランド) 類型のみ)																							
支援類型	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請類型</th> <th colspan="2">補助上限額 <small>※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円</small></th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援</td> <td colspan="2" rowspan="3">750万円～1,250万円</td> <td rowspan="3">2/3</td> </tr> <tr> <td><b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援</td> </tr> <tr> <td><b>デジタル枠</b> DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援</td> </tr> <tr> <td><b>グリーン枠</b> 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援</td> <td>エントリー</td> <td>750万円～1,250万円</td> <td rowspan="3">1/2、2/3(小規模・再生事業者)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタンダード</td> <td>1,000万円～2,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アドバンス</td> <td>2,000万円～4,000万円</td> </tr> <tr> <td><b>グローバル市場開拓枠</b> ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援</td> <td colspan="2">3,000万円</td> <td>1/2、2/3(小規模事業者)</td> </tr> </tbody> </table>	申請類型	補助上限額 <small>※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円</small>		補助率	<b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	750万円～1,250万円		2/3	<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援	<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援	<b>グリーン枠</b> 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	エントリー	750万円～1,250万円	1/2、2/3(小規模・再生事業者)		スタンダード	1,000万円～2,000万円		アドバンス	2,000万円～4,000万円	<b>グローバル市場開拓枠</b> ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援	3,000万円		1/2、2/3(小規模事業者)	大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例 (回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く) 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者(給与支給総額年率6%増加等)に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。
申請類型	補助上限額 <small>※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円</small>		補助率																							
<b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	750万円～1,250万円		2/3																							
<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援																										
<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援																										
<b>グリーン枠</b> 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	エントリー	750万円～1,250万円	1/2、2/3(小規模・再生事業者)																							
	スタンダード	1,000万円～2,000万円																								
	アドバンス	2,000万円～4,000万円																								
<b>グローバル市場開拓枠</b> ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援	3,000万円		1/2、2/3(小規模事業者)																							
スケジュール	15次公募開始：令和5年4月19日(水)、電子申請システムでの応募受付開始：5月12日(金)、申請締切：7月28日(金)、採択公表：9月下旬頃																									

# 令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。
- 令和4年度補正予算からの変更点としては、経営革新事業において、事業承継後の事業者による取組に加え、事業承継を予定している後継者候補の取組みも補助対象に追加し、また一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を200万円引上げる。

## <要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

## <補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
<b>①事業承継・M&amp;Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助</b>		
経営革新	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
<b>②M&amp;A時の土業等専門家の活用に係る費用の補助</b>		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
<b>③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助</b>		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円

# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)

○ 令和4年10月に、足元の物価高騰等に対応し、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安心・安全の確保などを内容とする「総合経済対策」を決定。

令和4年10月28日  
閣議決定

## 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

- ◆ 我が国経済は、ウィズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等による**エネルギー・食料品等の価格上昇**が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。また、**世界規模の物価高騰**がみられる中、各国・地域における金融引締めの影響などから**世界的な景気後退懸念**が高まっている。
- ◆ 世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、新しい資本主義の旗印の下、「**物価高・円安への対応**」、「**構造的な賃上げ**」、「**成長のための投資と改革**」を重点分野とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した本総合経済対策を速やかに実行し、**足元の難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていき、日本経済を再生する。**

### I 物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援**
  - ・ 電力料金の激変緩和事業（家庭向けとしては、23年度春初週にも設定される電気料金の上限による平均的な引上げを実質的に両代わりする額を支援）
  - ・ 都市ガス料金の激変緩和事業（料金の引上げによる負担の増加に対応する額を支援）
  - ・ 燃料油価格の高騰の激変緩和事業（23年1月以降も補助上限を繰りかえり調整しつつ実施）
  - ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども宅食に対する支援
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換**
  - ◆ **危機に強いエネルギー供給体制の構築**
    - ・ LNG安定供給体制強化（企業の省エネ機器・設備導入支援を3年間で集中支援、住宅リフォーム省エネ支援）、ゼロエミッション電源活用（再エネ・蓄電池導入加速、原発10数基再稼働、次世代革新炉開発・建設について、年末に向け議論加速）
  - ◆ **危機に強い食料品供給体制の構築**
    - ・ 肥料（下水汚泥資源・堆肥等活用等）、飼料（稲作農家と畜産農家の連携等）国産化、大豆・小麦等の国内産への切替
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援**
  - ◆ **賃上げの促進**
    - ・ 来春の賃金交渉では、物価上昇をカバーする賃上げを目標
    - ・ 中堅・中小企業等の賃上げ支援大幅拡充（事業再構築補助金、中小企業生産性革命事業等）、同一労働同一賃金遵守徹底
  - ◆ **中小企業等の賃上げ環境整備**
    - ・ 適切な価格転嫁に向けた整備（公取委等の体制強化、独禁法・下請代金法より厳正な執行等）
    - ・ 弾力的かつ複数年度にわたって継続的な事業再構築・生産性向上への挑戦・円滑な事業承継・引継ぎを強力に支援
    - ・ 信用保証制度において、借入れ需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設

電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来春1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減

### II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 1. コロナ禍からの需要回復、地域活性化**
  - ◆ **観光立国の復活**
    - ・ インバウンド消費年間5兆円超の速やかな達成に向けた集中パッケージ推進、新たな「観光立国推進基本計画」策定
    - ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化、戦略的な訪日プロモーション、コンテンツ海外展開促進、国内観光活性化
  - ◆ **地域活性化**
    - ・ エンターテインメントや商店街等の各種イベントへの支援等による需要喚起
    - ・ 文化芸術活動・こどもの文化芸術鑑賞・体験支援、文化資源の戦略的活用、スポーツ振興
    - ・ 農業産地・畜産・水産業等の生産基盤の維持・強化、木材産業国際競争力強化対策
    - ・ インフラの戦略的・計画的整備、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、都市再生、条件不利地域の振興
- 2. 円安を活かした経済構造の強靱化**
  - ◆ **海外から我が国が期待される物資の供給力強化と輸出拡大**
    - ・ 日米共同の次世代半導体技術開発、先端半導体など重要先端技術分野で国際協調による投資拡大、重要物資の国内生産能力強化
  - ◆ **企業の国内投資回復と対内直接投資拡大**
    - ・ サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部材材等の国内生産拠点整備支援、対内直接投資促進
  - ◆ **中小企業等の輸出拡大**
    - ・ 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の推進
  - ◆ **農林水産物の輸出拡大**
    - ・ 2025年2兆円輸出目標の前倒し（専門人材による伴走支援や輸出のための施設整備支援、品目団体による輸出力強化、輸出支援体制確立、農林水産・食品関連スタートアップ支援、品種流出防止等）

### III 「新しい資本主義」の加速

- 1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動・構造的賃上げに向けた一体改革**
  - ◆ **人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方などの推進、人的資本に関する企業統治改革**
    - ・ 「人への投資」の施策パッケージを5年1兆円へ拡充（企業間・産業界間の労働移動の円滑化、在職者のキャリアアップのため訓練から転職まで一気通貫で支援、労働者のリスクリリング支援）、労働移動円滑化の指針を来春6月までに策定
    - ・ 若手研究者への支援強化、デジタル推進人材育成230万人拡大、成長分野への大学・専攻の学部再編等支援
    - ・ 非財務情報開示の充実、生産性を高める働き方改革、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備、就職氷河期世代支援
  - ◆ **資産所得の倍増**
    - ・ 「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討やiDeCo制度改革の検討、金融教育の充実
- 2. 成長分野における大胆な投資の促進**
  - ◆ **科学技術・イノベーション**
    - ・ 重要技術の育成、国際共同研究強化（量子、AI等）、若手研究者による挑戦的・国際的研究の支援、宇宙・海洋・原子力・核融合の研究開発、地域の中核大学や特色ある大学の強化、2025年大阪・関西万博の円滑な実施
  - ◆ **スタートアップの起業加速**
    - ・ 5年10倍増を視野に5か年計画策定。立上げ期の人的・ネットワーク面での支援（未踏事業拡大、若手人材の海外派遣、海外における起業家育成拠点創設、1大学1IPO運動、グローバル・スタートアップキャンパス構想具体化等）、成長に向けた資金供給強化と事業展開・出口戦略の多様化（研究開発型スタートアップへの支援、SBI Rの拡充等）
  - ◆ **GX（グリーン・トランスフォーメーション）**
    - ・ G1基金拡充、革新的GX技術の研究開発促進、アジア・ゼロエミッション共同体構想推進
    - ・ 成長に資する施策は、足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえて、年末までにまとめる「10年ロードマップ」に基づく政府投資の一環として先行実施
  - ◆ **DX（デジタル・トランスフォーメーション）**
    - ・ Beyond 5G（6G）研究開発、マイナンバーカード普及促進（健康保険証等と一体化加速等）、中小企業DX、医療・介護DX（オンライン資格確認用途拡大等）、教育DX、デジタル田園都市国家構想推進、日米共同の次世代半導体技術開発
- 3. 包摂社会の実現**
  - ◆ **少子化対策、こども・子育て世代への支援**
    - ・ 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施、出産育児一時金大幅増額（令和5年度当初予算）、こども食堂等こどもの居場所・食への支援
  - ◆ **女性活躍、孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方々への支援**
    - ・ 女性デジタル人材・女性起業家育成、同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員化や待遇改善
    - ・ 孤独・孤立対策の強化、就職氷河期世代支援、障害者支援

### IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

- 1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化**
  - ◆ **保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援**
    - ・ 病床確保・宿泊療養施設確保・医療人材確保、PCR検査体制の整備、抗原定性検査キットの確保
  - ◆ **ワクチン等による感染拡大防止と次の感染症危機への備え**
    - ・ ワクチン接種体制整備、ワクチン・治療薬の研究開発、国際機関への協力
- 2. 防災・減災、国土強靱化の推進**
  - ・ 次期基本計画検討、5か年加速化対策推進、流域治水推進、線状降水帯・台風等による大雨等予測精度向上
- 3. 自然災害からの復旧・復興の加速**
  - ・ 東日本大震災からの復旧・復興、ALPS処理水放出に伴う持続可能な漁業実現への支援、自然災害からの復旧・復興
- 4. 外交・安全保障環境の変化への対応**
  - ◆ **外交・安全保障**
    - ・ G7広島サミット開催や安保理入りを見据えた機動的で力強い外交の展開、ウクライナ及び周辺国への支援、自衛隊等の変化する安全保障環境への対応、戦略的海上保安体制の強化、総合的な海洋の安全保障の推進
  - ◆ **経済安全保障・食料安全保障**
    - ・ 量子・AI等先端的な重要技術育成、重要物資のサプライチェーン強靱化（重要物資の早期指定、物資の特性に応じた生産・供給・備蓄・代替物資の開発等への支援を基金の設置・活用もいながら実施）、食料安全保障の強化
- 5. 国民の安全・安心の確保**
  - ・ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（送迎バスの安全装置改修支援等）、消費者契約関連法の見直しなど悪質商法等の対策強化、G7広島サミットを見据えた警護・警戒・警備等の強化

V 今後への備え：「新型コロナウイルス感染症及び感染症の予防と対策の推進」、「ウクライナ情勢対応に関する取組」（関係）の継続

本経済対策の規模						本経済対策の効果	
	I	II	III	IV	V	合計	
財政支出	12.2	4.8	6.7	10.6	4.7	39.0	直接的なGDP押し上げ効果： 実質GDP増速 4.6%程度
	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	効果創出効果： 消費物价指数（総合）1.2%程度以上（※）
事業規模	37.5	8.9	9.8	10.7	4.7	71.6	※電気・ガス料金や燃料油価格等の長期継続的な効果
	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	兆円/年	

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

## 値引き単価

### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）

高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

## 実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者  
（家庭・企業）

・補助を原資に料金を値引き  
・検針票・請求書等に値引きを反映

# 燃料油価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

レギュラーガソリン・全国平均価格



## 実施スキーム

国

造成・積み増し

基金設置法人

抑制原資の支給

元売事業者等

卸価格の抑制

小売事業者  
(ガソリンスタンド)

小売価格の抑制

燃料油の消費者  
(家庭・企業)

# LPガス小売価格の低減に資する配送合理化等の取組

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きいことから、零細事業者を含め、配送合理化への取組を、前例のない補助率で推進する。

## 小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金【令和4年度2次補正：138億円】

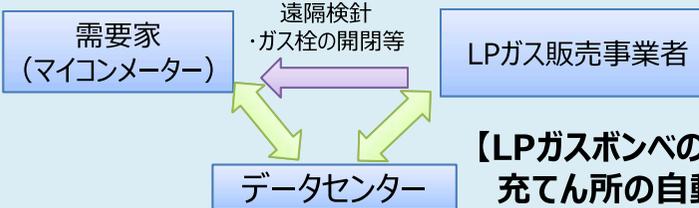
### 事業概要

LPガスの小売価格低減に資する人手不足解消、配送業務の効率化を図る設備導入を支援。

- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーターの導入支援。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入支援。
- (3) 充てん所の自動化等に資する設備の導入支援。

### 事業イメージ

#### 【スマートメーター】



#### 【LPガスの配送車両】



LPガス運搬車



【LPガスボンベの充てん所の自動化】

### 実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

小売価格の低減

LPガス消費者  
(家庭・企業)

## 小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金【令和4年度2次補正：16億円】

### 事業概要

- LPガスを利用する需要家が、大型のLPガスタンクでの供給を受ける際に必要となるLPガスタンクや付属設備等の購入や設置工事費に要する経費の一部を支援。

### 事業イメージ

#### 【LPガスタンク、付属設備の例】



# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh <b>(+32%)</b>	17,852円 45円/kWh <b>(+32%)</b>	18,458円 46円/kWh <b>(+28%)</b>	—	16,491円 41円/kWh <b>(+48%)</b>	—	17,426円 44円/kWh <b>(+34%)</b>	16,609円 42円/kWh <b>(+29%)</b>	—	20,045円 50円/kWh <b>(+42%)</b>
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 <b>(+21%)</b>	▲1,195円 16,657円 <b>(+24%)</b>	▲1,936円 16,522円 <b>(+14%)</b>	—	▲612円 15,879円 <b>(+42%)</b>	—	▲612円 16,814円 <b>(+29%)</b>	▲486円 16,123円 <b>(+25%)</b>	—	▲648円 19,397円 <b>(+38%)</b>
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh <b>(▲9%)</b>	11,829円 30円/kWh <b>(▲12%)</b>	11,722円 29円/kWh <b>(▲19%)</b>	10,818円 27円/kWh <b>(▲24%)</b>	11,323円 28円/kWh <b>(+2%)</b>	8,664円 22円/kWh <b>(▲29%)</b>	11,978円 30円/kWh <b>(▲8%)</b>	11,639円 29円/kWh <b>(▲10%)</b>	8,569円 21円/kWh <b>(▲28%)</b>	12,877円 32円/kWh <b>(▲9%)</b>
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

## 今後の予定（案）

7月12日（水） 第2回目安に関する小委員会  
於 未定

7月20日（木） 第3回目安に関する小委員会  
於 未定

7月26日（水） 第4回目安に関する小委員会  
於 未定

※上記の日程は調整中

# 最低賃金に関する調査研究

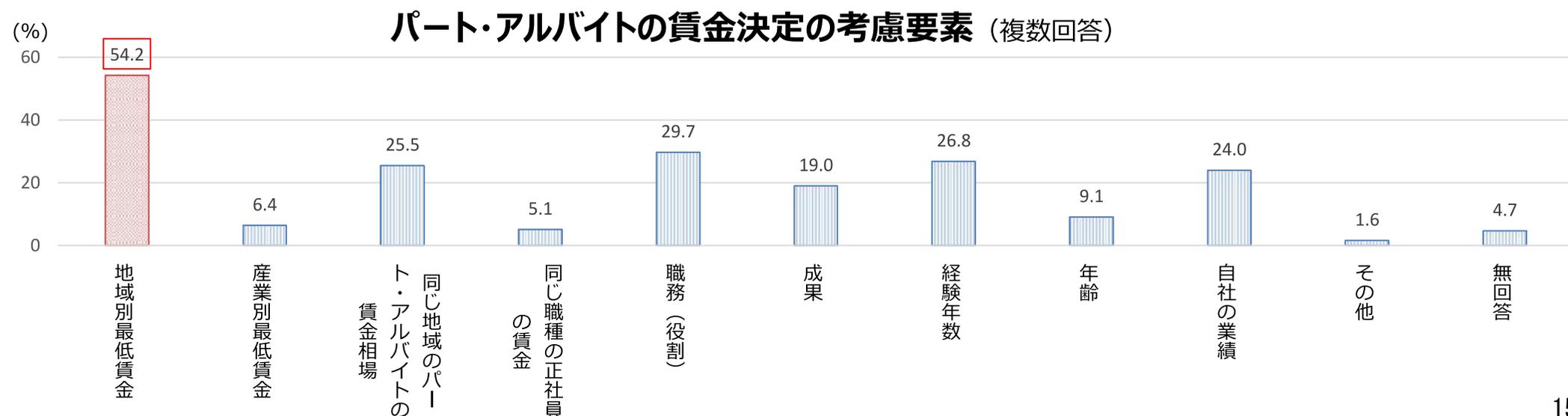
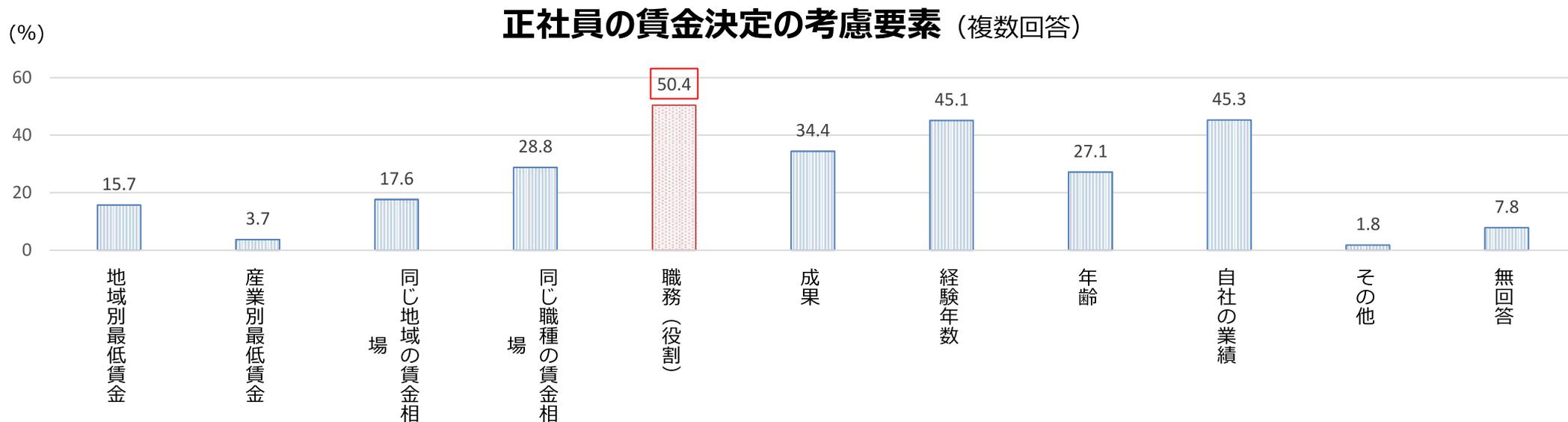
# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022年)の概要(速報)

# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022)の概要(速報)

調査の概要	調査の実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																																																								
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																																																								
	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業20,000社（官公営、非営利法人除く）。 ※2021年・2022年調査とも回答があった企業でパネル接続を行うため、パネル接続可能企業（6,536社）を対象とするとともに、※民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、13,464社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																																																								
	調査方法	郵送による配布・回収																																																																																								
	調査期間	2023年1月12日～27日（2月末までに到着した調査票を集計）																																																																																								
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：7,634社（38.2% /20,000社） （うち、2021年調査も回答した企業（パネル接続対象）の集計対象企業数：3,673社（56.2% /6,536社）																																																																																								
	集計対象企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1643</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1875</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>1916</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>2200</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2433</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1917</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1452</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>592</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>590</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>416</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>234</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1643	21.5	Bランク	1875	24.6	Cランク	1916	25.1	Dランク	2200	28.8	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2433	31.9	5～9人	1917	25.1	10～19人	1452	19.0	20～29人	592	7.8	30～49人	590	7.7	50～99人	416	5.4	100～299人	234	3.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1630</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1427</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>124</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>293</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>747</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1115</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>87</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>274</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>98</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>342</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>188</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>48</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>69</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>357</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>835</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table>	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1630	21.4	製造業	1427	18.7	情報通信業	124	1.6	運輸業	293	3.8	卸売業	747	9.8	小売業	1115	14.6	金融業、保険業	87	1.1	不動産業、物品賃貸業	274	3.6	宿泊業	98	1.3	飲食サービス業	342	4.5	生活関連サービス業	188	2.5	娯楽業	48	0.6	教育、学習支援業	69	0.9	医療、福祉	357	4.7	上記以外のサービス業	835	10.9
	ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																							
Aランク	1643	21.5																																																																																								
Bランク	1875	24.6																																																																																								
Cランク	1916	25.1																																																																																								
Dランク	2200	28.8																																																																																								
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																								
1～4人	2433	31.9																																																																																								
5～9人	1917	25.1																																																																																								
10～19人	1452	19.0																																																																																								
20～29人	592	7.8																																																																																								
30～49人	590	7.7																																																																																								
50～99人	416	5.4																																																																																								
100～299人	234	3.1																																																																																								
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																								
建設業	1630	21.4																																																																																								
製造業	1427	18.7																																																																																								
情報通信業	124	1.6																																																																																								
運輸業	293	3.8																																																																																								
卸売業	747	9.8																																																																																								
小売業	1115	14.6																																																																																								
金融業、保険業	87	1.1																																																																																								
不動産業、物品賃貸業	274	3.6																																																																																								
宿泊業	98	1.3																																																																																								
飲食サービス業	342	4.5																																																																																								
生活関連サービス業	188	2.5																																																																																								
娯楽業	48	0.6																																																																																								
教育、学習支援業	69	0.9																																																																																								
医療、福祉	357	4.7																																																																																								
上記以外のサービス業	835	10.9																																																																																								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2022年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</li> <li>産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。</li> </ul>																																																																																									

# 正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

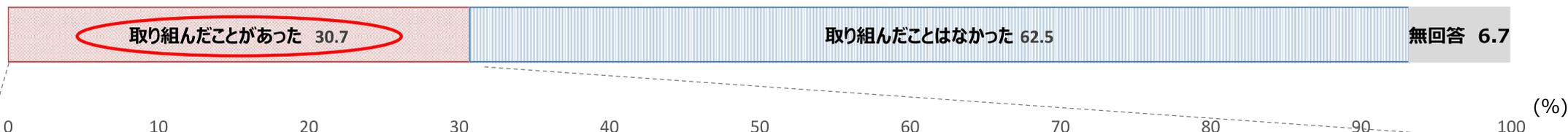


(注) 集計対象企業 (7,634社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,211社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,834社) について集計。

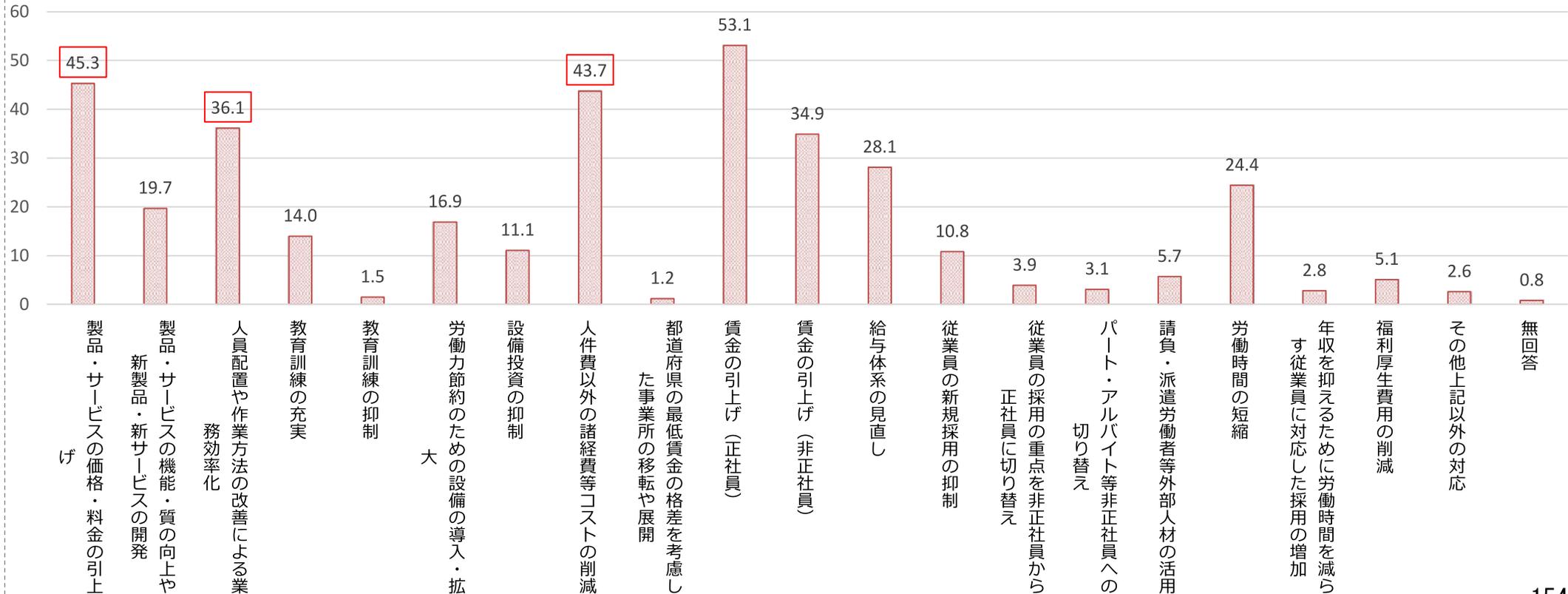
# 最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2022年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は30.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

## 2022年の最低賃金引上げに対する取組の有無



## 2022年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)



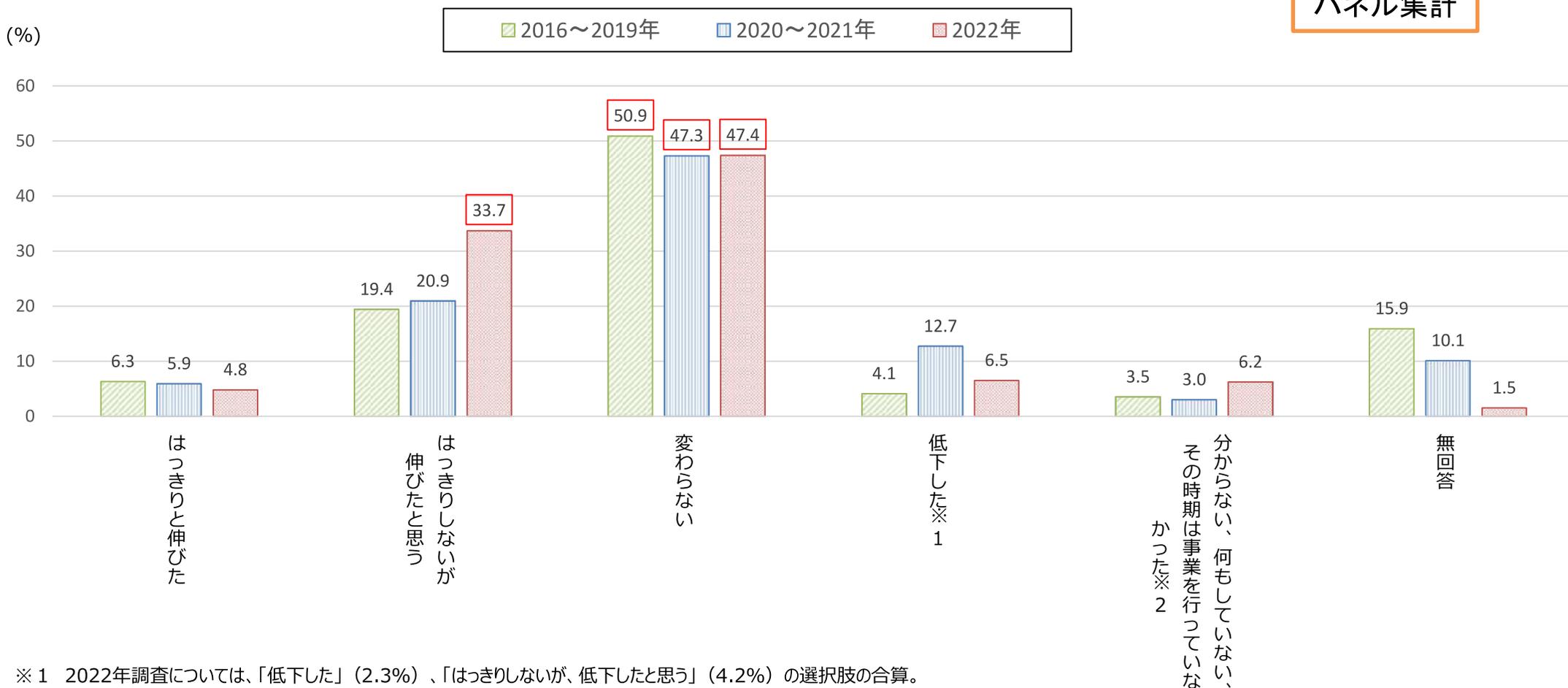
(注) 上図は集計対象企業 (7,634社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2,576社) について集計。

# 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めているが、2022年には「はっきりとしないが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの  
生産や売上が伸びたか

パネル集計



※1 2022年調査については、「低下した」(2.3%)、「はっきりしないが、低下したと思う」(4.2%)の選択肢の合算。

※2 2022年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

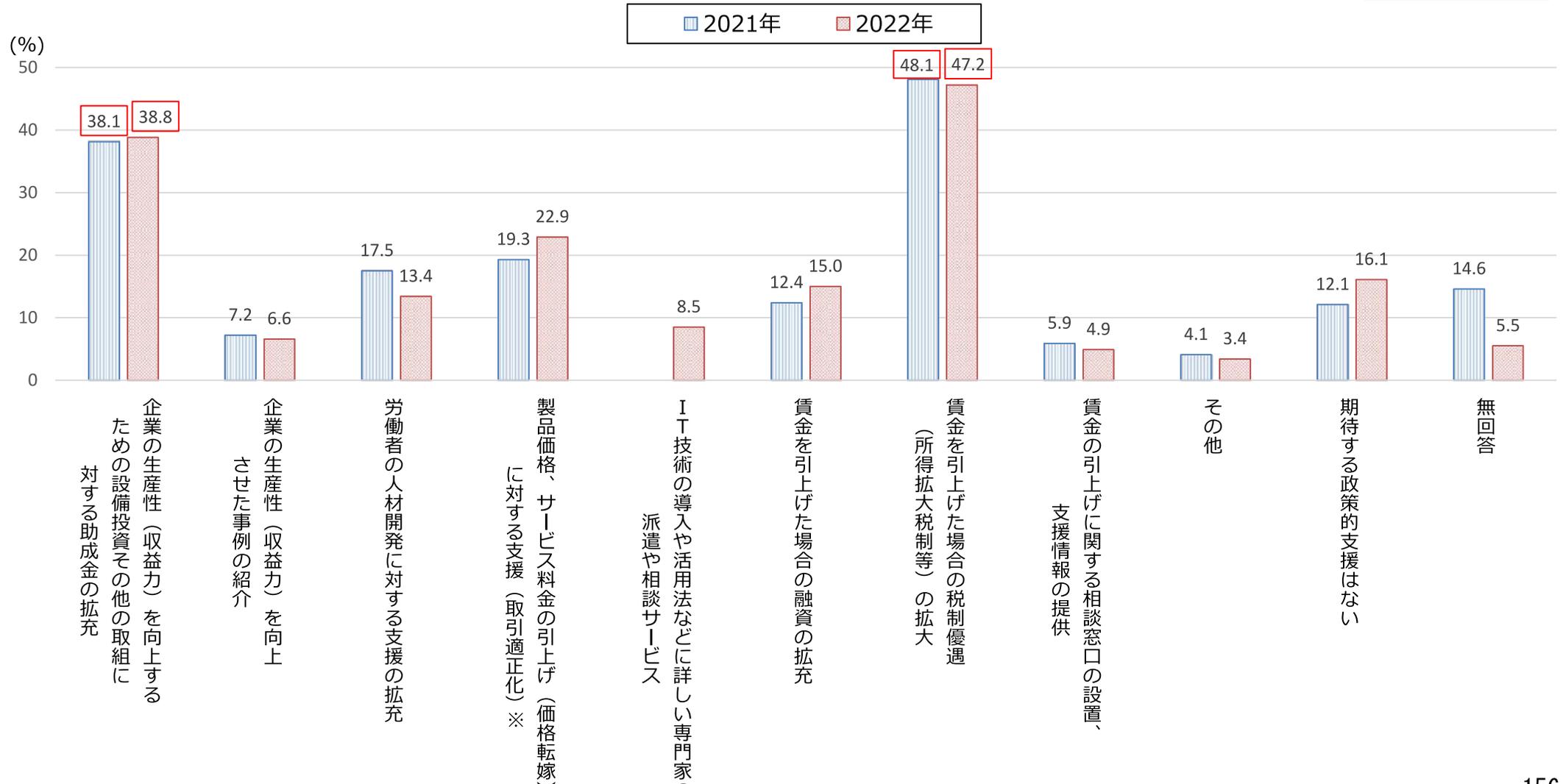
(注) 集計対象企業(3,673社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2022年調査:1,274社、2021年調査:2,025社)について集計。

# 最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

- 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、2021年調査・2022年調査いずれも、「賃金を上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)

パネル集計

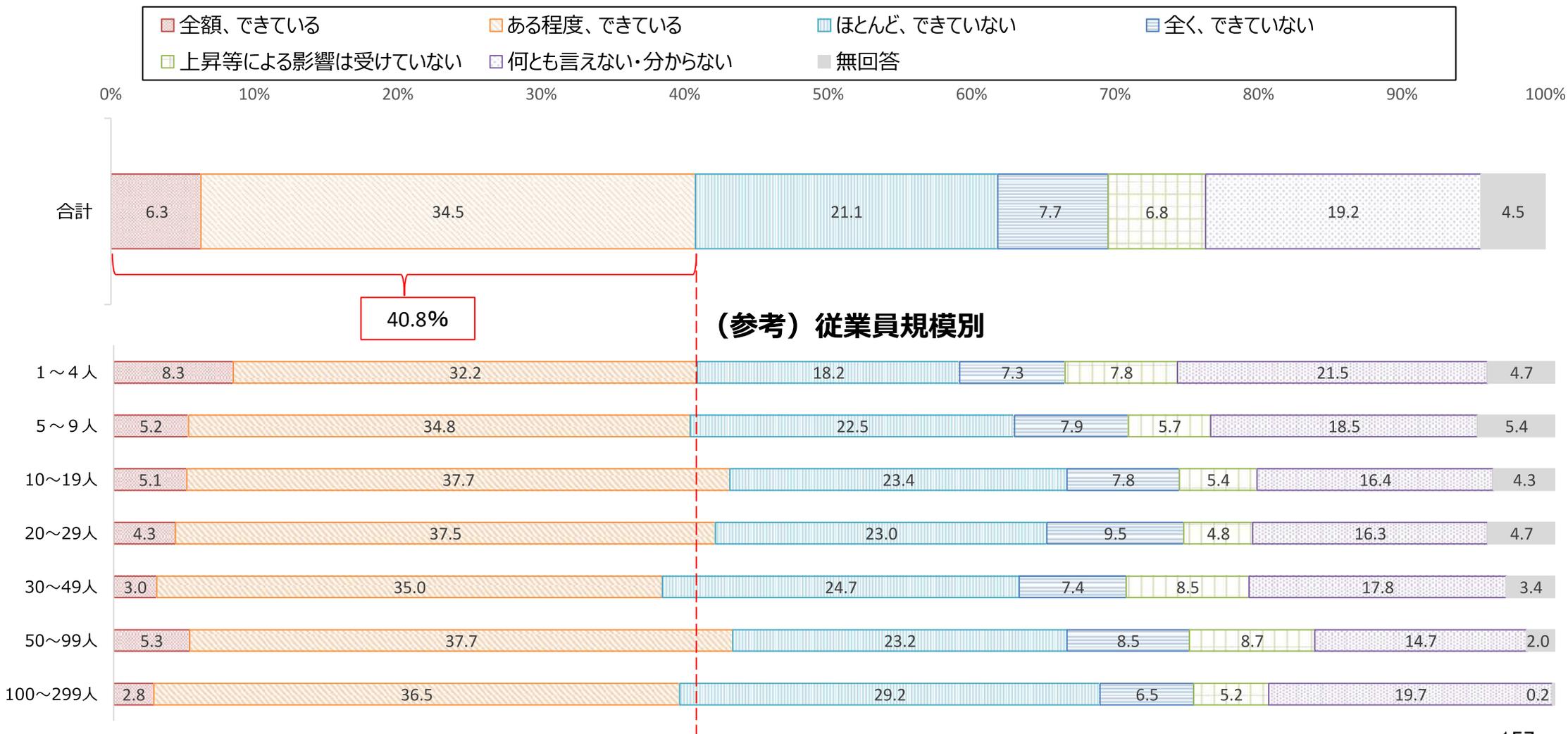


※ 2021年調査における選択肢は、「製品価格、サービス料金を引上げて労務費上昇の負担を軽減する支援」  
 (注) 集計対象企業(3,673社)について集計。

# 円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁

○ 最近の円安進行や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計40.8%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、  
 上昇コスト全額を価格転嫁をできているか

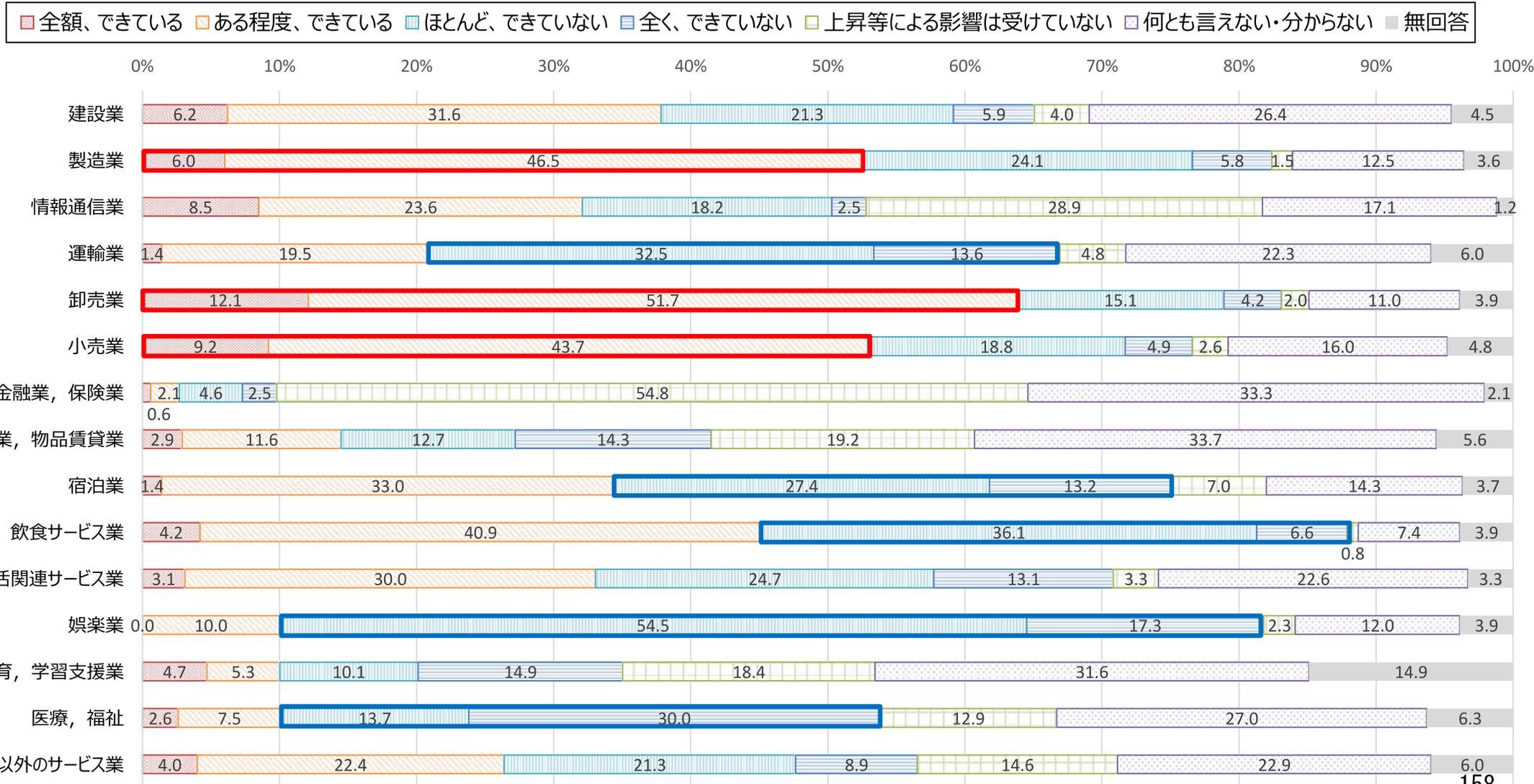


(注) 集計対象企業 (7,634社) について集計。

# 円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（製造業、卸売業、小売業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が4割を超える業種（運輸業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、医療、福祉）もある。

## (参考) 業種別



(注) 集計対象企業 (7,634社) について集計。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社  
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

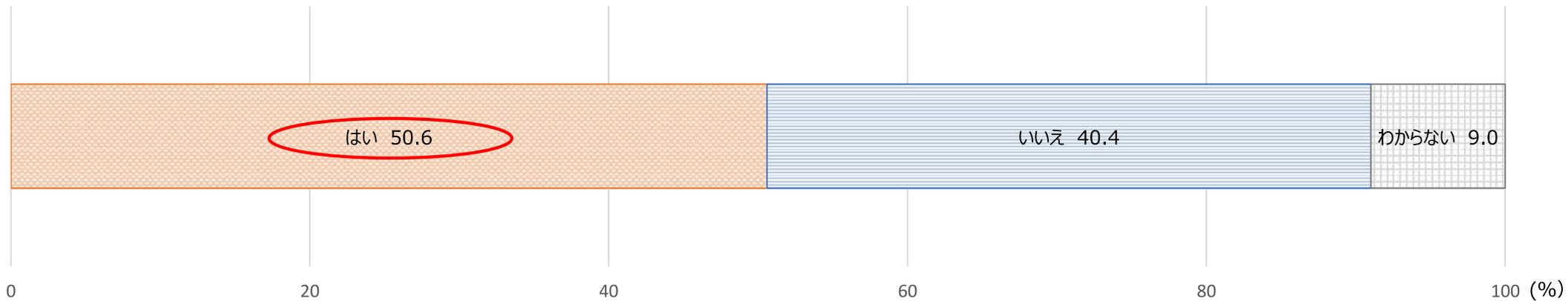
# 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

調査の概要	調査事業の委託先	三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）																																											
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2023調査」と表記） なお、三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2022年）は、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したものである。（本資料中「2022調査」と表記）																																											
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。） ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																											
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																											
	調査期間	2023年5月12日～22日																																											
有効回答数等	有効回答数	有効回答数：2,866人																																											
	有効回答者の属性	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【性別】</th> <th colspan="2">【年齢階級】</th> <th colspan="2">【勤務地の地域区分】</th> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>603人</td> <td>～29歳</td> <td>548人</td> <td>Aランク</td> <td>1,340人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,263人</td> <td>30～39歳</td> <td>282人</td> <td>Bランク</td> <td>576人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,866人</td> <td>40～49歳</td> <td>509人</td> <td>Cランク</td> <td>617人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50～59歳</td> <td>590人</td> <td>Dランク</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60歳以上</td> <td>937人</td> <td>合計</td> <td>2,866人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>2,866人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	603人	～29歳	548人	Aランク	1,340人	女性	2,263人	30～39歳	282人	Bランク	576人	合計	2,866人	40～49歳	509人	Cランク	617人			50～59歳	590人	Dランク	333人			60歳以上	937人	合計	2,866人			合計	2,866人			<p>※ 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、29歳以下男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>
	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																								
男性	603人	～29歳	548人	Aランク	1,340人																																								
女性	2,263人	30～39歳	282人	Bランク	576人																																								
合計	2,866人	40～49歳	509人	Cランク	617人																																								
		50～59歳	590人	Dランク	333人																																								
		60歳以上	937人	合計	2,866人																																								
		合計	2,866人																																										
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和5年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																												

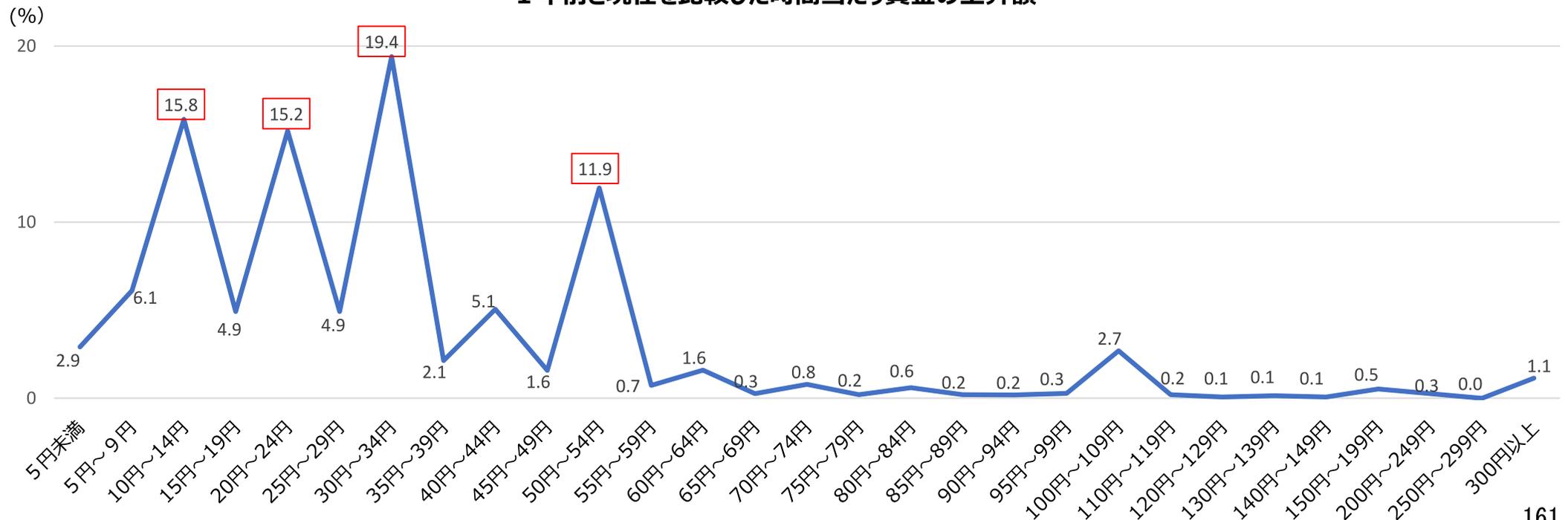
# 過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増えたのは50.6%であり、賃金上昇額は「30～34円」(19.4%)、「10～14円」(15.8%)、「20～24円」(15.2%)、「50～54円」(11.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



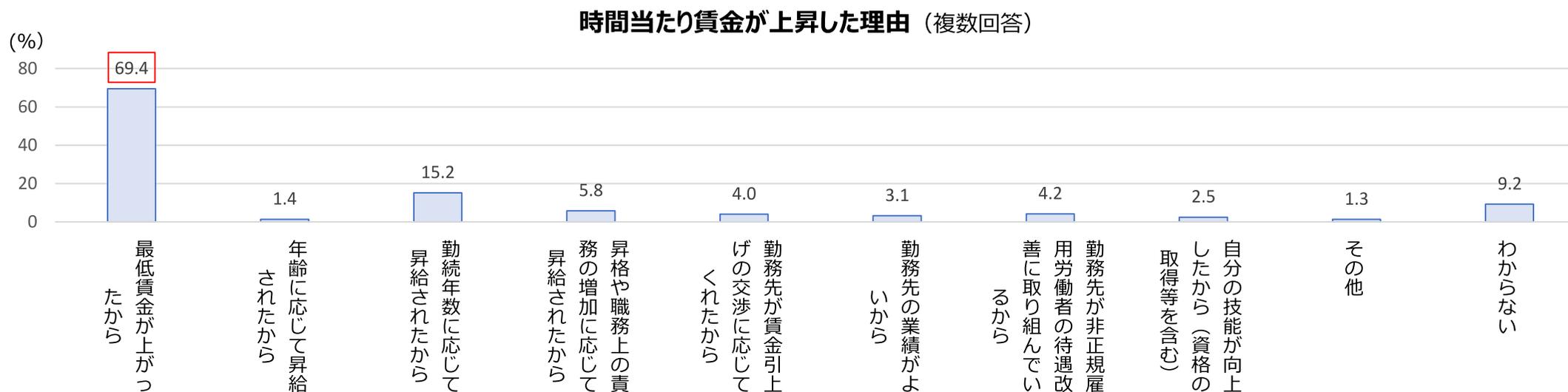
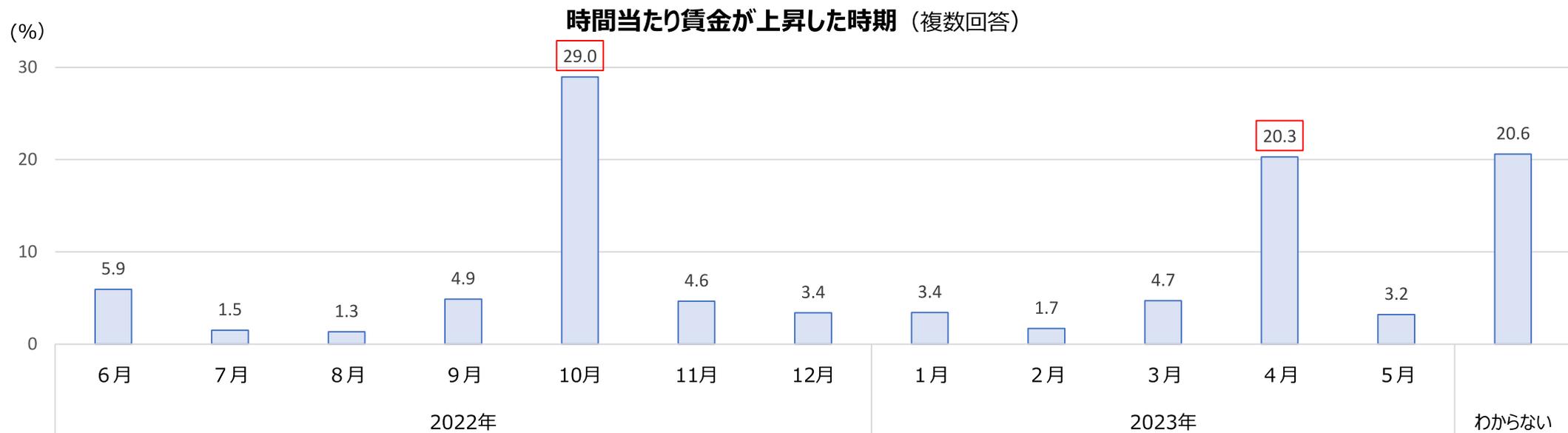
1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



(注) 有効回答者 (2,866人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,447人) について集計。

# 過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2022年10月」(29.0%)が最も多く、「2023年4月」(20.3%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(69.4%)が最も多くなっている。



(注) 有効回答者(2,866人)のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(1,447人)について集計。

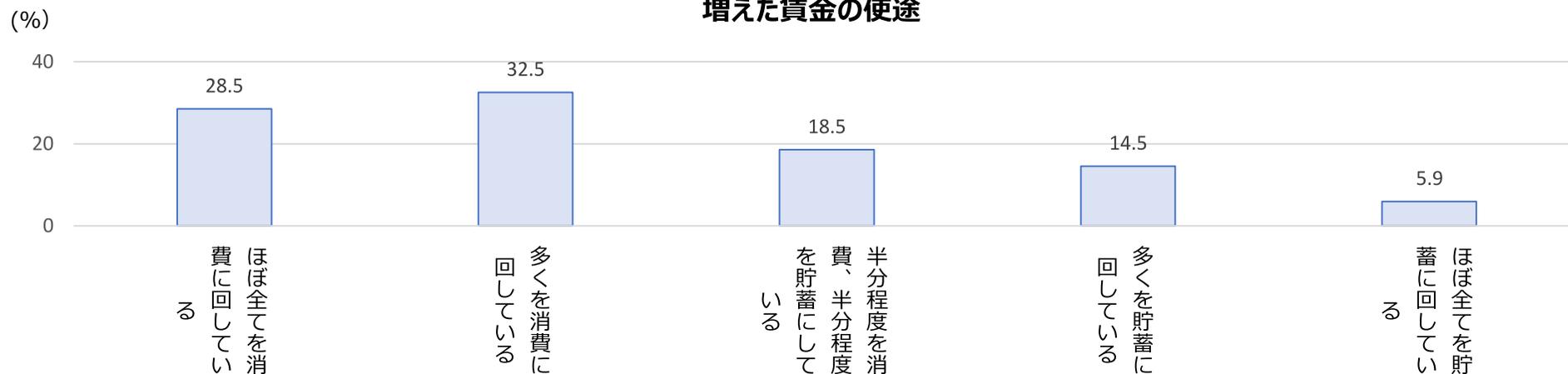
# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が64.8%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計26.7%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計61.0%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。

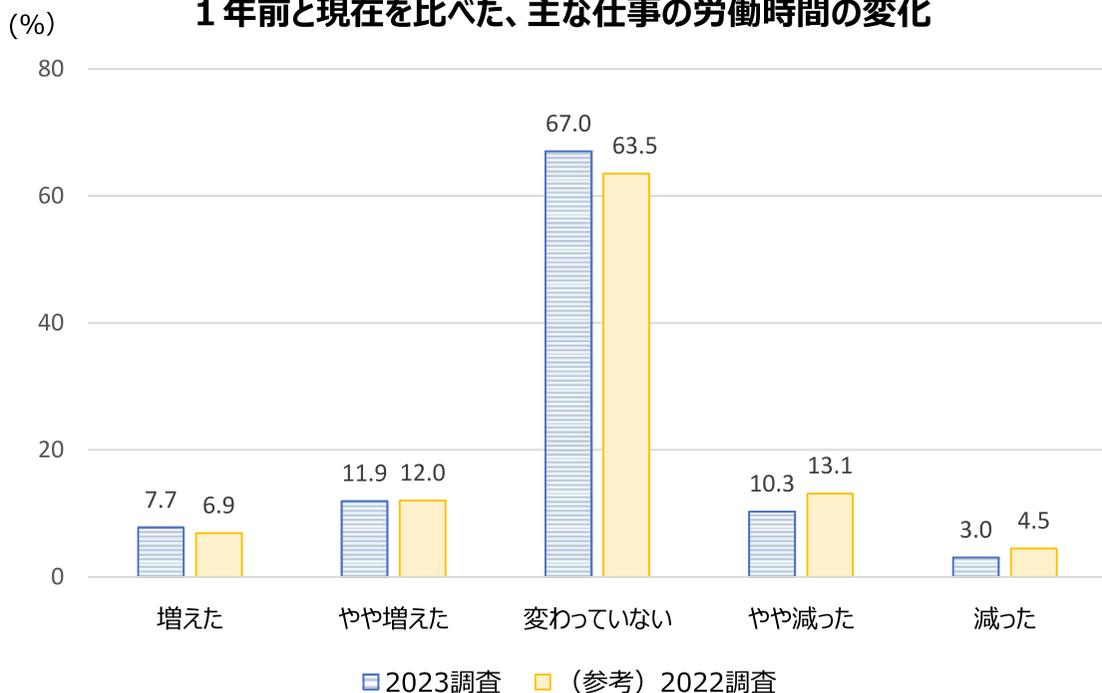
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(566人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

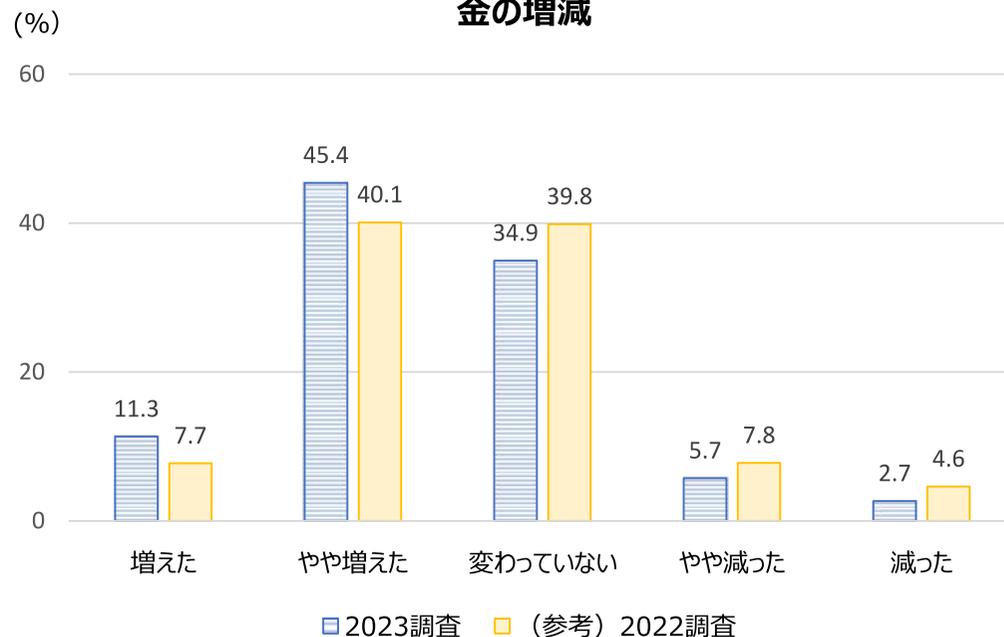
# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.0%となっており、2022年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が56.7%、「変わっていない」が34.9%、「やや減った」「減った」が8.4%となっており、特に「増えた」「やや増えた」の割合が2022年調査(47.8%)と比べて増加した。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



(注) 2023調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。

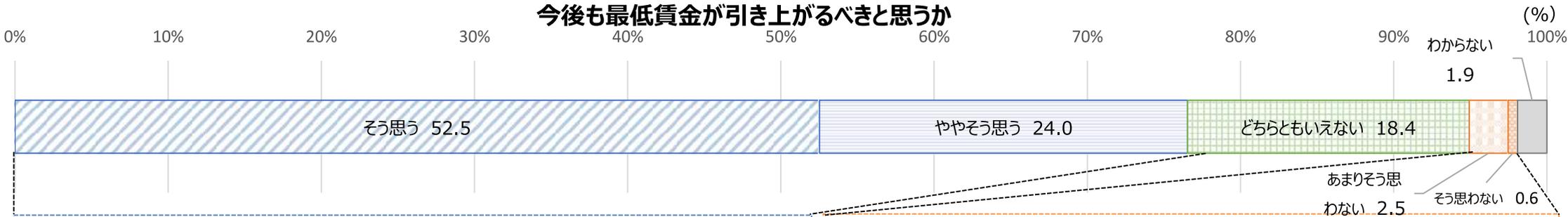
2022調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(753人)について集計。労働時間の変化については、「1年前と現在を比べて、現在のあなたの労働時間は増えましたか。減りましたか。」と質問している。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

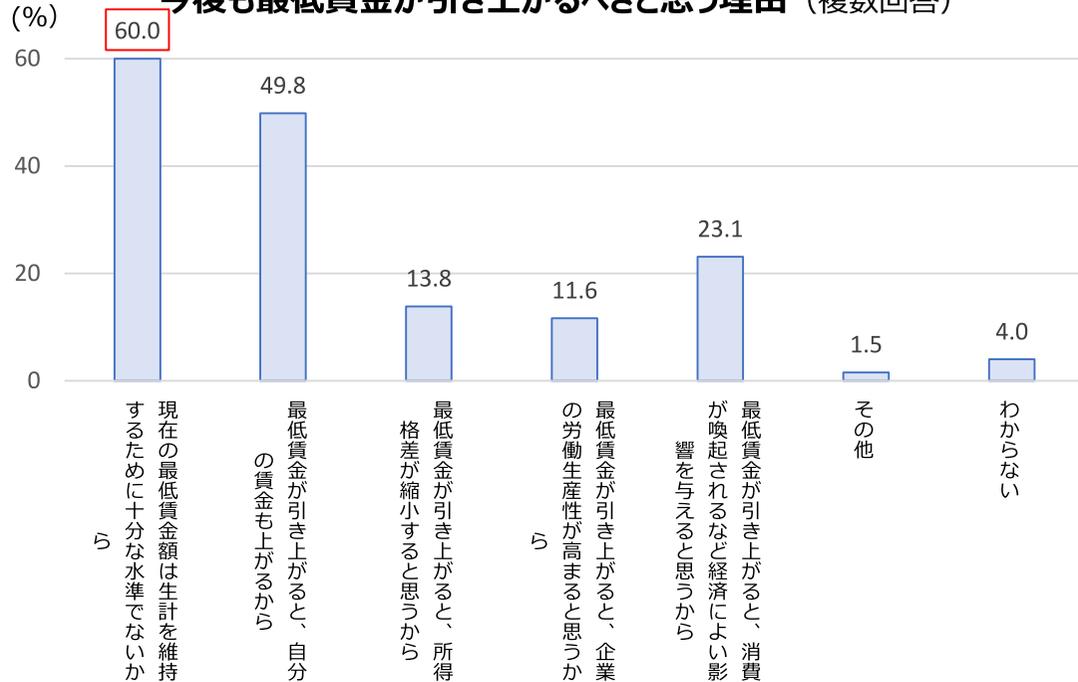
# 今後の最低賃金引上げに関する見解

○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が76.5%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が3.2%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.0%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」を除けば、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が23.7%と最も多くなっている。

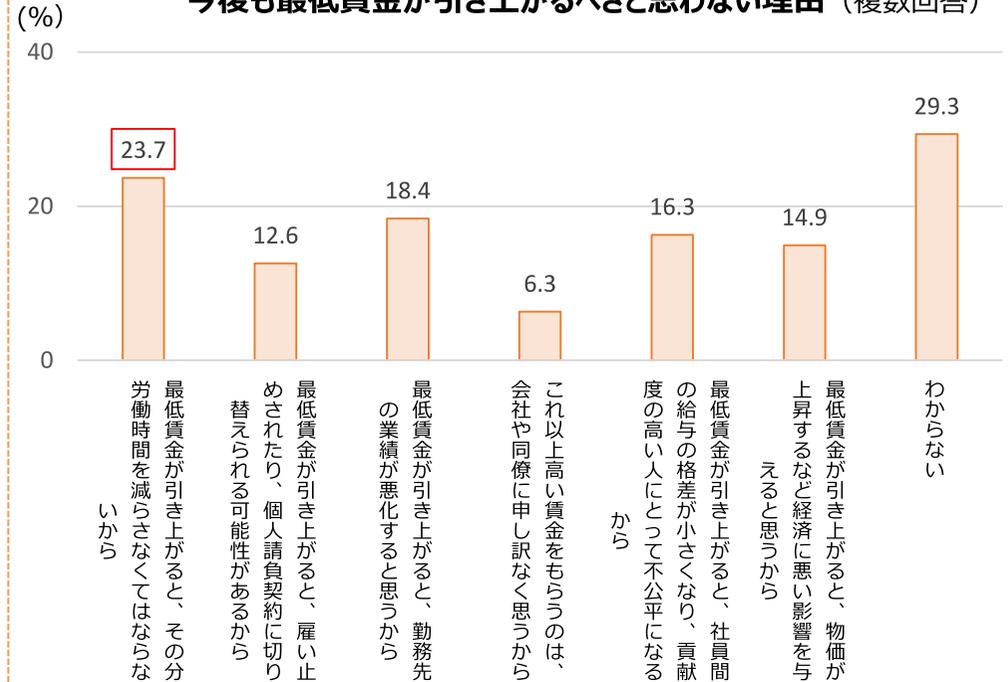
今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきかについては、有効回答者 (2,866人) について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者 (2,204人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者 (91人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。